

令和5年第1回定例会

# 孺恋村議会会議録

令和5年3月7日 開会

令和5年3月17日 閉会

孺恋村議会

## 令和5年第1回孺恋村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月7日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第1号の上程、説明、質疑	13
○報告第2号の上程、説明、質疑	15
○報告第3号の上程、説明、質疑	16
○諮問第1号の上程、説明	18
○議案調査について	19
○日程の変更について	19
○議案第1号～議案第6号の一括上程、説明	19
○日程の変更について	27
○議案第7号～議案第14号の一括上程、説明	28
○予算審査特別委員会の設置、付託について	48
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○議案第18号の上程、説明	53
○議案第19号の上程、説明	53

○議案第 20 号の上程、説明	5 4
○議案第 21 号の上程、説明	5 4
○議案第 22 号の上程、説明	5 5
○議案第 23 号の上程、説明	5 5
○議案第 24 号の上程、説明	5 5
○議案第 25 号の上程、説明	5 6
○議案第 26 号の上程、説明	5 7
○請願書、陳情書等の委員会付託について	5 7
○議員派遣の件について	5 7
○休会について	5 8
○散会の宣告	5 8

## 第 2 号 (3月14日)

○議事日程	5 9
○本日の会議に付した事件	5 9
○出席議員	5 9
○欠席議員	5 9
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 0
○事務局職員出席者	6 0
○開議の宣告	6 1
○議事日程の報告	6 1
○答申第 1 号の質疑、採決	6 1
○令和 4 年度孺恋村各会計補正予算についての質疑、一括討論、採決	6 1
○予算審査特別委員会報告についての一括討論、採決	6 5
○議案第 18 号の質疑、討論、採決	7 0
○議案第 19 号の質疑、討論、採決	7 0
○議案第 20 号の質疑、討論、採決	7 1
○議案第 21 号の質疑、討論、採決	7 2
○議案第 22 号の質疑、討論、採決	7 2
○議案第 23 号の質疑、討論、採決	7 3

○議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	7 4
○議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	7 4
○議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	7 5
○休会について	7 6
○散会の宣告	7 6

### 第 3 号 (3月17日)

○議事日程	7 7
○本日の会議に付した事件	7 7
○出席議員	7 7
○欠席議員	7 7
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 7
○事務局職員出席者	7 8
○開議の宣告	7 9
○議事日程の報告	7 9
○請願書、陳情書等の審査報告について	7 9
○一般質問	8 1
佐 藤 鈴 江 君	8 1
上 坂 建 司 君	9 6
大久保 守 君	9 9
伊 藤 洋 子 君	1 1 4
大 野 克 美 君	1 2 8
○閉会中の継続審査申出について	1 4 2
○閉議及び閉会の宣告	1 4 2
○署名議員	1 4 3

令和 5 年 第 1 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和5年第1回嬭恋村議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第1号)

令和5年3月7日(火) 午前9時57分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更)
- 日程第 6 報告第 2号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更)
- 日程第 7 報告第 3号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更)
- 日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 議案第 1号 令和4年度嬭恋村一般会計補正予算(第10号)
- 日程第10 議案第 2号 令和4年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第 3号 令和4年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第 4号 令和4年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第 5号 令和4年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第 6号 令和4年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第 7号 令和5年度嬭恋村一般会計予算について
- 日程第16 議案第 8号 令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第 9号 令和5年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第18 議案第10号 令和5年度嬭恋村介護保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第11号 令和5年度嬭恋村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第12号 令和5年度嬭恋村上水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第13号 令和5年度嬭恋村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第14号 令和5年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第15号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第24 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

- 日程第 2 5 議案第 1 7 号 嬭恋村過疎対策のための村税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 1 8 号 嬭恋村附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 1 9 号 嬭恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 0 号 嬭恋村国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 2 1 号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 2 2 号 嬭恋浅間寮の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 2 3 号 嬭恋村地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 2 4 号 嬭恋村辺地総合整備計画の策定等について
- 日程第 3 3 議案第 2 5 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 3 4 議案第 2 6 号 村道路線認定について
- 日程第 3 5 請願書、陳情書等の委員会付託について
- 日程第 3 6 議員派遣の件について

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（12名）

1 番	黒 岩 敏 行 君	2 番	土 屋 圭 吾 君
3 番	石 野 時 久 君	4 番	上 坂 建 司 君
5 番	佐 藤 鈴 江 君	6 番	土 屋 幸 雄 君
7 番	松 本 幸 君	8 番	黒 岩 忠 雄 君
9 番	伊 藤 洋 子 君	1 0 番	大久保 守 君
1 1 番	羽生田 宗 俊 君	1 2 番	大 野 克 美 君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 熊 川 栄 君 教 育 長 地 田 功 一 君

総務課長	佐藤幸光君	会計管理者兼 税務会計課長	望月浩二君
未来創造課長	熊川明弘君	交流推進課長	宮崎貴君
住民課長	宮崎由美子君	健康福祉課長	熊川真津美君
建設課長	滝沢勇司君	農林振興課長	横沢貴博君
上下水道課長	宮崎忠君	観光商工課長	黒岩建五郎君
教育委員会 教務局長	目黒康子君		

---

#### 事務局職員出席者

議会事務局長	土屋和久	書記	横沢右京
--------	------	----	------



開会 午前 9時57分

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） 皆さん、おはようございます。

全国町村議会議長会表彰並びに群馬県町村議会議長会表彰を受賞されました5名の方に、改めてお祝いと、これまでの議員活動に対する感謝を申し上げます。今後のさらなるご活躍とご健勝を祈念いたします。

新型コロナウイルス感染症の対策の中で、政府はこの3月13日より、マスクの着用は室内・室外を問わず個人の判断に委ねることとし、混雑した場所などでは着用を推奨することとしました。

本会議では、感染予防対策として設置してまいりましたアクリル板は撤去しましたが、会期中のマスクの着用を継続することをお願いしたいと思います。また、入場の際は、消毒などの感染予防に引き続きご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和5年第1回嬭恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、佐藤鈴江さん、松本幸君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの11日間と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査報告書12月から2月分及び定期監査の結果についてを受理いたしましたので、配付のとおり報告をいたします。

また、本職において決定した議員派遣の結果並びに12月定例会以後の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

最後に、2月28日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○議会運営委員長（黒岩忠雄君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、2月28日、委員会を開催し、当局から村長、総務課長の出席により、令和5年第1回議会定例会の運営について協議しました。

第1回議会定例会の会期は3月7日から17日までの11日間とし、一般質問の通告期限は14日午前10時までと決定いたしました。

提出予定案件は、報告3件、諮問1件、議案26件です。主な内容としましては、各会計の令和4年度補正予算並びに令和5年度当初予算、村条例の一部改正、辺地総合整備計画の策定等、工事請負契約の変更、村道路線認定が予定されております。

また、当局から提出議案並びに課題となっている案件の説明を行いたいとの要望があり、7日の全員協議会において行うことと決定いたしました。

なお、令和5年度予算の審議については、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月8日から9日に行うことと決定しました。

請願・陳情等については、陳情3件、要望1件の提出がありました。協議の結果、請願・陳情文書表配付のとおり付託とすることと決定しました。

次に、各常任委員会は、中日14日の本会議終了後に開催することと決定しました。また、17日の一般質問では、一問一答方式で行うことを確認しました。

その他で、議場における新型コロナ対策について協議が行われ、設置しているアクリル板について取り外すことになりましたが、マスクの着用については今回は継続することとしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

---

## ◎行政報告

○議長（土屋幸雄君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から、行政報告を行うための発言が求められておりますので、これを許可します。  
村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 令和5年第1回孺恋村議会定例会、議長の了解を得ましたので、行政報告をさせていただきます。

まず、永年勤続で、今、5名の議員の皆さん、表彰を授与されました。長年にわたります地域の振興、そして孺恋村民の福利の向上に多大なるご尽力を尽くされた結果だと思っております。誠におめでとうございます。今後もお体にご留意なされて、ますますご健勝でご活躍をし、私たちを指導していただきますようお願い申し上げます。

まず、4年前の5月1日、令和元年が始まりました。私ども、私も含めまして、前回の選挙で5月1日から就任をしていますので、令和元年の初日から就任してきて、もうじきで4年が経過いたします。全く新しい元号が替わった時代に、私たちは就任をしてきて4年がたったということがございます。月日のたつのは早いなと痛切に思います。

さて、この4年間でございますが、大きなことが3つありました。1つ、台風19号、東日本大震災であります。2つ目、新型コロナウイルス感染症であります。3つ目、昨年2月24日、ウクライナに対するロシアの侵攻という出来事でございます。台風、コロナ、ウクライナと、この3つがこの4年間ありました。

私ども、まず台風の件でございますけれども、令和元年10月12日、未曾有の我が村で観測史上最大の雨量、1日当たり485ミリの豪雨があったということでございます。それに伴いまして、吾妻川あるいは国道144号をはじめ県道、村道、農道・林道、全てのところに甚大な被害を受け、さらには鉄道も被害を受けたということでございました。一番ひどいところ、鹿沢の奥では、田代地区を含めまして、水も出ない、電気もつかない、さらには携帯電話もつながらないという状況でございました。

幸いにして、当時はまだ避難勧告という言葉がありました。避難勧告を10月12日午後5時に出したことによりまして、人的な被害で、けがをなされた方はいらっしゃいましたが、命をなくしたという方が出なかったことは、不幸中の幸いだと思っております。

早速、対策本部をつくり、そして、さらに経過した段階で復旧・復興対策本部をつくり、昨年10月10日、国道144号、象徴的な大規模災害復興法の適用による全国6か所の1か所でありました鳴岩橋が、国土交通省の多大なるご尽力と、人とお金を投資すると、当時赤羽大臣がおっしゃったとおり投資をしていただきまして、鳴岩橋の完成を見ました。この時点で、復旧・復興の対策本部を解消させていただいたということでございました。

なお、10月12日は、嬭恋村には有史以来、多数の自然災害がありました。火山の災害、雨による災害等ございましたけれども、10月12日を嬭恋村の防災の日と制定させていただきました。今後におきましては、この防災の日を基準に、しっかりと防災意識を高め、そして、地域の安心・安全により一層努めるための日として制定したわけでございますので、より一層、安心・安全な地域づくりに努めてまいりたいと思っております。

2件目、今から3年前の2月15日に、コロナの陽性者が日本国内に初めて発生を見ました。その後、我が村でも新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げました。現在でも、まだ対策本部を立ち上げております。今日も、ここにいらっしゃる全ての方々が、冒頭議長からも話がありましたとおり、マスクの着用をしておる現実がございます。

過日、1日ですが、嬭恋高校の卒業式に出席をさせていただきました。3年間、全くマスクをずっとしたままの学校生活だったということでございます。本当にかわいそうだったなと思っておりますけれども、卒業式で子供たちの顔を見ますと、記念写真はマスクを取ってという

このようでしたが、本当に、それはそれなりに大変な時代だったけれども、3年間、大変有意義な時間を過ごせたと子供たちは申しておりました。

この新型コロナウイルス関係でございますけれども、政府のほうでは3月13日、来週からですが、13日からですが、マスクの着用は個人の判断に任せるという話になってきております。また、ご存じのように、公知の事実になっておりますが、5月8日からは、感染症法上の2類から5類に下げるということで決定をしております。つまり、5類に下げるということは、季節性インフルエンザと同じレベルということでございます。

行動制限がなくなります。幅広い医療機関で受け入れることが可能となります。また、医療費につきましては、今度は自己負担となります。高額薬については無料ということのようでございますが、その辺の詳細につきましては、時期が来れば村民にもしっかりと告知をしてまいりたい、こう思っております。

なお、群馬県では、現在警戒レベルを、3月4日からは当面の間、レベル1にするということであります。私どもも県の警戒レベルをしっかりと確認しながら、今後も緊張感を持って取り組んでまいりたいと思っております。

なお、対策本部をいつ解除するかにつきましては、もう少し様子を見て、適宜、しかるべきときに対策本部の解除に踏み切りたいと思っております。

3点目、昨年2月24日でございます。世界は驚きました。

私は常日頃、自分には3つのキーワードがある。1つは環境（エンバイロメント）、2つは食料（フード）、3つ目はエネルギーと、人類が生きるのに、この3つはキーワードだと、私は常日頃思っております。

そのうちの食料とエネルギーでございますけれども、ご存じのように、武力によって地子を変更するという現実を見ますので、武力による対処力という、これはこれで国が真剣に現在考えていただいておりますけれども、私たち国民に直接影響のあるのは、食料安全保障とエネルギー安全保障だと思っております。我が村にも大きな影響が出ておるわけでございます。

特に、日本一のキャベツの村であります。これは、先人の皆様方のご努力によって今日あります。また、私たちは日本一のキャベツの村を、いかにまた未来に向かって、ちゃんと農業・農村整備をするか、未来に向かって残していく責務もあると思っておりますが、ご存じのようにNPK、化学肥料なくして孀恋のキャベツ生産は成り立たない部分がございます。

これにつきましては、農水省のほうで、昨年の11月から今年の4月までの間、肥料につき

ましては、7項目のうち2項目をクリアすれば、値上がり分の7割を補填するという事で、生産者は自らそれをしっかりと学んで、そして申請をしている方が多数いらっしゃいます。

ということで、はっきり言いまして、エネルギーも化学肥料につきましても、100万円で買ってあったものが、円安が重なりまして、価格の高騰に合わせて、100万円で買えたものが135万円、今日1ドルが135円です。同じものを買うのに、100万円で買えたものが135万円、35%アップということでもあります。ガソリンからLNGから同じことでもあります。

4月1日以降、食料の関係で、口から入れるものについては、3,000品目以上が値上がりしたとニュースにも流れておりました。また、エネルギーの関係でいいますと、ご存じのように電力10社ございますが、東京電力も6月から30%値上げしますよという申請をエネルギー庁、経済産業省に出しております。ということで、1万円の電気料を各家庭で払っていた方々が、黙っていて、今度は1万3,000円払うという状況であります。

そういう意味で、国民だけではなく我が村の村民も、食料の安全保障、あるいは資源の、エネルギーの安全保障、こういうものをつぶさに影響を受けておりますので、村として、村政として、やるべきことをしっかり対応する必要があるということをも痛切に感じておるところでございます。国に要請すべきことは、しっかり議会の皆さん共々精査して、お願いするものはしっかりお願いしてまいりたい、こう思っております。

特に、NPKのP、リンでございますけれども、リンにつきましても中国から95%、K、カリですけれども、カリにつきましてもロシアとベラルーシとウクライナから95%、我が国は輸入をしております。したがって、下水道の排水からリンを取ろうというような動きもありますし、価格高騰に対するクリーンエネルギー対策を国のほうでも真剣に考えておる。あわせて、食料安全保障の見地も含めて、食料システムの戦略を国では策定しました。

しっかりそれを学んで、我が村でいかに対応するかと考えておるところでございます。そういう意味で、食料、エネルギーの関係は、我が村でも大変な状況になっておることでもあります。

国内政治でございますが、2月28日、衆議院で114兆円の予算が成立しました。憲法に規定のありますとおり、自然成立をする期限が2月28日、1か月前に成立したということは、事実上、国の予算114兆円強は決定であります。現在、参議院で議論をして、予算委員会を開いておりますけれども、自然成立が確定したということでもあります。

また、群馬県のほうでは8,197億円、ざっくり8,200億円の予算編成作業を、現在議会のほうで議論をさせていただいております。我が村でも、しっかりと国の政策、田園都市国家構

想、あるいは地方創生交付金、地方創生拠点整備交付金、これも全て田園都市国家構想交付金に統合されましたので、この中身の精査をしっかりと確認をし、国にお願いすべきことはしっかりお願いしてまいりたい、こう思っておるところであります。

本議会におきましては、我が村では、後ほど本会議場でも提案を当然させていただきますが、一般会計で78億円強、特別会計で38億円強、合計117億円の予算を提案させていただきます。

予算の作成に当たりましては、基本方針3本がございます。穏やかに暮らせる地域づくり、安心・安全な地域づくり、持続可能な地域づくりということの3本を柱に据えて、予算編成作業をしてまいりましたので、後ほどの予算審議特別委員会におきましては、慎重審議をご指導いただきまして、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

現在、嬭恋村では、第6次嬭恋村総合計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和元年度に議会の皆様方のご承認をいただきまして、1年ずれていた計画、我が村の基本計画を1本に年度を合わせたすり合わせをさせていただきます、この大きな2つの基本計画、総合戦略がございます。これを今後、新たに嬭恋村民にしっかりと引き継いで、この計画が実施できるよう、しっかりと我々も努めてまいりたい、こう思っております。

村内の経済状況ですけれども、第1次産業につきましては、ここ天気もよくなってきました。今週も、来週にかけて天気、温度が非常に上がるということのようでもあります。下のほうの地区、前橋や安中や上田の方面で、生産者の皆様の種まきがもう始まって、2回、3回種をまいておるといような状況でございます。

何としても今年は、もう少し年間を通しての価格、全体の価格が少しでも上がればいなと思っております。食料安全保障の見地からも、ぜひとも自分の国で食べるものについて、国民が食べるものの半分ぐらいまでは、先進国で50%を切っているのは日本国だけでございますので、何とかもう少し、みどりの食料システム戦略を中心に、価格のほうについても、消費者の理解を得るべく、我々はしっかり対応してまいりたいと思っております。

第2次産業でございますが、台風以降、さらには浅間山の減災・防災対策事業、国土交通省の直轄事業、あるいは吾妻川の一級河川の整備事業等も、国・県の事業も相当やっただいておりますが、我が村でも入札関係で、合計で16回81件、合計13億1,234万円の発注を我が村でしております。前年比は90件でございましたが、11億8,000万円ほどでございましたので、今年度のほうが多く、1億円強発注しておるといことで、それなりに第2次産業の関係の皆様、台風復興以降、大変ご尽力をいただいて復旧・復興に努めていただき、さら

に、村の仕事もご指導いただいておりますという状況にあるかと思えます。

第3次産業、この入り込み客数ですけれども、日本経済新聞の3週間前のトップページに出ておりました。インバウンドがよいよオープンになってきたと。一番多いのが韓国で46万人、2番目に多いのが台湾で25万人、3番目に多いのがベトナムで12万人、その次が香港あるいはシンガポールというような状況になっております。その中で、中国だけはビザの発給ができないということで、ここに来てビザの発給をするという動向がございますので、我が村にも観光産業には影響があるのかなと思っております。

10月から12月の3か月間の入り込み状況の概要でございますが、全体では対前年で117%ということでございますので、全体的には17%ほど伸びておるとい状況でございます。地区別にちょっと見ますと、万座が対前年で134%、鹿沢は対前年で111%、浅間が対前年で121%、バラギが対前年で76%ということで、バラギ地区だけ、ちょっと極端に対前年で比率が現状では落ちているという状況になっております。今後、みんなで観光産業の、マスクが外れる時期を目指して、観光産業の振興にも力を入れてまいる必要があると考えております。

ということで、今後の重要課題についてでございますが、ハード面の話でいいますと、上信自動車道を中心として、各インターチェンジの在り方、そして主要地方道、県道と立体交差する、全て信号をつけないというような課題があるかと思っております。国・県にしっかり継続してお願いをして、上信自動車道を中心とするランドデザインをしっかりと策定し、また、村の進めるべき公共施設の再編事業とリンクをさせて財政規律をしっかりと守る、そして、できれば民間のPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の活用を考えてまいりたい、こう思っております。

それから、ソフト面でございますが、基本的人権宣言条例を令和2年の12月議会でご承認をいただきました。基本的人権、自由権、平等権、これはフランス革命以降あったんですが、現在の我が村の憲法でうたわれておるのは、第25条の生存する権利、生存権、第26条の教育する権利、教育権、そして第28条の労働権、21世紀の権利であります。社会権とは、この3つが社会権であります。生存する権利、教育を受ける権利、そして労働する権利、義務の面もありますけれども、これら21世紀の社会権の充実こそが将来の郷土の在り方を決める。揺りかごから墓場まで、暗いところに光を、弱いところに力を与える、こういう政策をこれからする時期に来ておると、こう思っています。

特にその中でも、子ども・子育ての充実、これにつきましては、1年間の子供の出生数が



80万人を割ったということでもあります。団塊の世代、昭和20年、23年、24年、この頃は240万人、250万人だったのが、今80万人を切ったということで、子供が3分の1しか出生しないということでもあります。

先進国で、北欧を含めてフランスやドイツでも、子ども・子育て予算を充実させて、そして人口が、若干ですけれども、増えてくる傾向にある現実もあります。しっかりと国とも県ともご指導いただきながら、子ども・子育て予算、揺りかごから墓場までを合わせて、子ども・子育ての充実を図っていく必要があると思います。

今後の予定につきましては、私のホームページを見ていただければと思いますけれども、何点か申しますと、3月25日ですけれども、議員の皆様にもご指導いただきまして、地方創生拠点整備交付金で取り組んでまいりました孺恋郷土資料館と地域交流センターの増改築の完成記念式典を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

3月27日、JAの生産者大会、4月5日、JAの総会、4月9日、群馬県議会議員選挙、4月23日、孺恋村長・村議会議員選挙、4月28日、ポンペイ市との友好都市協定締結記念式典の予定でございます。商工会に今朝確認しましたら、4月29日、商工会安市、みどりマラソンが行われるということでございます。

なお、孺恋村の大きな行事では、7月2日に第15回孺恋高原キャベツマラソン、これは昨年12月に了解を得まして、現在募集中というようなことでございます。

その他、詳細な公務日程、私につきましては、ホームページをご覧いただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、社会がダイナミックに変わってまいりました。武力による安全保障もダイナミックに変わっています。日常生活も、エネルギーも食料も上がっているという現実がございます。しっかりと情報を収集し、国や県の政策もしっかり確認し、村が将来あるべき姿、どうあったらいいのか、また近隣の自治体とも連携して、また交流人口から関係人口への転換、こういうことを踏まえながら、議員の皆さんとしっかりと議論をし、孺恋のあるべき姿をしっかりと確認しながら前に進めたらと思っております。

以上で行政報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 報告第1号 専決処分の報告について、提案理由を説明させていただきます。

本件は、令和4年度孺恋村地域交流センター増築工事による工事請負契約の金額の変更について専決処分したものでございます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第1号に基づきまして、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細については担当課長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） それでは、令和5年専決第1号につきまして、専決内容の詳細説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分事項。

1、処分事項、工事請負契約の変更。

2、処分内容。

1、工事名、令和4年度孺恋村地域交流センター増築工事。

2、契約金額、変更前、金1億9,140万円。変更後、金1億9,307万2,000円。167万2,000円の増額変更となります。

3、工事場所、孺恋村大字鎌原地内。

4、契約の相手方、吾妻郡孺恋村大字芦生田223番地－1、丸栄建設株式会社、代表取締役、丸山博文。

主な変更内容になりますけれども、建築工事の増額分としまして、断熱材の追加及び変更、

カーテン、テレビ、Wi-Fi配線工事の追加、減額分としまして、給水設備及び排水設備の減となっております。

土木工事の増額分としまして、凍上抑制の費用、階段の手すり設置工事が減額分となります。駐車場工事の上層部分、アスファルト工事及び区画線の工事も減額となります。

この工事につきましては、3月のこの後の補正予算を組ませていただきまして明許繰越しをし、令和5年度工事とさせていただきます。

以上、専決処分の詳細説明とさせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今、説明がありましたけれども、私は土木のことは素人でよく分からないんですけれども、交流センターの下から遊歩道になるところの土手が今、芝か何か張っている状況ですけれども、その辺で、私はかなり土盛りしたので、熱海の事故のことをちょっと思い出したりして、ちゃんと水抜きとか、もちろんやっていると思うんですけれども、何か芝の土手の張りだけで本当に崩れることがないかどうか、ちょっと心配しているんですけれども、その辺の内容については大丈夫というふうに確証できるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの伊藤議員の質問ですが、現在、排水工事もうすぐ出来上がる予定で、排水工事をしておりますが、土手につきましても、おっしゃるとおり植栽、種まき等をしたり、場合によってはU字溝に土が流れないように木柵を、ちょっと今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 1点だけお聞きしたいんですけれども、旧交流センター、昔の創造館ですか、あそこへ今度は擁壁を造っていますけれども、あれは、入っていないんでしょうけれども、国土計画さんとの境界線上というのは大丈夫なんですか。

○議長（土屋幸雄君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの大久保議員の質問ですが、境界線から約1メートルぐらいは離れて擁壁を組んでおります。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

---

#### ◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第6、報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、上坂建司君の退場を求めます。

[4番 上坂建司君退席]

○議長（土屋幸雄君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 報告第2号 専決処分の報告について、提案理由を説明させていただきます。

本件は、令和3年度農地耕作条件改善事業湯尻2期地区排水路整備工事による工事請負契約の金額変更について、専決処分したものでございます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第1号に基づき、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細については担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

[建設課長 滝沢勇司君登壇]

○建設課長（滝沢勇司君） 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）について、詳細説明させていただきます。

次ページをご覧ください。

令和5年専決第2号、専決処分書。

専決処分事項。

1、処分事項、工事請負契約の変更。

2、処分内容。

1、工事名、令和3年度農地耕作条件改善事業湯尻2期地区排水路整備工事。

2、契約金額、変更前、金6,578万円。変更後、金6,703万4,000円。125万4,000円の増額になります。

3、工事場所、嬭恋村大字田代地内。田代の国道144号線バイパスの南側の畑の中を流れる排水路の整備工事になります。

4、契約の相手方、群馬県吾妻郡嬭恋村大字芦生田410-2、上坂建設株式会社、代表取締役、上坂真理。

工期については、令和4年4月26日から令和5年3月10日になります。

工事の概要ですが、排水路整備工事ということで、排水路整備工が183メートル、沈砂池を1基築造しております。

変更の理由ですが、沈砂池の築造に当たり、盛土材として現地発生土を利用して、現場において石灰を混ぜて良質の盛土材として使用する計画でありましたが、混合する作業スペースの確保が困難なことから、現場外へ土砂を搬出して、また持ち込むというような作業が増えました。そのため、土砂運搬工の経費を増額したという形の増額となります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

上坂建司君の入場をお願いいたします。

〔4番 上坂建司君復席〕

---

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第7、報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第3号 専決処分の報告について、提案理由を説明させていただきます。

本件は、令和元年災第709号 普通河川濁沢（松本牧場付近）河川災害復旧工事による工事請負契約の金額変更について、専決処分をしたものでございます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第1号に基づき、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細については担当課長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）について、詳細説明させていただきます。

次ページをご覧ください。

令和5年専決第3号、専決処分書。

専決処分事項。

1、処分事項、工事請負契約の変更。

2、処分内容。

1、工事名、令和元年災（R3）第709号 普通河川濁沢（松本牧場付近）河川災害復旧工事。

2、契約金額、変更前、金7,579万円。変更後、金7,672万5,000円。93万5,000円の増額となります。

3、工事場所、孺恋村大字鎌原地内。浅間開拓の松本牧場さん沿いを流れる濁沢の災害復旧工事になります。

4、契約の相手方、吾妻郡孺恋村大字干俣2136、有限会社平成企業、代表取締役、土屋友布。

工期につきましては、令和3年6月11日から令和5年3月30日までになります。

工事の概要ですが、災害復旧工事ということで、河川の護岸ブロック工を986.2平米、根  
固めブロック工を232個設置と仮設用道路が260.3メートルになります。

変更の理由ですが、仮設用の道路につきまして現地を精査・測量した結果、延長が延びた  
ことと、河床へ入れる捨て石を当初は現地採集して、それを設置するという計画でいたんで  
すが、いい石がちょっとなかったもので、購入材を使用したという形の増額となります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と  
いたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上  
げます。

人権擁護委員1名の任期が令和5年6月30日で満了となるため、次期候補者を推薦するに  
当たり、議会の意見を求めるものでございます。

当候補者は、現在も人権擁護委員をされており、地域からの人望も厚く、大変見識も高く  
適任であるので、引き続き候補者として推薦するものでございます。

ご審議をいただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） お諮りします。本案については、全員協議会で意見調整をし、再開日  
に答申したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は全員協議会で意見調整し、再開日に答申することといたします。

---

#### ◎議案調査について

○議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。日程第9、議案第1号から日程第22、議案第14号及び日程第26、議案第18号から日程第34、議案第26号の各議案につきましては、本日、提案説明までさせていただき、議案の審査は中日14日に行うこととし、本日から13日まで議案調査にしたいと思っております。これにご異議ございません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、日程第9から日程第22及び日程第26から日程第34までの議案は議案提出のみとし、本日から13日まで議案調査といたします。

---

#### ◎日程の変更について

○議長（土屋幸雄君） お諮りします。日程第9から日程第14までは、いずれも令和4年度補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第9から日程第14までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

---

#### ◎議案第1号～議案第6号の一括上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第9から日程第14までを一括議題といたします。



本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第1号 令和4年度孺恋村一般会計補正予算（第10号）から議案第6号までの各特別会計補正予算について提出をさせていただきましたが、私のほうからは、議案第1号 孺恋村一般会計補正予算（第10号）の概要を説明させていただき、詳細及び各特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

一般会計では、歳入歳出予算から7,644万6,000円を減額し、総額84億4,693万7,000円とするものでございます。

まず、歳入では、各交付金及び地方交付税について、額の確定に伴い、それぞれ補正をさせていただきました。

国・県支出金につきましては、事業費の確定に伴い、補助金等の額が確定したことによるものでございます。

歳出では、事業費の確定などにより、不足額及び不用額について、それぞれ増減を補正させていただきました。

増額となった主な事業につきましては、道路除雪事業において9,000万円、愛する孺恋基金積立金3,000万円となります。愛する孺恋基金寄附金につきまして、歳入においても、寄附金を5,000万円の増額補正をさせていただいております。

続いて、繰越明許費になりますが、年度末までに事業の完了を見込めないものについて、地方自治法第213条第1項の規定により、予算の特別措置として行うものでありますが、詳細については、第2表に示してありますとおり、18事業について予算を繰り越して実施するものでございます。

本補正予算の概要は以上となります。大変雑駁ではありますが、提案理由とさせていただきます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 初めに、議案第1号 令和4年度孺恋村一般会計補正予算（第10号）について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第1号 令和4年度孺恋村一般会計補正予算（第10号）の詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,644万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億4,693万7,000円とするものでございます。

6ページをご覧くださいと思います。

まず、第2表の繰越明許費ですけれども、事業名で一番上の地域交流センター管理事業から一番下の河川災害復旧事業まで18事業ございますけれども、合計で7億2,138万2,000円を次年度に繰り越すというものでございます。

続いて、7ページをご覧くださいと思います。

第3表の地方債補正ですけれども、4つの事業債において、それぞれ限度額を変更したいというものでございます。

続いて、8ページをご覧くださいと思います。

歳入の主なものでございますけれども、まず、一番上の1款の村税1億2,420万7,000円の増額、続いて、11款地方交付税2億2,690万7,000円の増額、18款寄附金5,000万円の増額、19款繰入金3億9,711万9,000円の減額とさせていただきます。

続いて、10ページをご覧くださいと思います。

歳出の主なものでございます。

まず、上から3つ目、3款の民生費8,310万6,000円の減額、少し飛びまして、8款土木費1億993万8,000円の増額、10款教育費8,341万4,000円の減額とさせていただきます。

続きまして、11ページをご覧ください。

歳入の具体的な主な補正内容になります。

まず、一番上の村税、個人住民税ですけれども、現年課税分として3,000万円の増額、その下、固定資産税、現年課税分として6,800万円の増額、滞納繰越分として650万円の増額です。一番下の村たばこ税ですけれども、900万円の増額としております。

続きまして、12ページをご覧ください。

一番上の入湯税ですけれども、880万円の増額です。

続きまして、14ページをご覧ください。

14ページ、上から2つ目の11款地方交付税ですけれども、まず、普通交付税において1億4,690万7,000円の増額、特別交付税として8,000万円の増額としております。

続きまして、18ページをご覧くださいと思います。

18ページ、上から2つ目の18款寄附金ですけれども、愛する婦恋基金の寄附金5,000万円の増額、その下、19款繰入金ですけれども、一番上の財政調整基金の繰入金を4億2,441万4,000円減額としております。

続いて、28ページをご覧くださいと思います。

28ページ、歳出の具体的な主な補正内容になりますけれども、まず、3款民生費になります。説明欄のほうで、上から2つ目の事業になります住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業1,000万円の減額、その下、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業1,080万円の減額、こちらは実績により減額をするものでございます。

続いて、29ページをご覧ください。

一番上の介護保険特別会計繰出金4,667万8,000円の減額です。

続きまして、42ページをご覧くださいと思います。

42ページ、第8款の土木費になります。説明欄で、一番上の村道維持管理事業1,381万4,000円の増額です。その下の事業、道路除雪事業9,000万円の増額です。

続きまして、46ページをご覧ください。

46ページは、10款の教育費になります。一番上の事業で小学校管理事業1,880万円の減額、今度は一番下の事業です。中学校管理事業1,073万2,000円の減額です。どちらも人件費の調整ということでございます。

続いて、48ページをご覧ください。

一番上の幼稚園運営事業1,500万円の減額です。同じく人件費の調整によるものでございます。

続いて、49ページをご覧ください。

上から2つ目の事業で、新婦恋会館建設事業1,415万5,000円の減額でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第2号 令和4年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） それでは、議案第2号 令和4年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明をさせていただきます。

事業勘定、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,272万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,891万6,000円、直営診療所施設勘定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ80万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,249万1,000円とするものでございます。

それでは、3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入になります。

6款繰入金、補正額1,939万6,000円の減、基金からの繰入額を減額とするものです。

7款繰越金、補正額1億1,212万5,000円の増、前年度の繰越金を繰り入れるものとなります。

次に、歳出になります。

4ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金は、特定財源のその他と一般財源との財源変更の補正になります。

7款基金積立金、補正額9,272万9,000円とし、剰余金の基金積立てとなります。

歳入歳出の詳細につきましては、5ページ、6ページになりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、直営診療所施設勘定の詳細説明をさせていただきます。

11ページの歳入をご覧ください。

8款繰入金、補正額80万円の減、一般会計の繰入金の減額になります。

続きまして、12ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費、補正額80万円の減で、一般管理費の施設修繕費を減額するものになります。

以上、令和4年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算の詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第3号 令和4年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） それでは、議案第3号 令和4年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

事業勘定、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,521万6,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,317万円とし、介護サービス勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ430万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,711万3,000円とするものでございます。

歳入歳出ともに決算見込みによる補正予算となっております。

初めに、事業勘定から説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書となっております。

歳入、1款保険料、補正額2,673万5,000円の増、3款国庫支出金1,439万7,000円の減、4款支払基金交付金2,140万5,000円の減、5款県支出金951万7,000円の減、8款繰入金4,237万8,000円の減、9款繰越金9,617万8,000円の増、歳入補正額合計としまして3,521万6,000円となっております。

4ページをご覧ください。

歳出になります。

1款総務費、補正額67万8,000円の増、2款保険給付費1,500万円の減、4款地域支援事業費332万8,000円の減、6款基金積立金5,286万6,000円の増、歳出補正額合計3,521万6,000円、財源内訳といたしまして、国・県支出金2,391万4,000円の減、その他財源2,140万5,000円の減、一般財源8,053万5,000円の増となっております。

歳入につきましては、保険料収入の増と給付費の決算見込みに伴う国からの補助金などの減額が主なものです。歳出につきましても、決算見込みに伴い、給付費の減額、また、国等からの補助金の減による財源内訳の補正が主なものとなっております。

続きまして、介護サービス事業について説明させていただきます。

ページ飛びまして、17ページ、18ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書となっております。

初めに、歳入、2款繰入金、補正額430万円の減、補正額の合計も同額の430万円の減となっております。歳出につきましては、1款事業費、補正額430万円の減額となっております。財源内訳といたしましては、一般財源が全てとなっております。

この補正につきましては、人件費の減額に伴う補正となっております。一般会計からの繰入金は、人件費減額に伴う繰入金が430万円の減額となっております。歳出につきましては、会計年度職員の人件費、合わせて430万円が減額となっております。

以上で令和4年度介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よ

ろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第4号 令和4年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第4号 令和4年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,014万1,000円とするものでございます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、3ページの第2表繰越明許費により、1款衛生費、1項簡易水道管理費、事業名、簡易水道整備事業286万3,000円でございます。

また、地方債の補正、第3条、地方債の補正は、4ページの第3表地方債補正により、限度額を9,500万円とするものでございます。

7ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、1節工事分担金99万円の減額ですが、工事の減額に伴う減額でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目簡易水道使用料、2節滞納繰越分、3節加入金、合計160万円の増額ですが、実績に基づく増額でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金1,899万5,000円の増額ですが、不足分の増額でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金498万2,000円の減額ですが、昨年度の繰越金減額に伴う減額補正でございます。

8ページをご覧ください。

8款諸収入、3項雑収入、1目雑収入、1節雑収入1,277万7,000円の増額ですが、消費税還付金が主な増額理由でございます。

9款村債、1項特別地方債、1目衛生費、1節簡易水道事業債2,640万円の減額ですが、予定工事の減額によるものでございます。

9ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

1 款衛生費、1 項簡易水道管理費、1 目一般管理費、2 節給料 9 万円の増額、3 節職員手当等 35 万円の増額、4 節共済費 4 万円の増額は、実績による調整でございます。10 節需用費、電気料 100 万円の増額、同じく施設修繕費 100 万円の増額につきましては、ポンプ電気料の高騰及びポンプ施設の修繕による増額でございます。14 節工事費 1,863 万 4,000 円の減額補正につきましては、万座簡易水道補修工事に伴う減額補正でございます。18 節負担金・補助及び交付金 1,863 万 4,000 円の増額補正につきましても、万座簡易水道道路整備工事に伴う増額補正でございます。26 節公課費 150 万円の減額補正につきましては、消費税が確定したことによる減額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第 5 号 令和 4 年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 次に、議案第 5 号 令和 4 年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、詳細説明をさせていただきます。

繰越明許費、第 1 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 1 表繰越明許費によるものでございます。

1 ページをご覧ください。

1 款下水道費、2 項下水道事業費、事業名、公共下水道事業費、金額 1,900 万円でございます。これは、水質浄化センター電気設備工事に伴い、各種電子機器に納期遅延が発生したことによるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第 6 号 令和 4 年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 次に、議案第 6 号 令和 4 年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 410 万円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億57万2,000円とするものでございます。

また、地方債の補正、第2条、地方債の変更は、3ページの第2表地方債補正により、限度額を1,490万円とするものでございます。

6ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

3款国庫支出金、1項農集排国庫補助金、1目農集排国庫補助金410万1,000円の減額ですが、浄化槽予定設置基数の減少及び補助率の低下に伴う減額補正でございます。

4款県支出金、1項県補助金、2目浄化槽市町村整備推進事業県費補助金184万円の減額ですが、先ほどの減額補正と同様の減額補正でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金14万1,000円の減額ですが、調整によるものでございます。

9款村債、1項村債、1目下水道債170万円の増額ですが、国・県補助の減額に伴う増額補正でございます。

7ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

1款農業集落排水事業費、2項農業集落排水事業費、2目個別排水整備事業費、14節工事費410万円の減額ですが、浄化槽設置基数の減少に伴う工事費の減額でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

---

### ◎日程の変更について

○議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。日程第15から日程第22までは、いずれも令和5年度予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第15から日程第22までを一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。



---

◎議案第7号～議案第14号の一括上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第15から日程第22までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第7号 令和5年度一般会計予算案について、提案理由を説明させていただきます。

令和5年度孺恋村一般会計の予算総額は78億6,660万円で、予算規模は令和4年度当初と比べて7.86%の増となります。

まず、主な歳入についてでございますが、村税全体では前年度比4.38%減の15億7,856万円となります。

減少の主な要因につきましては、農業所得等の減少を見込んだことから、個人住民税が減額となっております。

地方交付税につきましては、国から示されている地方財政対策等を参考にし、前年度比0.41%増の24億3,000万円としております。

臨時財政対策債は、前年度より80.0%減の5,000万円としたところでございます。

また、財政調整基金につきましては、令和5年度に必ず実施しなければならない各事業予算に充当するため、8億8,125万4,000円を取り崩すこととしております。

臨財債を除く村債については、7億800万円を計上しております。主たるものは、道路改良等に充当するための起債となります。

続いて、歳出につきまして、予算編成方針で掲げた3本の柱に関連した事業を説明させていただきます。

まず、穏やかに暮らせる地域づくりでございますが、スクールバス運営に要する経費として1億7,793万5,000円、給食センター運営事業1億1,609万4,000円、福祉・医療費給付事業6,141万3,000円、保育所運営事業として4,135万9,000円を計上しております。

続いて、安心・安全な地域づくりでは、村道維持・新設・改良事業に5億1,570万4,000円、橋梁整備事業に1億7,310万円、広域消防運営費負担金に2億1,169万6,000円を計上しております。

持続可能な地域づくりにつきましては、鎌原観音堂周辺整備事業として合計2億783万5,000円、地域おこし協力隊運営事業に1億4,955万4,000円を計上しております。その他、環境保全型農業の推進や観光振興事業にも、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

また、新婦恋会館建設に向けた予算として、3億4,900万6,000円を計上させていただきます。

本予算に基づき、諸施策を効果的に執行することにより、人口減少を抑制し、婦恋村で豊かな暮らしができ、全村民が健康で活躍できる社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。村議会の皆様、村民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

大変雑駁ではありますが、提出議案の概要の一端についてご説明申し上げます。何とぞ慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

なお、一般会計の詳細及び議案第8号から議案第14号までの各特別会計、公営企業会計につきましては、各担当課長から説明させていただきますので、併せてよろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 最初に、議案第7号 令和5年度婦恋村一般会計予算について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） それでは、議案第7号 令和5年度婦恋村一般会計予算の詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億6,660万円とするものでございます。

8ページをご覧ください。

歳入の主なものをご説明させていただきます。

まず、一番上の1款村税15億7,856万円、前年度との比較ですと、6,919万4,000円の減でございます。

下のほう、16款県支出金4億8,620万1,000円、こちらは8,242万7,000円の減になります。

19款繰入金12億3,906万円、こちらは3億8,180万2,000円の増でございます。

22款の村債7億5,800万円、こちらは2億1,920万円の増となっております。

続いて、9ページをご覧ください。

歳出の主なものでございますけれども、まず、上から2つ目、2款の総務費14億7,410万2,000円、前年度との比較ですと、3億1,225万9,000円の増でございます。

中ほど、6款農林水産業費7億2,365万2,000円、こちらは1億5,582万6,000円の減でございます。

10款教育費13億1,356万円、3億5,937万1,000円の増でございます。

続いて、10ページをご覧ください。

歳入のほうに、また詳細のほうは説明させていただきます。

まず、村税、個人住民税、それから法人住民税、合計で4億8,464万4,000円、前年度比較では6,780万6,000円の減でございます。

その下、固定資産税9億1,290万円、こちら1,175万6,000円の減でございます。

続いて、11ページをご覧ください。

上から2つ目の入湯税になります。5,865万4,000円、前年度比較で764万4,000円の増としております。

続いて、12ページをご覧ください。

一番下の地方消費税交付金ですけれども、まず、地方消費税交付金として9,800万円、それから、社会保障財源交付金分として1億2,100万円でございます。

続いて、13ページをご覧ください。

上から4つ目、地方交付税ですけれども、普通交付税として21億5,000万円、特別交付税として2億8,000万円でございます。

続いて、17ページをご覧ください。

国庫補助金になります。3目の土木費国庫補助金ですけれども、2億2,007万3,000円、前年度比で6,414万円の増としております。

続いて、20ページをご覧ください。

県補助金になります。4目の農林水産業費補助金2億1,304万6,000円、こちらは7,897万3,000円の減としております。

続いて、23ページをご覧ください。

上から2つ目の18款寄附金ですけれども、愛する孀恋基金寄附金2億円、前年度比9,000万円の増としております。

その下、19款繰入金、まず、1目の財政調整基金繰入金8億8,125万4,000円、前年度比9,559万6,000円の増としております。

中ほど、16目愛する孀恋基金繰入金3億350万円、こちらは2億3,750万円の増としております。

続いて、27ページをご覧ください。

下の22款村債ですけれども、まず、9目の辺地対策事業債2億3,690万円、前年度比で6,250万円の減でございます。

その下、11目過疎対策事業債3億5,000万円、こちらは2億4,780万円の増としております。

続きまして、41ページをご覧ください。

今度は、歳出の総務費になります。一番下の事業、公共交通対策事業、こちらを3,199万3,000円計上させていただいております。

続きまして、50ページをご覧ください。

一番下の事業、地域おこし協力隊運営事業1億4,955万4,000円です。

続きまして、54ページをご覧ください。

中ほど、鎌原観音堂周辺整備事業1億5,403万7,000円、こちらは未来創造課のほうで実施する事業分になります。

続いて、80ページをご覧ください。

3款の民生費になります。事業名で、上から3つ目になります後期高齢者医療事業1億8,399万2,000円です。

続いて、83ページをご覧ください。

上から2つ目の事業、介護保険特別会計繰出金1億3,381万4,000円です。

続いて、89ページをご覧ください。

中ほど、障害者（児）介護給付・訓練等給付費事業1億9,616万4,000円です。

続きまして、105ページをご覧ください。

4款衛生費になります。下から2つ目の事業ですけれども、西吾妻衛生施設組合負担金5,180万6,000円、一番下、西吾妻環境衛生施設組合負担金2億4,628万円でございます。

続いて、120ページをご覧ください。

6款の農林水産業費です。上から2つ目の事業、小規模農村整備事業1億5,618万1,000円、一番下、多面的機能支払交付金事業1億2,137万7,000円でございます。

続きまして、122ページをご覧ください。

一番下の事業、有害鳥獣対策事業になります。3,071万4,000円でございます。

続きまして、132ページをご覧ください。

7款の商工費になります。この中で、下のほうにございますけれども、観光施設整備事業

2,619万5,000円です。

続きまして、144ページをご覧ください。

8款の土木費になります。この中で、14節になります村道工事費ですけれども、1億4,000万円でございます。

続きまして、145ページをご覧ください。

中ほど、橋梁整備事業ということで1億7,310万円でございます。

続きまして、147ページをご覧ください。

9款の消防費になります。広域消防運営負担金2億1,169万6,000円です。

続きまして、149ページをご覧ください。

消防施設整備事業ですけれども、7,091万7,000円でございます。

続きまして、157ページをご覧ください。

10款の教育費になります。下のほうにスクールバス運営事業がございますけれども、1億7,793万5,000円でございます。

続きまして、159ページをご覧ください。

一番上、給食センター運営事業1億1,609万4,000円でございます。

続きまして、183ページをご覧ください。

一番下、新婦恋会館建設事業としまして3億4,900万6,000円でございます。

続きまして、195ページをご覧ください。

11款災害復旧費になります。一番上の村道災害復旧事業としまして3,500万1,000円でございます。

198ページをご覧ください。

こちらは、債務負担行為になりますけれども、一番下の新婦恋会館建設事業、こちらのほうが限度額19億4,000万円ということで、期間が令和5年度から令和6年度となっております。財源のほうは、まず特定財源の地方債、こちらは過疎債ですけれども、11億8,760万円、その他、こちらは基金ですけれども、基金のほうから4億4,333万7,000円、それから、一般財源として3億906万3,000円を計上しております。

続きまして、200ページをご覧ください。

地方消費税交付金の社会保障財源交付金分ですけれども、この1億2,100万円の充当先につきましては、ご覧の表のとおり、右側の一般財源5億6,101万5,000円のところに充当させていただくという内容になります。

続きまして、201ページをご覧ください。

入湯税の使途の内訳になります。こちら、合計で5,865万4,000円ですけれども、ご覧のような事業に充当をする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、206ページ、最後のページになります。

こちらの表は、細節別の予算額の内訳になりますけれども、ちょっと説明をさせていただきます。

まず、中ほどの12節委託料、こちらの合計が、一番右から2つ目の列になりますけれども、10億3,846万8,000円ということで、全体の13.2%を占めております。

続いて、14節の工事費、こちらは合計が13億1,001万7,000円ということで、全体の16.65%を占めております。

それから、18節負担金・補助及び交付金ですけれども、こちらが一番多くて、合計14億2,782万1,000円、18.15%を占めております。こちらにつきましては、吾妻広域圏の各種負担金、それから西吾妻環境衛生施設組合、西吾妻衛生施設組合、それから広域消防等の負担金が主なものになります。

22節の償還金・利子及び割引料ですけれども、こちらが合計7億2,758万7,000円ということで、9.25%です。こちらの内訳は、起債の償還金ということで7億1,700万7,000円です。この財源としましては、地方交付税のほうで、ざっと約7割ほどは交付金のほうで見てもらえるというような内容になっております。

続いて、27節の繰出金、合計で6億932万2,000円、7.75%でございます。こちらにつきましては、各特別会計6会計、上水道事業のほうは繰り出しをしておりませんので、6の特別会計に合計で6億円を繰り出しているという内容になります。

以上、一般会計の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第8号 令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計予算について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 議案第8号 令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

事業勘定、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億1,113万9,000円、直営診療所施設勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,209万1,000円とするものでございます。

それでは、事業勘定から説明をさせていただきます。

4 ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

まず、歳入ですが、本年度予算額、1 款国民健康保険税 4 億 4,449 万 6,000 円、前年度との比較 1,337 万 9,000 円の減となります。税率は前年と変更ありませんが、算出する所得総額の減により、現年課税分の減額及び被保険者の減による減となっております。

2 款使用料及び手数料 1,000 円、前年と変わりありません。

3 款国庫支出金 10 万 1,000 円、前年比 10 万円の増、出産育児一時金の増額に伴い、臨時補助金により 10 万円の増となっております。

4 款県支出金 9 億 5,333 万 3,000 円、前年比 3,376 万 6,000 円の減、保険給付費等の減による保険給付費等交付金の減と、昨年度システム改修があったことによる特別調整交付金の分が減となっております。

5 款財産収入 2 万円、前年と同額です。

6 款繰入金 1 億 1,317 万 5,000 円、前年比較 838 万 3,000 円の増、保険基盤安定繰入金が減少し、基金からの繰入れを増やしております。

8 款諸収入 1 万 3,000 円で、前年と同額となっております。

歳入合計で 15 億 1,113 万 9,000 円、前年比較 3,866 万 2,000 円の減となっております。

歳入につきましては、6 ページから 8 ページを後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、歳出ですが、5 ページをご覧ください。

1 款総務費 1,131 万 9,000 円、前年比 55 万 5,000 円の増。

2 款保険給付費 9 億 2,143 万 5,000 円、前年比 3,082 万円の減。

3 款国民健康保険事業費納付金 5 億 3,938 万円、前年度比 450 万 4,000 円の減。

4 款共同事業拠出金 1,000 円、前年と同額です。

6 款保健事業費 3,678 万円、前年比 10 万 7,000 円の増。

7 款基金積立金 2 万円、前年と同額です。

8 款公債費 1,000 円、前年と同額です。

9 款諸支出金 220 万 3,000 円、前年度比 400 万円の減。

歳出合計 15 億 1,113 万 9,000 円、前年度比較 3,866 万 2,000 円の減でございます。財源内訳につきましては、国・県支出金 9 億 5,343 万 4,000 円、そのほか 1 億 1,319 万 6,000 円、一般財源が 4 億 4,450 万 9,000 円となっております。

次に、歳出の主なものにつきましては、11ページをご覧くださいと思います。

2款保険給付費、1項療養諸費と2項高額療養費ですが、4年度より療養給付費と高額療養費が落ち着いてきた傾向にあるため、前年より減額した予算となっております。

事業勘定分の説明につきましては以上になります。

次に、直営診療所施設勘定について説明をさせていただきます。

20ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入ですが、6款財産収入6,000円、前年と同額です。

8款繰入金708万5,000円、前年比1,500万円の減、運転資金の貸付けがないため減額となっております。

10款諸収入1,500万円、前年比1,500万円の増です。指定管理運転資金貸付金元利収入になります。

歳入合計、金額は2,209万1,000円で、前年度と同額となります。

続きまして、歳出になります。

21ページをお願いいたします。

1款総務費2,209万1,000円で、前年と同額になります。詳細につきましては、23ページとなりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、令和5年度孺恋村国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第9号 令和5年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 議案第9号 令和5年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,950万6,000円とするものでございます。

それでは、3ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料1億4,360万1,000円、前年比587万6,000円の増。

2款広域連合支出金120万円、前年比20万円の増。



4 款繰入金4,758万8,000円、前年比283万5,000円の増。

5 款諸収入711万6,000円で、前年と同額です。

6 款繰越金1,000円。

歳入合計額が1億9,950万6,000円、前年度比較891万1,000円の増です。

次に、歳出になります。

次の4ページをお願いいたします。

1 款総務費238万4,000円、前年比6万5,000円の増。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金1億8,663万4,000円、前年比856万9,000円の増。

3 款諸支出金60万1,000円、前年と同額です。

4 款保険事業費868万7,000円、前年比27万7,000円の増。

5 款予備費120万円、前年と同額です。

歳出合計1億9,950万6,000円、前年度比較891万1,000円の増となっております。財源の内訳としましては、特定財源その他120万円、一般財源が1億9,830万6,000円となっております。

歳入の主なものにつきましては、5ページをご覧いただきたいと思います。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料が9,604万5,000円で、668万8,000円の増となっております。それと、このページの中段の下になるんですが、4 款繰入金、1 項一般会計繰入金の事務費繰入金1,050万8,000円で、244万7,000円の増となっております。これらは広域連合からの提示によるものになります。

続きまして、歳出になります。

9ページをご覧いただければと思います。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、1億8,663万4,000円で、前年度比856万9,000円の増額となっております。こちらにつきましても、広域連合からの提示額となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、令和5年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第10号 令和5年度孺恋村介護保険特別会計予算について、詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） 議案第10号 令和5年度婦恋村介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

介護事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億9,235万7,000円、介護サービス勘定の歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,358万5,000円と定めるものがございます。

それでは、介護事業勘定から説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書となっております。

初めに、歳入ですが、1款保険料2億1,384万1,000円、前年度比65万7,000円の増。

3款国庫支出金2億3,047万3,000円、前年比72万3,000円の増。

4款支払基金交付金2億5,589万円、前年比75万9,000円の増。

5款県支出金1億4,188万3,000円、前年比85万5,000円の増。

6款財産収入5万円、前年度と同額です。

8款繰入金1億5,021万6,000円、前年比652万7,000円の増。

9款繰越金1,000円、前年度と同額。

10款諸収入3,000円、前年度と同額。

歳入合計で9億9,235万7,000円、前年度比952万1,000円の増額となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。

歳出になります。

1款総務費1,676万6,000円、前年比436万1,000円の増。

2款保険給付費9億1,480万円、前年比380万円の増。

4款地域支援事業費5,793万9,000円、前年比136万3,000円の増。

6款基金積立金5万円、前年と同額でございます。

7款予備費200万円、前年と同額でございます。

8款諸支出金80万2,000円、前年比3,000円の減額となっております。

歳出合計9億9,235万7,000円、前年比、歳入と同額952万1,000円の増額となっております。財源内訳といたしまして、国・県支出金3億7,235万6,000円、その他財源2億5,594万円、一般財源3億6,406万1,000円となっております。

歳入の主なものについて説明いたします。

6ページから歳入が始まっておりまして、6ページ、1款保険料、3款国庫支出金、7ペ

ージ、4款支払基金交付金、5款県支出金につきましては、前年度とほぼ同額となっております。

8ページをご覧ください。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金、合計で1億3,381万2,000円につきましては、一般会計からの法定繰入分を計上させていただきました。また、2款の基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金といたしまして1,640万4,000円、これにつきましては、事務費の繰入れを予定しております。昨年度は一般会計から繰り入れていたものを、基金からの繰入れとするものでございます。

次に、歳出の主なものについて説明させていただきます。

12ページをご覧ください。

1款総務費、5項計画策定委員会費、1目計画策定費300万5,000円、令和5年度につきましては、第9期の介護保険計画の策定年となっているために、計画策定の業務委託費等を計上させていただきました。

12ページから16ページにかけて、保険給付費となっております。全体で380万円の増額となっております。

まず、12ページをご覧くださいまして、一番下の1目居宅介護サービス給付費が1,400万円の減額、また、13ページの2目地域密着型介護サービス給付費が2,000万円の増額と、大きな金額の変更となっております。

17ページをご覧ください。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業、4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業194万5,000円の増額となっておりますが、ここにつきましては、包括支援センターの備品といたしまして、パソコン2台と公用車の買換えによる購入費を計上させていただいております。

18ページをご覧ください。

5目任意事業45万3,000円となっております。この項目では、認知症サポーター研修の経費を計上させていただいております。令和5年度につきましては、各小学校での研修に加え、嬭恋高校の生徒を対象とした研修会を実施し、より多くの世代の方に認知症について理解いただけたらと考えております。

次の19ページの中段にあります委託費の中に、緊急通報システム事業委託料が入っているんですけれども、これにつきましては、令和4年度……緊急通報システムの事業委託料につ

きましては、一般会計の高齢者支援事業のほうで計上させていただいておりましたが、こちらのほうの補助対象になるということで、令和5年度は緊急通報システムをこちらのほうで計上させていただきました。

21ページをご覧ください。

3項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費100万円の減額となっております。これにつきましては、要支援者の方がデイサービス等を利用する場合の介護予防通所型サービス負担金が、令和4年度の実績等により減額となっております。

22ページをご覧ください。

中ほどの地域介護予防活動支援事業の中の委託費に、ミニデイサービス事業委託料360万円、これはJAをお願いして、各地区を回ってミニデイサービスを実施しているものです。また、その下の介護予防人材育成研修費としまして、今年度新たに、地域主体の予防事業実施のための人材育成研修といたしまして77万6,000円を計上させていただいております。これにつきましては、スポーツの習慣化をしておりますルネサンスさんに委託できたらなというふうに考えております。

また、介護人材不足に向けましたヘルパーの養成講座につきましては、令和4年度に引き続き実施させていただきますが、予算は一般会計のほうで計上させていただいております。

次に、介護サービス勘定について説明させていただきます。

30ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入につきまして、1款サービス収入531万6,000円、前年度比18万4,000円の減額。

2款繰入金826万9,000円、前年度比764万4,000円の減額。

歳入合計で1,358万5,000円、前年度比782万8,000円の減額となっております。

続きまして、31ページ、歳出になりますけれども、1款事業費1,358万5,000円、前年度比782万8,000円の減額となっております。

歳出合計も同額となっております。財源につきましては、全て一般財源となっております。

歳入の主なものにつきましては、サービス収入です。令和4年度の実績等を参考に、若干減額させていただきました。

また、2款の繰入金につきましては、主に職員の人件費分を一般会計から繰り入れさせていただいておりましたが、人件費の減額に伴いまして金額も変わりました。また、一般会計からではなく、基金のほうからの繰入れとさせていただきました。

続きまして、33ページをご覧ください。

歳出になります。

事業費につきましては、前年度から326万4,000円減額になっております。これにつきましても、令和4年度は会計年度任用職員の人件費を計上させていただいておりましたけれども、令和5年度はその職員分の人件費が減額となっております。

以上、簡単ではありますが、令和5年度介護保険特会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 休憩いたします。

1時から再開します。お願いします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時01分

○議長（土屋幸雄君） 再開いたします。

次に、議案第11号 令和5年度婦恋村簡易水道事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第11号 令和5年度婦恋村簡易水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,778万2,000円とするものでございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金300万円、2款使用料及び手数料7,993万9,000円、4款県支出金600万円、6款繰入金4,230万3,000円、7款繰越金1,300万円、8款諸収入34万円、9款村債1億3,320万円でございます。

歳出の主な項目としまして、2ページをご覧ください。

1款衛生費2億970万8,000円、3款公債費6,787万4,000円、4款予備費20万円でございます。

6 ページをご覧ください。

歳入の主な内容について説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目衛生費分担金300万円と、前年度比201万円の増額です。大前・細原線工事関連の分担金です。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目簡易水道使用料ですが、7,993万9,000円と、前年度比94万8,000円の減額でございます。4 年度実績見込みによるものでございます。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目衛生費県補助金600万円、前年比600万円の増額です。中原山梨配水池工事の補助金でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金4,230万3,000円と、前年度比309万5,000円の増額でございます。

7 ページをご覧ください。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金でございますが、1,300万円で、前年度比800万円の増額でございます。

8 款諸収入、3 項雑収入、1 目雑収入は、34万円を計上いたしました。

9 款村債、1 項特別地方債、1 目衛生費は、1 億3,320万円で、前年度比3,160万円の増額でございます。

8 ページをご覧ください。

歳出の主な内容について説明させていただきます。

1 款衛生費、1 項簡易水道管理費、1 目一般管理費 2 億970万8,000円で、前年比4,113万4,000円の増額です。

一般管理費の主なものを説明させていただきます。

一番右の説明欄で、二重丸、職員人件費は984万9,000円、二重丸、一般管理費は7,065万9,000円です。内訳としまして、会計年度任用職員給料371万1,000円ほか手当。

9 ページをご覧ください。

10 節の電気料646万8,000円、揚水ポンプの電気料です。施設修繕費960万3,000円、漏水修理やメーター器の交換費用などです。

10 ページをご覧ください。

12 節公営企業会計移行事務委託料957万円、15 節定期交換用量水器601万1,000円などです。

11 ページをご覧ください。

丸、簡易水道整備事業の14 節簡易水道施設工事費 1 億2,700万円、中原山梨、長井、大平

の各簡易水道の工事費及びテレメーター更新工事費用を計上させていただきました。

3款公債費、1項公債費は、12ページの6,787万4,000円と、前年比862万3,000円の増額となっております。

4款予備費は、20万円と、昨年と同様でございます。

13ページの地方債の現在高、14ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第12号 令和5年度孺恋村上水道事業会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、議案第12号 令和5年度孺恋村上水道事業会計予算について説明させていただきます。

初めに、第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数5,325戸、年間総配水量146万3,507トン、1日平均配水量4,010トン、1日最大配水量5,789トン、主な建設改良工事といまして本管布設替工事でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、水道事業収益は1億8,480万円でございます。支出の水道事業費用は1億8,319万7,000円でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入につきましては3,730万円を予定しています。資本的支出につきましては9,570万4,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,840万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金から補填をいたします。

次に、第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費2,838万6,000円、第6条のたな卸資産の購入限度額は、1,771万6,000円でございます。

3ページをご覧ください。

収益的収入の主なものを読ませていただきます。

1款水道事業収益は、1億8,480万円、前年比169万9,000円の減額です。1項営業収益、1目給水収益を1億7,794万8,000円とし、前年比97万1,000円の減額です。また、2項営業外収益、6目の長期前受金戻入を570万7,000円とし、前年比63万2,000円の減額でございます。

4ページをご覧ください。

2款水道事業費用は、1億8,319万7,000円、前年比839万7,000円の増額です。1項営業費用、1目配水及び給水費が1億1,851万6,000円で、前年比736万8,000円の増額でございます。4ページ下段、委託料のメーター検針委託料382万8,000円、水道台帳管路データ入力440万円などを計上いたしました。

5ページをご覧ください。

使用料のシステム利用料249万5,000円、会計システムの使用料です。修繕費の管路・施設修繕費440万円、量水器交換費2,035万2,000円、路面復旧費の布設替工事箇所990万円、材料費としまして、管理用材料費440万円、定期交換用量水器1,702万6,000円でございます。2項営業外費用、3目消費税及び地方消費税につきまして、700万円で、前年度実績に基づく金額とさせていただきます。

6ページをご覧ください。

資本的収入につきましては、1項資本剰余金、3目工事負担金300万円で、下芦生田地区道路改良工事に伴う負担金収入です。2項企業債、1目企業債は、送水管布設替工事及び施設監視システム更新工事に充当予定で、合計3,430万円を予定しております。

資本的支出につきましては、9,570万4,000円を見込みました。前年比1,263万4,000円の減額でございます。

主な支出は、1項建設改良費、3目構築物、送水部門、送水管布設替工事費2,000万円、石綿管の布設替工事です。配水部門で、配水管布設替工事1,100万円等です。4目機械及び装置、施設監視システム、上水道施設監視システム更新1,400万円が主なものでございます。また、2項企業債償還金、1目企業債償還金を3,014万2,000円計上させていただきます。

7ページをご覧ください。

令和5年度孺恋村上水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

右下になりますが、資金期末残高の予定が5億2,133万8,135円でございます。

8ページをご覧ください。

給与費明細ですが、職員数は4年度と同数の4名の予算となっております。

11ページをご覧ください。

令和5年度孺恋村上水道事業会計予定貸借対照表でございますが、右側下段の固定資産合計13億8,589万9,590円です。

12ページをご覧ください。



右側の上、流動資産合計 6 億722万9, 531円でございます、資産合計19億9, 312万9, 121円でございます。

次に、12ページ中ほどからの負債の部でございますが、13ページの 6、繰延収益、右側上から 3 段目の負債合計 4 億4, 417万6, 712円でございます。

資本の部では、8、剰余金合計、右側下から 3 段目の 8 億5, 076万9, 003円、資本合計15億4, 895万2, 409円、負債資本合計は19億9, 312万9, 121円でございます。

14ページから17ページにかけまして、4年度の予定損益計算書並びに予定貸借対照表です、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で上水道事業会計の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第13号 令和5年度婦恋村公共下水道事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第13号 令和5年度婦恋村公共下水道事業特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億9, 318万5, 000円でございます。

1 ページをご覧ください。

歳入の主な項目ですが、1 款分担金及び負担金50万1, 000円、2 款使用料及び手数料6, 343万円、3 款国庫支出金6, 600万円、6 款繰入金 1 億9, 570万2, 000円、7 款繰越金700万円、9 款村債6, 055万円でございます。

2 ページをご覧ください。

歳出の主な項目ですが、1 款下水道費 1 億9, 419万5, 000円、3 款公債費 1 億9, 889万円、4 款予備費10万円でございます。

6 ページをご覧ください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目下水道事業費分担金ですが、50万1, 000円と、前年と同額です。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料ですが、6, 343万円と、前年比142万9, 000円の増額でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費国庫補助金ですが、6,600万円と、前年比4,950万円の増額でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金でございますが、1 億9,570万2,000円と、前年比1,771万1,000円の減額です。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、700万円と、昨年と同様の計上でございます。

7 ページをご覧ください。

9 款村債、1 項村債、1 目下水道債は、6,055万円と、前年比3,375万円の増額でございます。

8 ページをご覧ください。

歳出の主な内容について説明させていただきます。

1 款下水道費、1 項業務管理費、1 目総務管理費は、1,975万2,000円と、前年比5万3,000円の増額です。

9 ページをご覧ください。

2 目管渠管理費は、1,381万8,000円で、前年比35万8,000円の増額です。10 節の電気料504万円、施設修繕費351万9,000円。

10 ページをご覧ください。

上段の12 節マンホールポンプ点検・管渠調査委託料431万1,000円が主なものです。

3 目処理場管理費は、2,960万5,000円で、前年比220万1,000円の増額です。10 節の電気料660万円、施設修繕費514万9,000円、12 節処理場維持管理委託料1,188万円が主なものです。

11 ページをご覧ください。

2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費は、1 億3,102万円で、前年比8,500万7,000円の増額です。12 節公営企業会計移行事務委託料655万円、14 節下水道工事費1 億2,275万円、防災安全交付金事業による処理施設の設備工事が主なものです。また、令和4 年度に債務負担行為として、期間、令和5 年度、1 億2,000万円は契約済みとなっています。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金1 億7,896万9,000円と、前年比1,568万7,000円の減額です。

2 目利子1,992万1,000円で、前年比496万3,000円の減額です。

12 ページをご覧ください。

4 款予備費は、10万円と、昨年と同額でございます。

13ページの地方債、14ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で公共下水道事業特別会計の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第14号 令和5年度孺恋村農業集落排水事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第14号 令和5年度孺恋村農業集落排水事業特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,426万2,000円でございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金200万2,000円、2款使用料及び手数料6,215万1,000円、3款国庫支出金804万円、4款県支出金315万6,000円、6款繰入金1億235万1,000円、7款繰越金700万円、9款村債955万円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出の主な項目を説明させていただきます。

1款農業集落排水事業費1億1,154万7,000円、2款公債費8,261万5,000円、3款予備費10万円でございます。

6ページをご覧ください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目集落排水事業費分担金50万1,000円で、前年同額でございます。

2目個別排水整備事業費分担金150万1,000円で、前年同額でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目集落排水使用料ですが、4,446万3,000円と、前年比159万1,000円の減額です。実績に基づく減額でございます。

2目の個別排水使用料は、1,768万8,000円と、50万3,000円の減額です。同じく実績に基づく減額でございます。

次に、3款国庫支出金、1項農集排事業国庫補助金、1目農集排事業国庫補助金804万円、前年比84万円の増額です。工事費の増加による増額でございます。

7ページをご覧ください。

4款県支出金、1項県補助金、2目浄化槽市町村整備推進事業県費補助金315万6,000円で、前年比33万6,000円の増額です。同じく浄化槽工事費の増加による増額でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、1億235万1,000円で、前年比130万8,000円の増額です。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、700万円で、昨年と同額でございます。

9款村債、1項村債、1目下水道債955万円で、前年比365万円の増額です。浄化槽設置工事関係及び公営企業会計移行事務関係でございます。

8ページをご覧ください。

歳出の主な内容について説明いたします。

1款農業集落排水事業費、1項業務管理費、1目総務管理費は、1,338万円で、前年比90万1,000円の増額です。

9ページをご覧ください。

2目管渠管理費は、1,264万2,000円で、前年比41万8,000円の増額です。主なものは、10節の施設修繕費395万7,000円、12節マンホールポンプ点検管渠調査委託料487万3,000円でございます。

10ページをご覧ください。

3目処理場管理費は、3,324万6,000円と、前年比505万6,000円の増額です。主なものは、10節の電気料が1,332万円、施設修繕費400万円、12節処理場維持管理委託料963万6,000円、汚泥処分委託料396万円でございます。

1款農業集落排水事業費、2項農業集落排水事業費、1目集落排水事業費837万3,000円で、対前年390万7,000円の減額でございます。減額の主な要因は、11ページ上段になるんですけれども、農業集落排水施設台帳整備委託費の減額となっております。14節の工事費175万円は、公共ます新設工事などの費用です。

2目個別排水整備事業費は、4,390万6,000円で、前年比193万7,000円の増額です。増額の主な要因は、浄化槽設置工事費の増加を考慮したことが主な要因です。主なものは、10節施設修繕費300万円、11節汚泥引抜清掃料1,321万4,000円、12節浄化槽保守管理委託料が1,140万6,000円、14節浄化槽設置工事費が1,578万円でございます。

12ページをご覧ください。

2款公債費、1項公債費では、計8,261万5,000円と、766万5,000円の減額となっております。

ます。

3 款の予備費につきましては、10万円で、昨年と同額でございます。

13ページの地方債の現在高、15ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご覧  
いただきたいと思ひます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） 以上で、令和5年度予算に関する当局の説明は終わりました。

---

#### ◎予算審査特別委員会の設置、付託について

○議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。議案第7号から議案第14号については、議員12  
名全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思  
ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第14号については、議員12名全員を委員とする予算審査特  
別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第23、議案第15号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変  
更に関する協議についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、  
提案理由を申し上げます。

群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に、令和5年4月1日から桐生地域医療企業  
団及び富岡地域医療企業団が加入することについて、群馬県市町村公平委員会共同設置規約

を変更する必要が生じたため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議をいただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第15号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、詳細説明をさせていただきます。

3枚目の新旧対照表をご覧くださいと思います。

群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に2団体を加えるという規約の変更でございます。

まず、上から4行目、烏帽子山植林組合の次に桐生地域医療企業団と邑楽館林医療企業団を追加するという内容と、下から4行目、利根東部衛生施設組合の次に富岡地域医療企業団を加えるというものでございます。邑楽館林医療企業団につきましては、記載の位置が変わっているということになります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第24、議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

令和5年4月1日から、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である桐生地域医療組合の名称が桐生地域医療企業団に変更され、また、吾妻環境施設組合が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となることから、群馬県市町村総合事務組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により、群馬県市町村総合事務組合団体間において協議の上、定めることについて、同法第290条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議をいただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、詳細説明をさせていただきます。

3枚目をご覧いただきたいと思っております。

新旧対照表でございますけれども、まず、上のほうの別表第1の上から6行目、桐生地域医療組合の名称を桐生地域医療企業団に名称変更するという内容でございます。その表の一番下の行ですけれども、群馬東部水道企業団の次に吾妻環境施設組合を加えるものでございます。

その下の別表第2につきましても、同様の内容でございます。

吾妻環境施設組合につきましては、吾妻郡6か町村で現在、東吾妻町大柏木地区に建設を計画している、ごみ焼却場施設の組合でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第25、議案第17号 孺恋村過疎対策のための村税（固定資産税）

の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第17号 孺恋村過疎対策のための村税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）が公布・施行されたため、関係法令との整合性を図るために改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 税務会計課長。



〔会計管理者兼税務会計課長 望月浩二君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（望月浩二君） それでは、議案第17号 孀恋村過疎対策のための村税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部改正につきまして、詳細説明をさせていただきます。

本条例案は、所得税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日に施行されたことに伴うものでありまして、この所得税法等、「等」に含まれていました租税特別措置法、これが改正されたことにより、改正するものであります。租税特別措置法の規定を引用しているため、条文中における適用条項のずれを改めるものであります。

1枚おめくりください。

条例第2条中、本文「第12条第3項」とあるものを「第12条第4項」に、「第45条第2項」とあるものを「第45条第3項」に改める内容であります。

施行は公布の日からとし、令和4年4月1日から適用するものであります。

なお、本条例案は、令和4年3月31日に改正法が公布されていることから、その法改正に合わせ手続をするべきでありましたが、改正法に係る情報が届いておらず、今回、職員が改めて制度について確認をしているところ、改正に気づいたものであります。適正な時期に条例改正が行えなかったこと、大変申し訳ありませんでした。

なお、これにより不利益を被る納税者はおりませんので、申し添えさせていただきます。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第18号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第26、議案第18号 嬭恋村附属機関の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第18号 嬭恋村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

嬭恋村個人情報保護審査会条例第1条に規定する嬭恋村個人情報保護審査会について、地方地自法第138条の4第3項の規定に基づき、嬭恋村の附属機関として設置するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

◎議案第19号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第27、議案第19号 嬭恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第19号 嬭恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

職員の休暇期間については、現在、1月から12月までの年単位となっておりますが、今後は4月から3月までの年度単位へ変更したいため、本条例を改正するものでございます。

ご審議をいただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

◎議案第20号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第28、議案第20号 婦恋村国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第20号 婦恋村国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

健康保険法施行令等の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正し、出産育児一時金の支給額を増額するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

---

◎議案第21号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第29、議案第21号 婦恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第21号 婦恋村小口資金融資促進条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

群馬県小口資金融資促進制度要綱による借換え制度が継続される一部改正に伴い、婦恋村におきましても前述の改正に準ずるべく、本条例を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第30、議案第22号 孀恋浅間寮の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 孀恋浅間寮の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

孀恋高等学校の活性化のために、孀恋浅間寮の入寮資格に、現行のスケート実技選択者に加えましてスキー実技選択者を加えるため、本条例を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

---

◎議案第23号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第31、議案第23号 孀恋村地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第23号 孀恋村地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

孀恋村地域交流センターの増築に伴いまして、業務の一部追加並びに加工施設の利用料を徴収することとしたため、本条例の一部を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

---

◎議案第24号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第32、議案第24号 孀恋村辺地総合整備計画の策定等についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第24号 孀恋村辺地総合整備計画の策定等について、提案理由を申し上げます。

辺地計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づきまして策定するものであり、この計画により、事業実施における財源措置として、辺地対策事業債の借入れが可能となります。辺地対策事業債につきましては、償還時に元利償還金の80%が交付税で措置されるものでございます。

今回策定する古永井辺地につきましては、新規の計画となり、辺地内の橋梁補修を行うものでございます。干俣辺地及び今井辺地、中原・山梨開拓辺地につきましては、計画変更となります。

干俣辺地におきましては、バラギ地区の散策路整備を追加するものでございます。今井辺地につきましては、橋梁補修工事、第7分団詰所建設工事の追加となります。中原・山梨辺地においては、飲料水供給施設の事業費及び計画期間の延長となります。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第33、議案第25号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第25号 工事請負契約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年孀恋村条例

第12号) 第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第34、議案第26号 村道路線認定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第26号 村道路線認定について、提案理由を説明させていただきます。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づきまして、県営農道整備事業等において整備された道路を村道認定するため、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（土屋幸雄君） 日程第35、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、所管の委員会に付託をいたします。

---

#### ◎議員派遣の件について

○議長（土屋幸雄君） 日程第36、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員派遣をすることに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員の派遣について変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣については、変更が生じた場合には本職に一任することに決定いたしました。

---

#### ◎休会について

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、13日まで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから13日まで休会することに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

散会 午後 1時55分

令和 5 年 第 1 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )



## 令和5年第1回嬭恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和5年3月14日(火)午前10時01分開議

- 日程第 1 答申第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見(答申)について
- 日程第 2 令和4年度嬭恋村各会計補正予算について
- 日程第 3 予算審査特別委員会報告について
- 日程第 4 議案第18号 嬭恋村附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第19号 嬭恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第20号 嬭恋村国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第21号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第22号 嬭恋浅間寮の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第23号 嬭恋村地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
について
- 日程第10 議案第24号 嬭恋村辺地総合整備計画の策定等について
- 日程第11 議案第25号 工事請負契約の変更について
- 日程第12 議案第26号 村道路線認定について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(12名)

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川 栄 君	教 育 長	地 田 功 一 君
総務課長	黒岩 崇 明 君	会計管理者兼 税務会計課長	望 月 浩 二 君
未来創造課長	熊川 明 弘 君	交流推進課長	宮 崎 貴 君
住民課長	宮崎 由美子 君	健康福祉課長	熊 川 真津美 君
建設課長	滝 沢 勇 司 君	農林振興課長	横 沢 貴 博 君
上下水道課長	宮 崎 忠 君	観光商工課長	黒 岩 建五郎 君
教育委員会 教育事務局長	目 黒 康 子 君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	土 屋 和 久	書 記	目 黒 康 子
--------	---------	-----	---------

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

- 議長（土屋幸雄君） ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和5年第1回孺恋村議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。
- 

◎答申第1号の質疑、採決

- 議長（土屋幸雄君） 日程第1、答申第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）についてを議題といたします。

本案については、お手元にお配りしました意見のとおり答申いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、答申第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）については、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

---

◎令和4年度孺恋村各会計補正予算についての質疑、一括討論、採決

- 議長（土屋幸雄君） 日程第2、令和4年度孺恋村各会計補正予算についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより

本案について質疑を行います。

議事整理の都合により、質疑は一般会計補正予算から順次行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

それでは、婦恋村一般会計補正予算（第10号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 40ページの商工費ですけれども、愛郷ぐんま連携地域限定クーポン券のことと、それから、スキー場のための冬のクーポン券負担金がマイナス475万円になっています。それから、愛郷ぐんま連携地域限定クーポンのほうも第5弾が1,519万円マイナスですけれども、その辺の実態というか、実数が分かりましたらお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 黒岩建五郎君登壇〕

○観光商工課長（黒岩建五郎君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、愛郷ぐんまなんですけれども、第5弾につきまして、実績が宿泊者数が13万2,754人となっております。そして、クーポン券の発行が金額で2億6,510万8,000円となっております。差額の分につきましてマイナス補正をさせていただいております。

それから、スキー場のほうの関係なんですけれども、当初予定しておりましたリフト券の購入代が、ちょっと予定していたよりスキー場との調整がつかせんで、若干高めになったものですから、そちらを増額してクーポン券のほうを減額ということにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で一般会計補正予算（第10号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

お諮りいたします。各会計補正予算について一括で討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

各会計補正予算について一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今回の補正予算には賛成をします。ただ、少し要望のほうを述べさせていただきます。

1点は、国保とか介護保険のほうは、コロナ禍による感染状況の厳しさから、給付金とかが減っていますけれども、来年度予算のほうを見ても、またそれに合わせた減額とかされていましてけれども、ぜひその辺は、一般会計のほうの予算でも言いますけれども、少しでも多くの方が安心して介護や医療を受けられるようにしていただきたいというのと、それから、会計年度任用職員が、何となく、短時間とかいろいろそういうので、本当に手が足りないところの補填のようになっているけれども、本来の在り方ももう少し考慮して今後やっていただきたいということで要望しておきます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

順次採決を行います。

最初に、議案第1号 令和4年度嬭恋村一般会計補正予算（第10号）について採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和4年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和4年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和4年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和4年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和4年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎予算審査特別委員会報告についての一括討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、予算審査特別委員会報告についてを議題といたします。

令和5年度各会計予算は、本定例会第1日に予算審査特別委員会に付託し、審査を願っておりましたが、審査が終了し、別紙配付のとおり予算審査特別委員会審査報告が提出されております。

お諮りします。本件に関する委員長報告は、会議規則第40条第3項により省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

また、委員長報告に対する質疑も、全議員が委員でありましたので省略いたします。

それでは、一括討論を行います。

ご意見ありませんか

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 討論を行います。

私は、一般会計に反対、特別会計に賛成の立場で討論を行います。

一般会計は、まさにその年度の村の姿勢が示される大事な予算だと考えます。

予算には、これまで提案してきたチョイソコバスの待合場所への椅子の設置、吾妻線利用者の方々に補助金の支給、福祉医療費の拡大など前向きな取組もあり、村民の皆さんに早くお知らせしたいと思っているところです。ですが、幾つか大きな点で指摘させていただき、今後の行政運営を行っていただきたいと考えているところです。

1件目は、条例規則に準じた行政を行うということです。

まず、副村長の予算が入っていないことは明らかに条例に反しています。嬭恋村副村長の定数を定める条例は、地方自治法61条第2項の規程に基づき、本村の副村長の定数を1人とすとなっています。それならば、当然当初予算に組み入れるべきだと思います。

また、副村長の任免については、議会からも村長の出張が多い中で庁舎内をまとめるためにも置いたほうがいいということは再三にわたって要望していました。議会の要望にも応えないということは遺憾だと思います。

次に、村有財産の管理です。

予算審査特別委員会で質問した木工センターの無償貸付けですが、普通財産の貸付けについて決められている項、第4条から鑑みるなら、議会にかけるものと考えます。貸付け条件がほかの普通財産と差があることは不公平だと思います。条例規則を守ること、議会の要望にも応えることなど求めておきます。

2点目は、消防団員の報酬についてです。

議会からも要望したにもかかわらず、予算に組みまれていません。質疑に対して、今後消防団の関係者との話し合いで決めるという答弁でした。新聞の記事では、嬭恋村が吾妻郡内で一番低い出動報酬になっています。火事や災害が起こったら、何をおいても出動するという労



に対して、消防庁が示した標準額にしてほしいという思いが強くなっているところです。

3点目は、公共交通の点で、吾妻線存続の予算では、先ほど挙げた利用者への補助金分が増額になったくらいです。JR吾妻線の今後について取り組む考え方が示されなかったこと、予算にもそうした予算が入っていなかったことは残念です。この点については一般質問でも取り上げます。

特別会計について、幾つか要望を述べさせていただきます。

国民健康保険会計は、保険税率が変更なしということではっきりしているところですが、まだまだ国保税が高いという声が多くの方から寄せられています。今後も引き上げることのないように要望しておきます。また、先ほどの補正予算でも述べましたが、保険給付費の減はコロナ感染中という理由です。アフターコロナにおいても村民の健康を守ることを大事にしていきたいです。

介護保険特別会計では、国は今回の改定で、要介護1、2を介護保険から外そうとしています。また、ケアプランの作成も有料化しようとしているようです。もしそうなったときでも介護を受ける方が困ることのないようお願いしたところ、それはちゃんと対応しますという答えでした。ただ、やはりそれだけ村の財政が逼迫する要因にもなると思います。そういうことにならないように、国のほうにも要望していただきたいと思います。

後期高齢者保険会計では、保険料が変わらないということで、この点でもはっきりしていますが、去年の決算のときに保険料滞納の方もおられるようでした。そのような方々が医療を受けられないことがないように配慮をお願いいたします。

上水道会計ですが、道路改良工事に伴う布設替え工事が予算に入っております。今後別荘地における布設替え工事が必要となる時期があると思います。別荘地には村道じゃないところにも公設の水道管が入っております。その辺についても計画的に取り組むことを要望しておきます。

以上を述べて私の討論といたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

については、委員長報告順に採決を行います。

最初に、議案第7号 令和5年度嬭恋村一般会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第7号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和5年度孺恋村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第8号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 令和5年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第9号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 令和5年度孺恋村介護保険特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第10号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 令和5年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第11号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 令和5年度孺恋村上水道事業会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第12号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 令和5年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第13号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 令和5年度孺恋村農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第14号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

村長。

○村長（熊川 栄君） ありがとうございます。

○議長（土屋幸雄君） 日程第4、議案第18号から日程第12、議案第26号については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、各議案について、順次、質疑、討論、採決を行います。

---

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 初めに、日程第4、議案第18号 婦恋村附属機関の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第5、議案第19号 婦恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今度、「1月から12月」というのから「4月から3月」となると、今までのだと1月から12月だから、令和5年度がもう始まっているわけですけども、そうすると、この3か月間の調整はどのようにされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えします。

経過期間ということになりますけれども、年間で一般職員の場合20日間ございます。12か月で20日間ですから、3か月、4分の1だと5日間になります。暫定的に1月から3月までは5日間の有給休暇ということで対応しております。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第6、議案第20号 婦恋村国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第7、議案第21号 婦恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第8、議案第22号 婦恋浅間寮の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第9、議案第23号 婦恋村地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第10、議案第24号 孺恋村辺地総合整備計画の策定等についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第11、議案第25号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。



ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第12、議案第26号 村道路線認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

◎休会について

○議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。議事の都合により、16日まで休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、明日から16日まで休会することに決定いたしました。

---

◎散会の宣言

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時36分

令和 5 年 第 1 回 定 例 村 議 会

( 第 3 号 )

## 令和5年第1回嬭恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和5年3月17日(金)午前10時01分開議

日程第1 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第2 一般質問

日程第3 閉会中の継続審査申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(12名)

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	地田功一君
総務課長	佐藤幸光君	会計管理者兼 税務会計課長	望月浩二君
未来創造課長	熊川明弘君	交流推進課長	宮崎貴君
住民課長	宮崎由美子君	健康福祉課長	熊川真津美君
建設課長	滝沢勇司君	農林振興課長	横沢貴博君
上下水道課長	宮崎忠君	観光商工課長	黒岩建五郎君
教育委員会 事務局長	目黒康子君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 土屋和久 書記 横沢右京

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回嬭恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に要望書1件を所管の委員会に付託し審査を願っておりましたが、審査が終了いたしましたので、ただいまから委員長報告を求めます。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 羽生田宗俊君登壇〕

○産業建設常任副委員長（羽生田宗俊君） 産業建設常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、3月14日に委員会を開催し、要望書1件の審査と各課からの報告を受けました。

委員会には委員6名と副議長、当局側からは村長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

初めに、ぐんま農村女性会議会長、あがつま農村女性会議会長を代表とした農業団体女性の会の方々の連名により提出されました要望第1号 女性農業者の農業委員登用に関する要請書について審査をいたしました。

要望の趣旨は、政府の第5次男女共同参画基本計画において、農業委員に占める女性の割合として早期に20%を実現し、さらに2025年までには30%を目指すことが目標とされているので、目標達成のため、取組を加速させる必要がある。農業就業人口に占める女性の割合等を踏まえ、農業委員及び農地利用最適化推進委員については女性の登用を積極的に行うよう要望するというものです。

村長、また農林課長より現状の説明がありました。令和3年度において孺恋村の農業委員における女性委員の人数は2人で、11.8%であるとのことでした。推進委員の女性委員は4名いるとのことでした。

委員から、今は地区の推薦により選出されている。議会としても趣旨は理解し協力したいが、女性会議で地区に直接働きかけるのが効果的であると思うので、検討してもらいたいなどの意見があり、全員一致で趣旨採択に決しました。

その他の報告事項として、総務課からトラック運送事業者支援補助金の実績についての説明がありました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 要望第1号 女性農業者の農業委員登用に関する要請書について、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第1号 女性農業者の農業委員登用に関する要請書について、委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、本件は産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

---

◎一般質問

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、一般質問を行います。

佐藤鈴江さん外4名から一般質問の通告がありましたので、順次発言を許可します。

---

◇ 佐藤鈴江君

○議長（土屋幸雄君） 初めに、佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

〔5番 佐藤鈴江君登壇〕

○5番（佐藤鈴江君） ただいま議長の許可を得ましたので、大きく2点に分けて質問をさせていただきます。

最初に、がん検診誰もが受けやすい環境をについて質問をさせていただきます。

新型コロナの感染拡大に伴い、受診者数が全国的に減少傾向にあります。公益財団法人の日本対がん協会によると、約600万人だったコロナ禍前の19年に比べ、20年は約3割、21年は1割のマイナスとなったそうです。嬭恋村では5つのがん、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん等の検診の実施状況はどうなっておりますでしょうか。

また、昨年4月から9年ぶりに子宮頸がんワクチンの勧奨が再開されました。接種の状況をお知らせください。また、勧奨されなかった世帯についての取組、いわゆるキャッチアップ接種の状況について現状をお聞かせください。

子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルス、いわゆるHPVの感染を防ぐため、HPVワクチンが2011年、国の基金事業として始まりました。2013年には定期接種になりました。対象者は小学6年生から高校1年生の女子ということになっています。一方、2013年6月から国が勧奨を様々な事情で差し控えたため、自治体では積極的な勧奨通知もやめてしまいました。7割あった接種率も1%まで下がりました。

国は令和4年4月から積極的勧奨を始めました。子育て中の女性が幼い子供を残し亡くなることが多いことから、マザーキラーとも呼ばれています。国立研究開発法人国立がん研究センターによりますと、子宮頸がんの診断をされる数が2019年では1万879例、死亡者数は



2020年の計では約2,887人と約3,000人近くの方がこのがんによって命を奪われているという事です。

国は今年の4月から、今は2価と4価の2種類ですが、新たに9価のワクチンというものを定期接種に加えました。今までワクチンの予防効果が7割程度とされていましたが、9価ワクチンを入れることによって9割の予防効果が発揮できるということになるようです。守備範囲が非常に広がるために、村としても定期接種とされる9価ワクチンの安全性と情報や有効性をしっかり周知するべきと考えます。キャッチアップ世代も含めてどのように周知し、新たに9価ワクチンが入りますということを含め、情報を改めて伝えるべきと考えますが、村の考え方をお聞かせください。

また、HPVワクチンは男性でも受けることができます。男性のHPV関連がん、咽頭がん、肛門がん、陰茎がんなどが増加していることや、子宮頸がんのHPVウイルスを根本から撲滅しようという考えから、男性にも接種するようになってきました。国内ではまだまだ少ないですが、先進国、諸外国を見ると公費で男性も女性も同じように打っているというのが常識となっているそうです。ぜひ孺恋村でも男女共生社会実現に向け、前向きな取組をしていきたいと思いますが、村長の見解をお伺いします。

次に、吾妻線令和5年の予算についての取組についてご質問させていただきます。

令和5年度吾妻線活性化に向けて、予算に22万8,000円の吾妻線利用者補助金が計上されました。万座・鹿沢口から高崎までの補助ということですが、普通運賃は1,340円です。人口減少やコロナ禍の影響もあり、ますます利用者状況は厳しいものと思います。また、渋川・吾妻地域在来線活性化協議会の活動状況も工夫し、公共交通の維持に向けた前向きな取組や新たなアクションを起こしていく必要があると思います。

豪雨災害で11年間にわたって一部区間が不通になっていたJR只見線、福島から新潟県にまたがったの線ですが、全線復旧したそうです。1日数往復の超ローカル線ですが、地元自治体が年間3億円の維持管理費を負担することで復旧にこぎ着け、今後も見通しは厳しいが地元は鉄道存続を選んだとのこと。全国から利用者呼び込もうと沿線の山河や紅葉など絶景のPR活動に力を入れているようです。孺恋村でも主体的なチャレンジをしていく必要があると思いますが、村長の見解をお伺いします。

以上、2点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

憲法41条に、国会は国権の最高機関である唯一の立法機関であると謳われております。嬭恋村においては、当局は予算の提案権、条例制定権あるいは交渉権等がございますけれども、ものを決めるのは本議会が最高の意思決定機関ということでございます。憲法93条第1項において、嬭恋村には地方自治の本旨に基づいて自治権が認められております。93条2項において、地方の議会が設定されると規定されております。ということで、なおかつ国民が主権者であります。我々は参政権、憲法15条に基づいて選挙を受けた者が議員、私であります。主権者はあくまでも国民、そして国民は憲法21条で知る権利がございます。そういう意味で、傍聴してどんどん村の情報を確認するという事は非常に大切なことだと思っております。そういう意味で傍聴させていただきまして、誠にありがとうございます。

佐藤鈴江議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

2点ございました。第1点目は、がん検診、誰もが受けやすい環境をとというご質問です。第2点目は、吾妻線の令和5年の取組についてという2点のご質問でございました。

最初に、まず第1点目のご質問、がん検診、誰もが受けやすい環境をについてのお答えをさせていただきます。

令和4年度におけるがん検診の実施状況は、大腸がん検診14.5%。胃がん検診9.1%、肺がん検診13.4%、前立腺がん検診14.3%、子宮頸がん検診11.2%、乳がん検診12.2%となっております。コロナ前2019年の受診率と比較いたしますと、若干ではありますが減少しております。コロナ前2019年の受診率と比較いたしますと、若干ではありますが減少しております。子宮頸がん検診につきましては、乳児健診時においても検診の重要性、必要性を周知し、受診勧奨につなげております。令和5年度におきましては、がん検診を受けやすい環境としまして、現在検診の種類による負担額が500円から1,500円となっていたものを、一律500円で受診できるよう負担額の変更を行います。

また、予約方法につきましてはネット予約を導入し、予約がしやすい環境整備に努めてまいります。現在、令和5年度のがん検診の意向調査を行うべく準備をしておりますが、変更点についても分かりやすく周知し、受診率の向上を目指してまいりたいと思っております。

次に、HPVワクチン接種についてでございますが、議員の説明にもありましたが、国ではHPVワクチン接種後に報告された多様な症状等について十分に情報提供できない状況であったため、平成25年から令和3年まで個別に接種を進める取組を一時的に控えてきた経緯があります。

しかしながら、令和3年11月の専門家会議において、安全性について特段の懸念が認められていないことが改めて認識されまして、有効性が副作用のリスクを明らかに上回るとの判断から、令和4年度より積極的勧奨を再開いたしました。これを受けまして、村では対象者に対して個別に受診勧奨通知を送付するとともに、広報つまごいなどでも周知を行ったところでございます。令和4年度の接種状況でございますが、定期接種につきましては、対象者は141名、接種開始者33名、接種率23.4%となっております。また、キャッチアップ接種につきましては、対象者が213名、接種開始者28名、接種率13.1%となっております。

現在は2価と4価のワクチンが定期接種対象となっておりますが、議員ご指摘のとおり、令和5年4月からは9価のワクチンも定期接種の対象となります。接種できるワクチンにつきまして、説明等につきましては国が示す啓発資材を使い、個別に受診勧奨通知を送付する予定でございます。

男性におけるHPVワクチン接種につきましても、2020年12月から4価のワクチン接種が任意接種として接種できるようになりました。ご指摘のとおり、感染拡大防止の観点から有効性があるようですので、今後の国等の動向を注視しながらしっかり対応して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の大きな質問でありました吾妻線の令和5年度の実施についてのご質問にお答えをいたします。

JR吾妻線活性化では、昨年度まで渋川・吾妻地域在来線活性化協議会におきまして、上野駅産直市での出店や、小野上温泉駅での吾妻線マルシェを開催して沿線の魅力を発信したり、PR活動を行ってまいりました。また、本村独自の取組といたしまして、駅名表ステッカーの作成や駅からハイキングの実施、高崎駅での特産品販売や職員出張時の吾妻線利用を実施してまいりました。令和5年度では、これまでの取組を継続していくとともに、吾妻線を利用して来村した観光客に対し、村内で使用できるクーポン券を配布したり、村民への電車利用時の運賃補助や駅に顔出しパネルの設置経費を新たに予算計上して、吾妻線の活性化と利用促進に取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは今、嬭恋村の検診率を報告されたわけですが、やはりかなり低いということですが、嬭恋村の目標としては50%までもっていくということ

を聞いておりますけれども、その50%までもっていくための取組方、今後どうしていくのかということは個別に通知を送るとか、そういったことで努力をしていくということでありますが、私の周りにも本当に国民に2人に1人ががんになる時代と言われておりますので、その辺不幸にして若くして命を落とす人、そういう方もいらっしゃるので、この点についてはぜひ周知をするなりして検診率を上げていただきたいと思います。

またもう1点、ピロリ菌、例えば胃がんですとピロリ菌が大きな原因とされておりますので、ピロリ菌に対する胃がん対策について村の取組をお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご指摘のとおり、ピロリ菌の検査をすることにより発見された場合、除菌をすると胃がんのリスクが下がるというふうに聞いております。他の自治体ではピロリ菌検査に対する補助金を出しているようなところもあるというふうに聞いておりますが、村でもかつて1回補助金を出したことがあるようですが、そのときちょっと後の処理が大変だったとか、そういったことがあったのでやめたというような経過があったと聞いておりますが、今後につきましては、胃がんのリスクを下げるために、この検査をすることに対して少し勉強しながら、補助金を導入するのがいいのかどうかという検討を進めていけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今、1回補助金を実施したんだけど、後の処理が大変だったということですが、後の処理が大変というのはどういうことなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） この検査をしたときの結果の収集でありますとか、その後の1回検査をしたからよくなった、除菌できたとかという後追いがなかなか皆さんのご協力も必要なところであって、1回した人にまた補助金を出すとかというようなことになってしまったような経過があるらしいです。なので、そこら辺は今後どういったら皆さんに公平にまた利用できるような対応ができるのか、制度を考えながら進めていけたらいいなというふ

うに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） やはりそういったことについては、多分ピロリ菌の検査をした結果がどのぐらいの人数がいたのかははっきりしませんけれども、それに対してはやはり正確に村としてピロリ菌があるという情報が得られたわけですから、それに基づいて個別に通知をする、そういったこと取組が今後は必要ではないかと思いますが、もし今後導入していただけるようであれば、その辺のところもしっかり後追いで通知を個別にするとか、そういった方法が考えられると思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

また、最近では、バレーボール男子の東京オリンピック代表である31歳の方が全く痛みもなく、目のかすみがあって病院にかかったら、それが胃がんがもとだったという。それでも既にステージ4という状況だったということが私もニュースで知りましたが、やはりがんはどなたにお聞きしても痛みを伴わないということでもありますので、この検診がいかに重要かということであると思いますので、その点よろしくお願ひをしたいと思います。

先ほど村長よりHPVワクチンについて男性にも検討していくということではありますが、この辺についてはエイズのときの問題で、中学校等でも性教育なりを実施していたと思いますが、今性体験をする人たちが若年化をしているということでもあります。それによって子宮頸がんも増えているということでもありますので、やはり学校でもそういったきちんとした教育をしていく必要があるのではないかと思いますが、教育長の見解をお伺ひしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

性教育、性に関する指導ということになりますが、おっしゃるとおり、大変重要だということか、教育の中でもこの性教育については今後さらに重要性が高まっていくというふうに思います。実際に学習指導要領の中に明記されています。性教育についてしっかりと学校教育を行うということになってますので、その辺についてはこれまで同様に取り組んでいきたいというふうに思います。具体的には、性に関する指導ということになりますと、主は保健体育というところで学習するわけですが、保健領域の体の発育、発達、そして中学校においては保健分野における心身機能の発達と心の健康、さらに健康な生活と疾病の予防と、こういうところで行うこととなります。

性教育につきましては、各学校というか、中学校を中心に行ってるわけですが、授業だけでなく、本村においては健康福祉課にご協力、お世話になりながら講演会等も実施しております。昨年度もそうなんです、本年度においても、もちろん来年度においても中学生を対象とした思春期講演会、これは性教育の専門家であります岩室先生にお願いして行うものがあります。さらに先ほどもがんというような話もありましたが、同じようにがん教育についても行っていきたいというふうに思います。

そして、単に性教育のほうを知識的に理解できればいいというものではありません。やっぱり生活の中でしっかりとそれが実践的に行われることが必要だというふうに思いますので、積極的に取り組んでいきたいとします。

ただ、課題等もあります。教員の性教育に対する知識、理解不足というのもありますし、外部講師の依頼等についても本村においては健康福祉課にお願いしてやっていますが、なかなかそういったものが広がっていかないというのがありますので、さらにさらにこの辺のところについては進めていければいいかなというふうに思います。

ただ、性教育を進めるに当たってはいろいろ課題があります。1つは発達の段階をしっかりと踏まえていかなくちゃいけないこと、それから、学校全体でやはり共通理解を持って進めなくてはならないということ、さらには保護者の理解も得なくてはなりません。そういったところに配慮しながら、子供たちの発達段階あるいは地域性、子供たちの状況等を鑑みながら前向きに進めていきたいというふうに考えます。

以上であります。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） すみません、先ほど村長の報告の中でキャッチアップ接種率が213人中28人ということで、13.1%ということでありました。これについては、やはり失われた7年間を取り戻すために、今後村としての取組、そういった方向性がきちんと大事ではないかというふうに思いますが、このキャッチアップで受けられなかった世代に対する周知、その辺はどのようにしていくかということと、それに対しての周知方法、広報等だけではなく、やはりそういったものが実際に今国としても勧奨しているんだということを周知する必要があると思いますが、今後の取組方針についてお聞かせいただきたいとします。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの佐藤議員のご質問ですけれども、キャッチアッ

プ対象者につきましては、今後9倍も増えるということですので、再度勧奨の通知を出そうと考えております。

また、個別通知により受診勧奨をするんですけれども、例えば母親世代の方が自分のがん検診を受けたときに、お子様たちにもこういったリスクがあるので、ワクチン接種をしてはいかがでしょうかというようなお声がけとかパンフレットをお配りするのも一つかなというふうに保健室のほうと考えておりますので、令和5年度のがん検診が始まるまでにはいろいろな方面から周知ができるような方策を考えていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 子宮頸がんワクチンについては、がん細胞検診とHPV検診があると思いますが、細胞診についてはお医者さんの下で行わなければならないということでありますが、HPV検診については自宅でもできるということでありますが、まだまだ日本では浸透しておりませんが、そういったことへの周知も今後考えていただきたいというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの佐藤議員のご意見、貴重な意見と捉えまして、検討を始めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） この子宮頸がんワクチンについてなんですけれども、ウイルスによって感染をするものであります。実際にそのウイルスに素手で触った場合、または表面に触るだけでも直接摂取するというので、これに感染することということでありまして。そのほか切り傷やすり傷、小さな裂け目などの損傷によっても感染をするというリスクがあるそうです。そのためには男性にもこのワクチン接種が推奨されているところでありまして。今後村長は前向きに検討していくということでありましたが、具体的にやはりその辺のところも周知をしていく必要があるというふうに考えます。やはり男女共同参画社会構築に向けて、村長は常日頃前向きな取組をされておりますので、その点についてもしっかりと検討していただきたいと思っておりますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 男女共同参画社会ということで、かれこれ既に20年近くが政府の方針に基づいて進めております。我が村においても幹部職員は3割女性を確保と。それから、私が村長になってから男女は全く平等であります。202530ですか、先ほど農業委員会のほうで女性の数の農業委員さんを確保しようということでありました。議会のほうは趣旨採択をいただきましたので、我々も前向きに取り組みたいです。

あわせて、今、佐藤議員のご指摘の男性におけるHPVですか、これのワクチン接種、これも諸外国では佐藤議員ご指摘のように、大分発展的に推奨されておると。またそういう需要も増えておるというデータもございますので、しっかり学んで、しっかりまた対応してまいりますと、こう思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） がんに苦しんでる方は村内でもたくさんおられます。それによって、毎日がんの本当に痛みも何もなくて、たまたま尿検査をしたらがんが分かったって、それもかなり進んでいて、ステージ3とか4であったという方が私たちの身近にもたくさんおります。そういった方々のために防ぐためにも、また働き手をなくすという、また自営業者とか中小企業で働いている方ががんによって働き場所をなくすというようなことがあるわけですが、そういったがんにかかったとしても、病気であったとしても、仕事を続けられる社会を築いていく必要があるというふうに思います。そのために村としては、村長としてはそういった方々のケアというか、そういったこと取組を村長としてどのようにお考えかお聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 昭和の高度成長から平成に入って、いわゆる4疾病と言われて長年来ております。4疾病とは、まず一番は何と云ってもがんであります。そのほかに脳卒中、それから心臓ですね、急性心筋梗塞、そして糖尿病と、がんがトップで。この4つが4疾病、4つの大きな日本国民の健康管理上の重大課題ということでありました。ところが、最近もう一つ増えました。精神疾患ということで、4疾患ではなく、私たちの現代社会は精神疾患も入れて5疾患と言われております。その中でも佐藤議員のご指摘のとおり、圧倒的に多いのががんであります。医療技術も進歩したので、大分死亡率そのものは下がってきつつあると。あるいは薬あるいは手術の進歩もあると思ひますけれども、現実的には男性の一生涯は62%ががんにかかっている現実がございます。女性の場合は女性特有のがんがあるわけで



すね。先ほどの子宮がんとか乳がんとか、女性は女性の特有のがんもありますけれども、男性については62%の方が一生涯、今現在の日本ですよ、がんにかかっているということでございます。それから、がんの手術を受けてから5年以上あるいは10年以上生存する、この長期手術後に生存する方も非常に率が増えてきております。我々やはりがんを克服する、これが国民の健康維持の大原則の1つであることは間違いないと思っております。そういう意味で、政府の情報もしっかり把握し、そしてまたがん患者の状況もしっかり把握し、そしてまた今度ファイブワクチンができると、またそれも打たれておると、こういう現実もございませうから、村民の健康管理のためにしっかりと学んで情報収集して、そして前向きな対応をしっかり取ってまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、ピロリ菌の件がございましたが、ご指摘のとおり、ピロリ菌については大分最近言われてきておるようでございます。胃がんということで、取っちゃえば回復率もあるんですが、いずれにせよ、まだ胃がんは数がありますので、ピロリ菌についてもしっかりと対応してまいりたい、こう思います。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 嬭恋村でも高齢者人口の増加に伴い、団塊の世代が2025年を迎える世代に当たっては、この胃がんの患者数も増えるということが考えられるということでありませう。それにしたがつて医療費の高騰も、かなりがんで医療費高騰があるということであらう。がん検診をすることによって医療費の抑制にもつながるといふことであらうので、そういった観点から、やはりこの検診率を50%までに上げる努力を村としてもしていただきたいといふふうに思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思ひますが、吾妻線の利用者の補助金ということであらうますが、万座・鹿沢口から高崎駅まで1,340円の運賃がかかるということであらうと思ひますが、その中の……

〔「3,000円」と呼ぶ者あり〕

○5番（佐藤鈴江君） 片道ですよね。それなので、どのくらいの補助を考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在予算計上させていただいているのが議員指摘のとおり22万8,000円となっております。

これにつきまして、大前から高崎駅まで1,520円運賃かかると思いますが、子供は半額になっております。これを全額補助させていただいて、現在予算計上で50人分を計上させていただいております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 私としてはその22万円、50人分ということではありますが、これによって吾妻線継続に向けての取組は、初歩的な取組としては評価するものの、やはり万座・鹿沢口は自動販売機で券を買わなくちゃいけないということではありますが、私はここで提案なんですけれども、SuicaとかPASMOとかを、多分500円でカードを購入することができるんだと思いますが、そういったものを補助するほうが吾妻線の利用状況の活性化につながるのではないかなというふうに思っております。そして、そのSuicaなりPASMOなりを購入した場合に、一々切符を買わずに済む。チャージするだけで済むわけですので、その人数が増えれば増えるほど利便性が上がるというふうに考えますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

ICカードの村民配布につきましては、当局のほうもそういう意見がございまして、中々まとめた上でJR東日本様にちょっとご提案させていただいたことがございます。以前ICカードの万座・鹿沢口駅の限定のものが発行されたと思うんですが、あれについても何か特殊なICカード、嬭恋村に限ったICカードをつくって発行させていただこうという考えもあったんですが、JR東日本様のほうから、ちょっとそれはできないということで、それも含めまして、今後ICカードの配布につきましては少し検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 万座・鹿沢口限定のものでなくても、現在使われているSuicaとかPASMOについては大前から高崎間だけ使うわけではなくて、これは東京に行ってもバスを乗るときにも使えるものであると思います。そういったものを補助するほうがより効率的だというふうに私は考えます。だから、まずその万座・鹿沢口特定のものでなければいつでも買えるわけですので、駅の販売店の中でも買えたりするわけですね。それをまず嬭恋

村民に周知するために、例えばコンビニとかでも買えるようにする。または観光案内所でも買えるということであれば、より多くの利用者が利用できるような状況になるのではないかなというふうに思いますが、それはできるかできないかは今後検討していただければと思いますが、そういった観点からやはり運賃補助というのと、私も万座・鹿沢口に行ったんですけども、6時半から10時半まで券売機は稼働しています。そのほかは何か要するに未来創造課長がおっしゃるように、券の場合、確かにありました。その確認しに行きましたらありました。それについては、時間制限があるということもありますし、また、そのPASMOとかSuicaを利用するに当たっては吾妻線管内の中で、高崎から大前駅までについても、要するにその感知する機械がないということもあると思います。それをぜひ渋川、在来線活性化協議会の中でも、ないところは、先ほど只見線のお話をさせていただきましたけれども、自治体で負担をしても、例えば原町だと、買物に行かれる方もいらっしゃると思いますが、原町にはないんですね、それが。出るときの感知する機械がありません。そういったものを各自治体で負担をする中で、もうちょっとその活性化できるという方法もあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひその在来線活性化協議会の中でそういったことも含めて検討いただけるということはいかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） JR吾妻線、今問題になっているのは、例えば大前駅から1日今9名です。万座・鹿沢口から今1日130名です。袋倉駅からは2名です。JR東日本高崎支社からお見えになられまして、長野原草津口までは継続なんですよ。長野原草津口から大前までの間について、赤字路線で累積赤字がどんどん年間、議会にも以前も報告しましたが、黙っていて継続するだけで6億円の赤字が出ると。全国のJR各社ありますけれども、今問題になっておりまして、もう公知の事実でございますが、国土交通省の指導もありまして、鉄道については、国・県と自治体及び我がところではJR東日本ですけれども、ここと協議体をつくって、これからどうするかと検討しましょうということでもあります。1980年代に旧国鉄、国鉄は国のお金でやってきましたけれども、民営化されて以降、赤字も出る民間企業というのは長いこと許されるわけではないわけで、その中で吾妻線、吾妻線と一番問題になっているのは、先ほど申しました長野原草津口から大前の間が赤字になっておるという状況でございます。しかしながら、嬭恋村活性化のためには吾妻線存続が絶対必要だと私も考えております。

そういう意味で、まずみんなが、村民が乗っていただく、あるいは外から来るお客様が万座・鹿沢口なり大前までお越しただければ何らかのメリットがある。また我々も含めまして、私も東京へ行くときは、現在Suicaを万座・鹿沢口で買えます。Suicaをそこで買って、仕方ないんですけども、会議が東京で夕方になることもありますので、今10時半までは東京で会議しても帰れます。そういう意味でSuicaを買うのは万座・鹿沢口で買って、乗るのは軽井沢駅へ、1時間ちょっとで東京駅まで行きますので、東京での夜の会議も10時以降までできる状況になってます。そういう意味で、やっぱり切符を買うときは万座・鹿沢口、乗るときはどうしても時間の都合がありますので、新幹線と、こういう現実もあるわけです。何とか存続するためにどうしたらいいのか、我々も含めて、そして議員の皆さんも含めてまた乗ってもらいたい。私も昨年も何回か乗りました。やっぱり活性化するというなら、みんなで乗ることも重要だし、またお越しただけるようなシステム構築あるいはそれに対するクーポン券を発行する、こういうことの積み重ねも1つ重要で、またJRさんとも協議はいつもしてはいますが、紳士的な話をするんですが、こちらがこういうことをやっているという姿を示す必要もあると、こういうふうには思っています。

そういう意味で、SuicaとPASMOの話が出ましたが、今後利便性はそれで増えるという見通しがあるなら、ぜひとも一緒に検討してまいりたいと思います。ただ、制度をつくっても増えないじゃ弱る。これが問題だと思っていますので、いずれ先ほど申しましたように、こちらから9名、130名、2名というような鉄道をあなたが社長ならやりますかと、こういう課題もあるわけでしたので、趣旨はよく分かってます。公共交通であります。通学者も通勤者もいますので、また、婦恋高校を存続させるためにも、やっぱりみんなで協力し合って共通認識を持って取り組んでまいりたい、こう思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 単純な質問で、私の認識不足だったのかもしれませんが、Suicaとかそういったものが万座・鹿沢口で購入することができるのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） 佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

大変認識不足で申し訳なかったですが、万座・鹿沢口ではSuica自体は買えないんですが、チャージはできるということでございます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 私も万座・鹿沢口をかなり利用しているほうだと思いますが、最低でも月1回以上は利用をさせていただいてますので、チャージの仕方とか、そういったところは1,000円札しか使えないとか、カードが買えないということは私の中では認識をしていたつもりなんですけれども、今その発言があって買えるのかなというふうに思いました。よく理解することができましたので、今後私が先ほど申し上げたような取組ができるかどうか検討していただきたいというふうに思います。

それからあと、また渋川方面から嬭恋高校に通ってくる生徒がいらっしゃいます。そういった方を増やしていくための嬭恋高校存続に向けての検討委員会も村としても立ち上げていると思います。その辺について、やはり今後はしっかりと、その辺のことも連携をしながら、高校の存続のためにも吾妻線はどうしても存続していただきたいというふうに思うんですが、その辺のところの取組状況なりがなかなか村民に見えてこない部分もありますので、その辺の今現状をお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。未来創造課長、お分かりになる範囲でお願いしたいと思いますが。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、現在嬭恋高校の生徒さんが吾妻線を通っております。現在13名の方が嬭恋高校にJRを使って通学しているとのことでございます。現在、昨年度から始まりました高校魅力化ということで、嬭恋高校の生徒さんを増やしていこう、また、全国から募集していこうではないかという考え方、またアイデアを出し合いながら、今後実施していこうと考えておりますので、来年、令和6年度からの募集を見据えて今検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） もう時間も迫ってまいりましたけれども、先ほどの村長が言ったように、県、または国と協力をして、今後の検討、考えていくということでありましたが、只見線にあっては、やはり県が7割、地元も負担をして、やっぱり町村が負担金を出して、その超ローカル線を存続させているということでもあります。前回もこのような質問の中で、スキー場の負担金が減るので、そういったものを吾妻線の負担金として考えてはどうかというご

質問をさせていただいたことがあります。それについては、やはり嬭恋村だけでできることではありませんので、吾妻線の要するに渋川からこちら側の自治体とともに協力をしながら、また景観とか、そういったところでたまたま長野原から大前までの間、トンネルが多くて、もう景観を誇れるというところがなかなか出てこないんですけれども、そういったところの取組の中で、観光としてもやはり万座・鹿沢口まで来たら、村として観光誘致するツアーを組むとか、そういう具体的なことも村として考えていかなくちゃいけないのではないかと思います。そのために万座・鹿沢口から多分バスは運行していくとか、そういった連携をしていくということも必要だというふうに思いますが、ウイズコロナ、またアフターコロナということではありますが、これから観光業をもう少し活性化をしていかなければいけない中であって、村長としては、在来線活性化協議会の中で協議する中で、村としても負担金を出してもやっていくという決意がおありかどうか最後にお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 端的なご質問でした。その前にまず嬭恋高校でございますが、オリンピック選手が嬭恋高校は6名出て、全国でも有名です。そして県の教育長にお願いをして、今では議会の皆さんの了解も取って、1億円かけて嬭恋寮をつくりました。寮生も今年2名卒業しましたが、1人は明治大学、もう1人は高崎健康福祉大学、1名の方はオリンピックにまた臨める、こういう方が北海道から来た方もいらっしゃいます。そして議会のご承認もありまして、県の高校教育課長の了解も得まして、今度はスキーの生徒も来年から入ります。何としても嬭恋高校を存続させたい。それには吾妻線もピーク時は下から72名が来たんですが、今課長が答弁したとおり、現在は12名なんですね。ぜひとも嬭恋高校存続、それから吾妻線活性化は全くリンクした問題だと思っておりますので、今後もしっかり対応してまいりたい。

それから、吾妻線活性化協議会会長は渋川市長、高木市長さんでございますが、吾妻郡の全町村もそれに加盟しておりますので、今後県の県土整備部交通政策課が窓口で、JRも入って、高崎駅も入ってますので、そことも連携して全体の活動は展開してまいりたい。

あわせて、只見線の話はもう私も承知しておりますけれども、本当に金を出してくるなら金を出しても誰も文句言わんと思っております。もう少し精査する必要がある。というのは、先ほども申しましたように、現実には羽根尾駅、大津駅と、あと嬭恋村の駅の5駅だけなんです。先輩の皆さんも御存じだと思いますけれども、今渋川からここまでの駅は中之条駅だ

けなんですよ、職員がいるのは。群馬原町駅もいません。小野上駅もいません。岩島駅もいません。駅員1人もいない。合理化しているんですね。ただし、草津はドル箱なんですよ。草津まで長野原まで来て、バスに乗れば草津を往復する。だから、そこまでの皆さんと我々、草津、うちからこちら側、先ほど言いましたように、あまりにも乗降客が少ないという現実がありますので、ただ、それを乗り越えて、やっぱり村民のためにも、婦恋高校存続のためにも、何としてもここは存続させるべく展開もしますし、また議会ともども必要ならばお金を投資すればお客がいっぱい増えるということであるなら、費用対効果ももちろん考えます。ビーバイシー当然考えますけれども、その辺もしっかり確認しながら費用を投資すればそれだけの返ってくるものがあるということが確信できれば取り組みたいと、こう思っております。よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） すみません、最後に、SuicaとかPASMOといった、そういったカードについては導入できるかどうかぜひ検討していただいて、そうすることによって切符を購入する。あそこに一々分からない高齢者の方もたくさんいらっしゃるけれども、それを持っていてチャージさえすれば入れるという、その利便性はかなり利用客を増やす手段になるのではないかというふうに考えますので、ぜひ今後も検討していただきたいというふうに思います。

また、胃がんの検診にあっても、受診率50%までもっていくためにも、やはり制度等の周知をしっかりとっていただきたい。知らなくて受けられなかったということがないように、やはり広報だけではなく、またそういったことで周知で漏れてしまって、そんなのがあったの知らなかったよということのないような村としての取組をお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（土屋幸雄君） 以上で佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

---

#### ◇ 上 坂 建 司 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、上坂建司君の一般質問を許可します。

上坂建司君。

〔4番 上坂建司君登壇〕

○4番（上坂建司君） 議長の許可をいただきましたので、村公共施設の今後の計画について私の意見を述べさせていただきますと思っています。

議員在任中は大変お世話になりました。

今後の村公共施設について、村の予算の中で各施設の今後の対策について私なりの意見を最後の一般質問として進言いたします。

まず、いずれは東西小学校を現在の東部小学校に統合されるべきと思います。現在の西部小学校に孀恋村役場の移転が最適と思います。現在でも大ホールと駐車場の充実している改善センターが利用できます。これらを将来の村の施設再編を考えるべきで、現在、孀恋会館の一部改良も含めて考えるべきだと、私の切なる意見として具申いたします。

現在、孀恋会館に設計されているホールと同様な中之条町のホールは利用週数が少なく、また東吾妻町でも利用回数が少なく、草津町では利用が年間に二、三回しかなく、管理費だけでも町の負担となっているとのことです。付け加えまして、草津のことはさきの皇后陛下が音楽の森に年に1回草津町に来まして、そうして観光の要するに宣伝としてやっていて、観光資源の利用としてやっていました。ちなみに皇后陛下が来ている当時は、ホテルヴィレッジに皇后陛下が泊まるために厨房の天井を600万円かけて修理したと、こういう話もあります。これはあくまでも草津温泉の町の開発や宣伝費であって、今まではよいと思ってましたが、これからはその利用が少なくなったので、今は無駄な建物となっていると、さる県会議員が私に申し上げておりました。

近年ダム関係の負担もあり、長野原町でも大ホールを新築しましたが、利用回数が少ないようです。我が村でもどうしても必要であるならば駐車場の充実している改善センターのホールを改良してもよいと思いますが、いかがなものでしょうか。

我が村の施設総合化のことを考えた上で、現在建設される孀恋会館は、小学校の統合、村役場庁舎の建築を念頭に入れ、孀恋会館、商工会館等も含めた不必要と思われるものがあれば、無駄にならない計画を持って再検討する必要もあると私の議員の卒業するに当たり、あくまでも個人の意見として申し上げます。直観的な村長の考えを聞かせてほしいものです。

○議長（土屋幸雄君） 上坂建司君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上坂議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

質問の大局の点は、村の公共施設の今後の計画についてということで、私見であるが、私



の最後の見解だというご意見でございました。

公共施設の再編につきましては、市町村、いわゆる基礎的自治体1,719あるいは東京都23区合わせますと1,742市町村ありますから、全ての基礎的自治体は東日本大震災が終わった後に公共施設再編計画をつくりなさいと。我が村も平成23年以降に全ての建物を耐震化等も含めて検討を加えてまいりました。その第1弾が平成29年の3月議会におきまして、今婦恋村村民の建物でございますが、108あります。それをざっくりですが、約73ぐらいに少子高齢化、人口減少社会と、こういうこともありますし、統合しましょうという計画を平成29年3月に議会にも、また村民にも公表してまいったところであります。さらに令和3年3月議会におきまして、個別施設計画をつくって、これも議会並びに村民にも公表してきておるところでございます。それに基づいて、現在老朽化施設、どこにどのようなものをつくっていくかという計画に基づいて、現在その作業を進めておるといふことであります。それを前提といたしましてお答えをさせていただきます。

婦恋村の将来を考え、何点かご提言をいただきました。誠にありがとうございます。

まず、東西小学校の統合についてであります。人口減少が続く中、児童数も減少傾向にあります。避けては通れない問題であり、いつかは決断しなければならない時期が来るかもしれないと考えております。現時点では具体的な計画がないため、お答えすることができない状況でございますが、今後、議員の皆様をはじめ、村民の皆様のご意見を聞きながら、時期が来れば検討すべき時期が来るとも考えております。現状ではすぐやるという考えはございません。

次に、新婦恋会館の建設計画を進めておりますが、その中で計画されている大ホールはあまり利用が見込めないのではないかとのご意見をいただきました。ご指摘のとおり、大ホールでコンサートや講演会などが毎日行われることはないと思いますが、すばらしい音楽設備や落ち着ける環境の中で、音楽や芸術を鑑賞したり、また逆の立場で日頃の練習の成果を発表する場として、村民が少しでも豊かさを感じていただければ、公費を使用して建設する価値はあると考えております。完成後は大ホールは有効活用され、本村の文化芸術が一層発展するよう努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

今後の公共施設の在り方につきましては、冒頭私が申し上げたとおりでございます。再編計画並びに個別施設計画をつくってきておりますので、それに従いまして財政規律を守りながら、しっかりと努めてまいりたいと思っております。今後、役場の庁舎の建替えにつきましても、既存の公共施設の関連を念頭に、村民の利便性や維持管理費用の縮減などを考慮し

ながら実現してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 一応村長の考えは伺いました。あくまでも私の意見なので、今後参考にさせていただければ幸いと考えています。

私の一般質問は終わりたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 以上で上坂建司君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 大久保 守 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、大久保守君の一般質問を許可します。

大久保守君。

〔10番 大久保 守君登壇〕

○10番（大久保 守君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、何点かにつき質問をいたします。

第1に、来年度予算編成についてお尋ねいたします。

3月14日の議会中日において、78億6,660万円の一般会計予算が議会で通過いたしました。日頃村長は基金が多くたまっているとの話をよくなされます。

そこで、まず第1に、各基金の残高と村債の残高についてお尋ねいたします。

私は、今後役場庁舎を新設するのか改修するのかまだ決まっておりませんが、文化会館のように基金を別口としてつくるべき役場庁舎建設基金名で基金としてつくるべきであると主張してまいりましたが、当局は財政調整基金の中に入れておるとおっしゃっておりますが、村民の方々にきちんと分かるよう基金創設をすべきであると思います。

そこで、第2として、庁舎建設基金をつくられるのか否か、どのように資金調達を進められるのかお尋ねいたします。

第3として、今回国際交流事業において国際交流協会を発足されるべく、交流推進課に事務局を置かせてありますが、当局の答弁では民間で全てしていくと言っておられますが、交流会館規約第13条では、事務局は交流推進課に置くとなっております。発足当初はよいと

と思いますが、ずっとそうなるのかお尋ねいたします。

また、予算では交流費補助として、300万円を計上しておられます。説明ではイタリアへ行っていただく方へ、20名に15万円を出すということだと説明を受けましたが、どこの主催でどのような交流事業を行うのかお尋ねいたします。それで、ちなみ中学生の座間味村への派遣旅費は1人幾らかかるのかもお答えをお願いします。

最後に、鎌原観音堂周辺整備についてであります。

景観デザイン制作業務委託料として1億5,403万7,000円ですか。そして工事費として400万円を計上しておられます。説明では浅間石の塀や歩道をつくるような説明でありましたが、今文化会館建設に向けて進めておるわけではありますが、資金が足りないような状態であるのではないのでしょうか。3階建てが2階建てに変更したり、社会教育課、商工会が一時的に引っ越しをする建物も鉄骨造から木造になり、また資金の関係で面積の調整をするかどうか検討しておる状態であります。どうしても今年しなくてはならないのであるならば、1億5,000万円を鎌原観音堂に使うのでしょうか、1年でも待てるものであるならば、優先順位を考えることはできないのでしょうか、お尋ねいたします。

以上、明快なる答弁を求めます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

令和5年度、過日議会のほうにご承認をいただきました。ありがとうございます。その予算編成についての質問を5点ほどいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず第1点目でございますが、各基金の残高と村債の残高でございますが、一般会計では全部で11の基金がございます、令和4年度末で合計38億円の残高を見込んでいます。そのうち財政調整基金が約15億円、振興開発金が約14億円、文化会館建設基金が約4億4,000万円、愛する孀恋基金が4億8,000円、森林環境譲与税基金が2,000万円、このほかに残高40万円から数百万円のものが6基金ございます。

次に、村債の残高でございます。借金のほうでございますが、令和4年度末で約62億円でございます。なお、このうち元利償還時に地方交付税として国が全額負担する臨時財政対策債が27億6,000万円でございますが、これが全体の44%を占めております。このほか国が元利償還額の80%を負担する辺地対策事業債、同じく国が70%負担する過疎対策事業債など

がありますので、約62億円の債務残高のうち、村税など村の収入を財源として返済しなければならぬ債務は実質的に約10億4,000万円、全体の17%となっております。今後もふるさと納税の取組を強化するなど、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

2点目でございます。次に、役場庁舎建設基金を新たに設置する考えがあるかのご質問でございますが、現時点では振興開発基金の活用を考えておりまして、令和5年度予算においても振興開発基金に1億円を積み立てる予算としております。振興開発基金から分離をして、役場庁舎建設基金を新たに設置するかにつきましては今後検討してまいりたいと考えております。

3点目でございますが、次に、国際交流事業についてお答えをさせていただきます。

国際交流協会の設立につきましては、現在外国人の移住者も増えており、多文化共生が求められている現状で、孺恋村では交流推進課で多文化共生推進業務を担当しております。村でも他市町村で行っているような国際交流協会を設立し、官民協働で支援を行っていき、移住者を増やすこと、村の産業に寄与することを念頭に置いております。事業につきましては、国の補助制度を活用しながら、村で予算立てを行い、国際交流協会で行う事業につきましては、交流推進課に事務局を置き、支援をしていく方法を考えております。

4点目でございますが、ポンペイ市訪問交流として、どこの主催でどのような事業を行うかというご質問でございました。孺恋村主催で住民から募集し、交通費補助として1人当たり20万円で15人分の予算となっております。交流事業の内容につきましては、ポンペイ市を訪問し、ポンペイ遺跡のガイドとの交流、またトマト栽培農家、チーズやトマトソース加工者、パスタ製造工場などの特産物加工者との交流を考えております。今後、鎌原観音堂や郷土資料館ガイド、またはジオガイドにポンペイ遺跡のストーリーを交えながら、村内のガイド案内に生かしていければと考えております。

また、農と食につきましては、今後ポンペイ市やナポリ地方の特産品を孺恋村内での紹介、販売を見据え、産業の発展に寄与したいと考えております。

中学生の座間味村への派遣旅費につきましては、1人当たり令和元年度実績といたしまして10万7,000円、令和5年度予算いたしまして12万3,000円となっております。

5点目の質問でございますが、新孺恋会館建設と鎌原観音堂周辺整備の予算計上の優先順位のご質問にお答えをいたします。

新孺恋会館建設につきましては、商工研修センターの完成後、現孺恋会館の解体工事に着手いたします。解体中の孺恋会館利用者には他施設での活動となり、多大なご迷惑をおかけ

することになるため、また、過疎対策事業債の発行期限も迫っておりますから、解体後は早急に新婦恋会館建設に着手しなければならないと考えております。

また、鎌原観音堂周辺整備につきましては、令和2年度に農産物直売所「あさまのいぶき」を建設し、本年度は郷土資料館の増改築と地域交流センターの増築、あさまのいぶきのデッキ整備を行いました。個々の施設整備が終了いたします。なお、今月3月25日でございますが、完成に伴います式典を行う予定でございます。令和5年度で浅間石を基調した統一感のあるエリアに仕上げることにより、来訪者の増加や消費の拡大を図り、早急に雇用拡大につなげていくことが必要であると考えておりました。令和5年度における新婦恋会館建設及び鎌原観音堂周辺整備、両事業の予算計上にご理解をお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

大久保守君。

○10番（大久保 守君） それでは、基金のほうから入りたいと思いますけれども、今、村長が答弁なされたとおりでございます。基金のほうはですね。ただ、今は一般会計の基金、また村債の話になりますんで、特別会計としますと大分金額が上がってくると思うんですね。特別会計ですと、多分基金関係が43億円ぐらいですかね。それで、債務は特別まで見ますと、80億円ぐらいあるのかな、そんな気がするんですね。それで、村長は、村民の皆さんに大分お金がたまってきたような話をすることがよくあるんですけども、実際には今、村長がおっしゃったとおり100%充当の事業があったり、辺地だと70%ぐらいですかね。そういうようなお金が補助として入ってきて、それを返していくんですけども、今度は婦恋会館をつくるとなると、今のところ言われているのが19億円かかるという話ですと、一挙に充当はされるとはいつでも、一時は19億円上がってくるわけですよ、債務のほう。いずれにしても、自主的には2割から3割残るわけですから、3億円から4億円やっぱり支払いをしてかなきゃいけないというような感じになると思うんですけども、これは自主的にそういう金額があるということをやっぱり村民の方に知っていただくというんですかね。基金があるから、これだけたまったから事業をさせてくれとか、事業のその内容もあると思うんですけども、やっぱり負債もこれだけあるんですよということを村民の方に知っていただくということが自分が必要だと思うんで、今回質問させていただいたところがあるんです。きちんとした返済の予算立てができてれば何ら心配することはないと思うんです。国もいつまでもお金があるとは分からないわけですから、いつどうなるかというのがあるわけで、きちんとし

た運営をしていかなきゃいけないということでもあります。

そして、その建設のほうの基金ですかね。庁舎のほうの基金なんですけれども、今まで婦恋会館はきちんとした婦恋会館建設基金ということで基金をつくってあるわけです。やっぱり今、村長さんは、振興開発基金ですか、そこから充当していくというような話があったんですけれども、やっぱり基金名がない限りは、きちんとした基金にはならないと思うんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の再質問にお答えをさせていただきます。

平成の16年、17年、婦恋村の借金は193億円ありました。今現在は、今、大久保議員がおっしゃいましたとおり、一般会計、特別会計合わせて約80ぐらいだと。今ちょっと手元に数字はございませんが、193億円の借金で、婦恋は夕張じゃないかということで、当時新聞にも出ました。ダイヤモンド社にも出ました。東洋経済にも出ました。多くの経済誌にも出ました。ワースト11位で夕張と同じになるんじゃないかという話でございました。私、それは村長になったときに全然分からなかったんであります。村長になってから確認してから、こんなに借金があるのかということを確認しました。でも、借金は全てマイナスだとは私は思っておりません。

例えばですけれども、400ヘクタールの第2次パイロット、これは平成元年から平成12年に行われましたけれども、これは280億円投入してやったんですね。でも、その結果、やっぱり日本一のキャベツが維持されたというメリットもあるということは私も承知しております。いずれにせよ、当時そういう状況だったんですが、私が村長になって1期目は、何としても財政再建でありました。借金を減らせということで、今は当時の半分以下に借金はなっております。

それから、私が村長になった年、平成19年の6月15日、村長になってすぐです。地方自治体財政健全化法という法律ができました。そこに4つの手法があります。その4つの手法の一番重要なのが実質公債費比率。実質公債費比率というのは、自分が仕事をしようというときに借金がどれだけあるか、実質的にあるかということで、これが25%以上では駄目ですよという法律でありました。何と婦恋村は28%だったわけでありまして。今は完全にクリアをいたしました。

今後、今、大久保議員ご指摘ございました婦恋会館につきましては、議会にもご説明は何

度もしておりますが、まず一番有利な過疎債を使いましょうということで、この過疎債が12億4,000万円。それから、物をつくるには少しお金をためましょう。種銭をつくりましょうということで、さっきも申しました再編計画をつくれと言った平成25年、26年、27年ですか、最初の年に5,000万円、翌年に8,000万円、その次に1億円、その次に1億円、これだけで3億3,000万円積立てをしてきていると。したがって、一番有利な過疎債がこれから使えなくなるので、全額過疎債を使いますよということで議会にも言わせてもらいました。つまり10億円かけても、7億円は国が負担すると。それに全額を投入しますよということで、過疎債を12億4,000万円、さらに今言いました5,000万、8,000万円、1億円、1億、3億3,000万円、さらに対前年の9月議会でご承認にいただきましたけれども、お金が余ったら財政調整基金に半分入れなさいよという財政法上の規律がありますので、半分は財政調整基金に入れて、もう半分は婦恋会館に充てました。これで合計17億円ぐらいになるわけであります。

さらに今現在議会にも説明してきております。また、婦恋会館建設検討委員会で何回も協議をいただきまして、総額19億円ぐらいの想定で、議会には常に説明もしてきております。また村民にも意見も伺っております。これはまず基本的に19億円近くのお金がたまってきたということ踏まえて、粛々と進めてまいりたいと思っております。

それから、公共施設再編計画をつくってきたわけですが、役場につきましても、今まで積立てもしてきました。これは5,000万円、8,000万円、1億円、これは議会の皆さんもう御存じのとおり、この基金があります。さらに先ほど申しました開発の関係の基金全体で14億円ありますので、その中で、大久保議員のご指摘の役場の基金ということで庁舎再構築基金ですか、再建築基金というような名称で分けたほうがいいんじゃないかというのは私は一理あると思っております。したがって、今後はやはり10億円ぐらいは、前も口頭で言ってますけれども、間違いなく正味役場建設資金は実質的にあると思っておりますので、これはしっかり理論武装をして、村民にもよく説明をして、10億円ぐらいはあります。ためてきております。

さらにもう1点だけ、御存じだと思いますが、婦恋村は今千代田区と姉妹都市、沖縄は座間味村と姉妹都市やっていますが、座間味村については全くPFI、プライベート・フィナンシャル・イニシアチブで建設しています。民間資金で建設しているんです。20年間で返済をするということであります。東京都千代田区の建物がありますが、東京都千代田区は階数さえ上げればどんどんお金が入ってくる東京都の千代田区でございますので、あれもPF

Iで建てているんですね。したがって、嬭恋村の公共施設再編の中で、将来はPFIの民間資金を活用してまいりたいと考えてます。今現在、国土交通省にもPFIの検討会があります。内閣府にもあります。群馬県では総務部内にPFIの担当部署があり、35市町村の総務担当と協議も重ねてきております。嬭恋村におきましても、しっかりと学んで、役場については10億円はたまってきてますが、さらにPFIを活用して、雇用創出も増えて、産業振興も含めて民間のPFIを併せて検討を加えていくということを今までも議会にも申しましたが、今後もぜひとも村民のいろんな方々、農業経営者や建築関係の経営者や、いろんな観光関係の方々も入っていただいた形の中で、また男性も女性も入っていただいた中で、より詰めていく形で、嬭恋村の役場の庁舎の在り方、無駄なものをつくる必要は毛頭ないと思っておりますので、そういうことで、嬭恋会館の後は、ぜひとも役場庁舎建設の検討を加えてまいりと思っております。

特に大久保議員さんにおかれましては、今まで役場か嬭恋会館かといったときには、役場庁舎が先だろうということを何回も言ってきている。議事録を確認してもらえば分かりますけれども、言ってきているところもございませう。村民の防災の拠点でもあるわけございませうので、ぜひとも村民の多くの方に意見を聞きながら、早急にどうあるべきかを予算規模も含めて、また内容も含めて検討を加えてまいりたい、こう思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長、いろんな答弁があったわけですがけれども、確かに当時は村長になり立てですかね。第2の夕張だなんていう時期がありました。あれは自分はそうは思わなかったんですけども、下水道関係ですかね、環境関係をいち早く嬭恋村はやったわけですね。それからあと、おっしゃったとおり、第2次パイロットのお金をかけた。あの当時はたしか36億円ぐらい残っていたんですけども、それを一括返済しようというようなことで、あちこち金利を調べて、一番安いところの金利を取って一括返済すると確か6億円ぐらい金利が違うというようなことで一括返済したことが今でも覚えておりますが、だから、そういう先進的なことで債務が膨らんでも、それをきちんとその当時の幹部の人たちもやっぱり計算をして、あと何年後にはどうなるだろうかということできちんとしてあるわけですから、それなりに第2の夕張にならずに来たのかなという思いがします。

あと、村長は基金をためてきた。確かに残ったお金の50%ですか、それを基金に積みというふうな、そういうあれがあるんですけども、財政調整基金ですか、そこへ積みというよ



うなことがあるんですけども、ここ何年かと言うんですかね、やはり村長はやっぱり先々考えてお金をためたいということは分かるんですけども、逆に言えば執行できなかつた。執行率が低いと。予算というのは100%予算ですから、100%事業することに対して最終的に決算したら95%とか、そうなれば5%の事業はできなかつたという話ですよ。自分たちはそうだと思うんですよ。だから、残ったそのお金は財調50%入れても、あとの50%は村民のために使えという議会はそういう話をずっとしてたわけじゃないですか。そこら辺はどうなんですか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 予算編成をして、例えば100億円の予算を組んだと。各課がありますから、各課が積み重ねをして、全職員が積み重ねて、そして新規事業は報告せいと。お金が多くかかるものは報告せいということで予算編成作業をしまして、今年は78億8,000万円でございます。対前年6%強の予算編成をさせていただきました。

例えばですけども、100億円あったとすると、大久保議員御存じのとおり、1億円の建設事業を発注すれば、一番安いところは札を入れたところに入札すると。すると9,500万円と。予算って必ず予算のとおりには全ていかない。当然のことですね。国においても予算編成112兆円の予算の編成する。この件でも山本一太知事さんは8,200億円の予算編成をする。でも、当初予算と決算は違うのが当然です。入札したり何なり安いほうへするんで。ただし、予算編成上、足りないことのほうがもっと大きいんですよ。1億円予算組んでいたけれども1億2,000万円かかったということが重なるところも財政法上単年度主義ですから、単年度主義1年間で決算を出さないよということでございますので、予算は余るように使っていくのが当然であります。自分の企業なり、あるいは自分の家計なり、自分のお金ならいいですよ。余ったものを次のほうに使え、もっと安いものに使えと。家計でもそうですね。企業でもそうですね。ただ、国や県や市町村の予算編成で、そのとおり全部使うというのは、これは出したり入れたり毎日できるわけではございませんので、それは会計法上単年度主義ということで、1年間で歳入、入りを量りて出ざるをなす。幾ら入ってくるから、これだけの事業をしますということで、入りを量らないで予算編成はできませんし、歳入がこれだけあるということを積み重ねして、今年は農家の方々が少し所得が多かった。そうすれば、このくらいちょっとプラスで入るなとか、こういうものを全て計算し、それから国のほうからは補助事業がこれだけあるなど、こういうものの歳入を積み重ねた中で歳出の予算編成をする

のは当然であります。そういう意味で必ず予算が余るので、その余ったものについては財政調整基金、財政法上、半分は貯金しなさいよと、こういうことでもありますので、大久保議員お分かりいただいていると思いますが、余ったお金の半分については会計法上、財政調整基金に積立てをすると、こういうことでもありますので、ご理解いただいていると思っておりますが、しっかり何をするにもお金がなければできない部分もありますし、また余分な金を使う、村民のためにも有効に使うのは当然でございますので、ご理解をいただきたい、こう思います。

それと、もう1点だけ。財政再建する過程の中で、例えばですけれども、農協さん悪い、これだけばさっとカットしてくれ。商工会さん悪い、これだけばさっとカットしてくれ。みんな頼んで各団体の予算をカットしました。不肖、熊川栄の予算もピーク時は35%年間カットしました。職員の皆さん、全部10%カットした。10%が7年、8年続いたら1年分の予算ですよ。1年分の収入はなかったんですよ。果たしてそういう会計がいいのかといたら、私はまずいと。どんどん借金してどんどんやって、例えば公共下水の話、農業集落排水事業の話がありますが、ざっくり、大久保議員は専門家だから分かると思うんですけれども、500万円の借金すると1億円の仕事ができたと、こういう時代があったんですよ。借金ですよ、全部。だけど、最後誰が負担するんだといたら、職員の給料10%カットして、それから、例えば当時35万5,000円あった区長さんの報酬を25万5,000円まで10万円も下げたんですよ。みんな報酬を下げて、そして財政再建を図ってきたということであります。それは先ほど言いました平成19年6月15日、地方自治体財政健全化法という法律ができたおかげで、しっかりそういう管理もしてきたと。こういうことあります。

そういう意味で、今は健全財政であるという確信をしております。今後も孺恋村の財政につきましては入りを量りて出ざるをなす。スクラップ・アンド・ビルド、無理、無駄のない予算編成をする。そして村民によく報告をし、また村民の意見も幅広くお伺いするという、こういう姿勢を持ってしっかり取り組むべきだと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長は、私もと、こうね。あと課長たち、議員もあの当時は20%カットしてました。そして、もっと自分、あのとき残念だったなと思ったのは、職員に駐車場の金を出せというんで1か月500円、職員から取ってたんですよ。ある職員に僕は言ったことがあるんです。駐車場に自分の名前を書いとけと言って。500円も取られているんだろ

うというような話ししたことがあるんですけども、そうやって皆さん苦勞して、第2の夕張にならないようにしてきたんですけども、私が言いたいのは、それはそうやって努力してつくるお金なんだけれども、やっぱり最終的には入札したから安いって、10億円から20億円の執行率だって、1割だって2億円ぐらいのものじゃないですか。10億円だったら1億円じゃないですか。ところが、多いときは、4億円、5億円残ったじゃない。7億円残ったときがあったですかね、たしか。ということは大分違いますよね。だから、そういうことを少し考えながら、当時だって議員のほうは、議会のほうは残ったお金を半分積んでも、あと半分は村民のために何か使ってやらなくちゃ駄目じゃないかと。でないと村が活性化しないよという話があったわけですよ。それがだんだん使わないで、やっぱりそれも積んでいくと。それは後々使うからそれはいいんでしょうけれども、ただ、村が疲弊するんじゃ大変だから使え、使えという話を議会はしたような気がいたします。

元に戻って、もうとにかくやっぱり基金というのはきちんとしなきゃいけないものですから、庁舎建設基金はやはり自分をつくるべきだと思っておりますので、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 開発振興基金14億円のうち、ざっくりですけども、実質的に10億円はあるというお話をさせていただきました。また、既に積立してきた分が先ほども言いましたように、5,000万円、8,000万円、1億円、プラス今後も検討して少しずつためておいて、そして種銭をつくって、そして役場のほうには取り組んでまいりたい。それと、基金としてまとめたらどうかというご指摘、先ほどもお答えさせていただきましたが、ちょっと前向きに考えていきたいというふうに、担当には協議を今朝もしておるところであります。1つまとめて村民に分かりやすく、これは役場建設基金で10億円と、こういうふうに明確にするようにするのも一案だと私も思っておりますので、ちょっと検討を加えたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） じゃ、そればかりやってもしょうがないんで、今、村長おっしゃったとおり、やっぱり村民が見て、建設基金が10億円たまっただな。じゃ、庁舎いいじゃないかという心構えもできると思うんですね。それがただ振興開発基金に入っているから、何が8,000万円、何が5,000万円といったって、やっぱりそれは当局が分かるだけであって、

我々は分からないわけですから、やっぱりそれをきちんとし基金名をつくってためておくというのがいいと思いますので、ひとつ善処願いたいと思います。

次に、国際交流ですね。国際交流のほうで、先ほど村長は、村主催で、自分逆だったんですけれども、15人を20万円でイタリアへ行っていただくという話だったんですけれども、村が主体ということは、これは交流協会か、それは全く関係ないわけですね。

○議長（土屋幸雄君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの大久保の議員の質問ですが、この交流事業につきましては、村が補助金を出して交流協会の事業ではありません。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） そうすれば、村が主催で、今回イタリア、ポンペイと姉妹都市を結んで、今回イタリアから来ていただくということで、表敬訪問でイタリアへ行くんだということだとは思うんですけれども、その15名とか、そういう人数割りだとか、その際村長も行かれるんですか。

○議長（土屋幸雄君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの質問ですが、この15名の中には村長の人数は入っておりません。住民の人数で15人ということで。

○10番（大久保 守君） 行くんですか、村長も

○交流推進課長（宮崎 貴君） 村長はこの後の予定はちょっと分かりません。一応……

○10番（大久保 守君） いつ頃、時期は。

○交流推進課長（宮崎 貴君） 時期は秋の農閑期を予定しております。

○議長（土屋幸雄君） マイクを入れてください。

○10番（大久保 守君） はい、分かりました。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 今の課長の話ですと農閑期、秋口に15名ということだという話で、村長さんはまだそこの中には入っていないという話なんですけれども、それを15名以内で実行するんでしょうけれども、やはりそういうことをしなくちゃいけないんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの質問ですけれども、姉妹提携ですとか友好都市協定を結ぶということでの事業の内容としまして、一番重要なことというのは人の交流が大事かなと思われま。それで、今回もポンペイ市と友好都市協定を結んだわけですけれども、人の交流をしていくような取組にしていきたいと考えます。それで、今回1つの事業としまして、ガイドの交流ということで、鎌原地区が日本のポンペイと言われる所以、そのことをまずガイドの交流などをして、ポンペイのことも孺恋村でもよく説明できるようなことを、ポンペイのガイドとも交流しているんだということを皆さんに発信していきたいと思ひます。

それともう一つにつきましては、これはポンペイ市のほうからも要望があります内容でして、イタリア南部の特産物をぜひ日本孺恋村でも紹介していただきたいというようなお話もありまして、このような事業内容を組ませていただいております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） もう計画をなさって、予算も300万円取ってあるわけですから、一般会計も取っておりますんで、それはそれで私どもがどうのこうのも言う必要もないんだと思うんですけれども、なぜ座間味のその旅費を聞いたかという、今10万円かかったときに、12万円ぐらいというような話で、この300万円あれば、今生徒が少なくなっておりますんで、全員を座間味へ連れていけるのかなと思ったわけですね。私は昔、とある課長とよく話したときに、中学生の3年生にみんなパスポートを持たせようじゃないか。パスポートを持たせて、一番近いお金がかからない国へ連れて行って、そこへ行って帰ってくると。カルチャーショックですよ。ああ、日本というのはこんないい国だということを中学生に教えたらどうだとよく課長と話して、課長も賛同してくれて、いいなというような話はしてたんすけれども、それは実現できなかったんですけれども、やはり大切な村民のお金ですから、300万円組んだものが花咲くか、咲かないかというようなことですよ。今回そういうようなことで予算を組んで、皆さん15名と。何で15名かなというのもちょっと不思議なんですけれども、手を挙げた方は全員が全員20万円やれることはないんでしょうけれども、募集したら15名以上になったらどうなんでしょうかね。募集するんでしょう、これは。

○議長（土屋幸雄君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまのご質問ですけれども、10名というのがある意味団

体人数的な数字から一応出してまして、ただ、ちょっとこの後、15名で20万円の予算300万円の計上してありますが、そこで申込み応募者が16人、17人になったときにどうするか、抽せんするか、その辺はちょっとまだこれから考えたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 確かに15名を20名だ、30名だ、補助をいただくんだから行きたくなれば、それは大変かなと今から思うんですけども、予算を組んでポンペイ市といい交流をするということですので、いい交流ができること、また村民が納得できるようにこの300万円使っていただくということを望んで、じゃ、この交流のほうは終わらせていただきます。

最後に、文化会館、鎌原の景観デザイン作成業務委託料ということで、先ほど質問いたしました、1億5,400万円また今回かけるわけですけども、私どもに村が配った5年度の当初予算の予算案というのがあるんですけども、その中で、鎌原観音堂周辺で、その今言った1億5,000万円、それから6款ですから、これは農林ですかね。農林が約2,200万円、10款、これが教育委員会3,200万円、合計すると2億円、また鎌原につき込むというようなお話ですが、その中の3,000万円、教育委員会は調査のほうでそれを使うことであるんで、それを引いても1億7,000万円、また鎌原に投入すると。逆に言えば、言わせていただいた一時入る商工会館、後々は商工会館になるんですけども、その事業費が6,000万円、6,500万円ですかね、駐車場入れると。それで、それが今事業費が足りる、足りないというような話を聞いて、商工会館はもともとあれは教育委員会が持ってて、その倉庫は鉄骨造だったわけですよ。それが観光商工課に移って、それに移って商工会の、その後に商工会館になるものに、今度は鉄骨じゃとても建てられないと。木造だと。木造設計なんですね。なおかつ全体のその予算を見ると、要望した面積をもっと小さくしなきゃいけないと言われてるわけなんですけれども、確かに景観で浅間石の塀をつくるとか、そういうことに使いたいという話なんですけれども、それが今年やらなきゃいけない事業なのか、1年ぐらい遅れてもいいのか。じゃ、その1億5,000万円のうち、2,000万円でも商工会館ですかね、後になる。そういうところの事業にやれないのかと。そういう思いがするんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えさせていただきたい  
と思います。

先ほど村長が答弁させていただきましたが、個々の施設が今年度で完成いたします。あそこ  
この一帯の整備といたしまして、あそこのエリアが1つのものと認識させるために浅間石で  
石壁をつくって、外から来た方々にも分かるような形で整備しようというものでございます。  
それと、議会のほうから予算要望といたしまして、仕事創出またはあそこのエリアについて  
雇用拡大を図っていこうという観点から。なるべく早くこちらのほうでも施設整備をさせて  
いただいて、施設完成後は観光客の誘致を図り、消費拡大につなげて、雇用拡大につなげて  
いこうという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 時間もあれですけども、今、課長は、一体性を持たすために今  
年度やらなきゃいけないんだと。今だって一体性あるんじゃないんですか。そこに石垣があ  
るかないかで一体性がないか、あるかなんてあるんですか。

それが1つと、今言ったとおり、違う課では金がない。違う課では湯水のごとくお金を使  
う。融通ができないのかね、そんなのは。それで、その石垣を積みば、仕事量もお客さんが  
増えるからというような話もあるけれども、こんなことを言わせていただければ失礼ですけ  
れども、あそこの直売所、全協でも自分は言わせてもらったけれども、あれじゃお客さん来  
ないですよ、誰が見たって。あそこに石垣が出来れば、じゃ、課長、お客が増えるんですか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

一概には言えませんが、あそこに石の壁ができたからといって、あそこのお客さんが増え  
るという確信は私にもございません。ただ、あそこを通行する方が、今施設が点在しており  
まして、あそこに何があるのかちょっと分からないような状態で私はあると考えております。  
それを外から見たら一体的な施設として認識できるような形で石壁を設置したいという考え  
でございます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） もう時間も時間なんですけれども、一体性を持たせるといっても

自分はよく分からないですね。じゃ、交流会館の建物があって、資料館があると。それを一体性を持たせる。それはあるんでしょうけれども、事業的には違いますよね。資料館は資料館で見たいから来るというような話だと。交流センターというか、交流会館は、今度は加工ものをやるんでしょう。加工したり、そういうような施設になったり、あとは浅間のあれでしたっけ、そういうことの事業をするわけだから、一体性があるのか、ないのかと言われれば、そこに石垣ができたからどうのこうのという話はないような気もするんですけどもね。やっぱり課長会議というのはきちとなされていると思うんですけども、これだけのことを予算で大体するとき、果たして足りる、足りないというような課があったり、いいよというような課があったりすると、課長会議というのはそういうような話は全然ないんでしょうかね。これは総務課長か。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほどの鎌原の関係ですけれども、滞在時間を延ばしたいというのが1つのコンセプトとしてございます。直売所に寄って、資料館を見て、それから加工体験ですとかジオパークの関係を見ていただくと。さらには鎌原の集落内を散策をしてもらうということで、どこかに寄ったら、一体的にじゃ全てを見てもらうと。それを認識をしていただくために石壁を使って、せっかく来たら全て見てみようという意識づけにもなるかなということでございます。

それから、あと予算の関係で1億5,000万円ということで、これは村長のほうも選択と集中ということでよく言われているわけですけれども、どこの課においても予算が不足しているというような状況であると思います。今回未来創造課のほうで最後の仕上げということで、1億5,000万円という多額なんですけど、また来年は目玉事業ということで集中をしていきたいということで、どこの課の要求も実際には満足に得られていないというのが現実でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） これ以上言ってもすり合うところはないと思うんですけども、今、総務課長が1点集中型というような話もするんですけども、やっぱり村民に頂いたお金なものですから、やっぱりそれは1点集中でもいいかもしれないですけども、ここの地域は栄えるよ、ここの地域は駄目だな。それじゃ駄目だと思うんですよ。そういうことを



よく考えてもらって、課長さんたちもやっぱり課長会議はきちんとなさって、村長を頭にして会議はしているんでしょうけれども、やっぱりきちんとした内容を持ってやっていくと。今回またこの鎌原観音堂1億7,000万円入れれば、もう18億円ぐらいになるのかな、あそこにかけてお金。鎌原の周辺事業だけで18億円、文化会館と同じですよ。そのくらいお金をかけてるんだから。じゃ、石壁ができたから、どうのこうのというものないんでしょうけれども、自分は思わないんだけど、今回予算も取っているんでやるということであればしようがないんですけど、そういうことを考えていただいて、いい事業をしていただくということを望んで、一般質問を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 以上で大久保守君の一般質問を終わります。  
休憩いたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時01分

○議長（土屋幸雄君） 再開いたします。

---

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。  
伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。どうかよろしくお願いいたします。

3月という月で忘れてはならないことは、12年前の東日本大震災と東京電力福島第一原発事故です。今でも3万人近い方々が避難生活を送っていると聞いております。これからも決して忘れてはいけないということを私自身も肝に銘じたいと思っています。

3月議会は来年度予算の審議を主として、令和4年度補正予算、条例改正などを審議しました。コロナ感染の影響及びウクライナ侵攻の影響で原油価格の高騰、物価高騰などで、村民の暮らし、営業は厳しい状況が続いています。村政はそうした点でも支援を考える必要が

あります。私は、住みよい村づくりを目指し、村民の目線で考え、提案することを大切に議員活動しております。この思いを基本に一般質問を行います。

1点目として、吾妻線の未来をどう考えるのか。

昨年、国交省は、地域の将来と利用者の視点に立ったローカル鉄道の在り方に関する提言とアフターコロナに向けた地域交通のり・デザインに関する提言を公表しました。このような提言が出された後、上毛新聞などにも一面トップ記事に掲載されたりして、村民の皆さんは心配と不安を感じた方が多かったことを前回の質問時にもお話ししました。

前回の質問で取り上げた吾妻線利用者への補助については、来年度予算に組み込まれたことに私は敬意を表しています。しかし、国の提言についてはこれからの大きな課題となって残っています。そこで2点について質問します。

国は、1キロ当たりの1日平均乗客数1,000人未満などの路線について、存続策やバス路線などへの転換などを検討する協議会を地域ごとに設け、3年以内に結論を出す方針を示しました。先ほど佐藤議員の質問にもありましたけれども、この協議会についての質問で新しい動きがあるのか、もう協議会は始まっているのかなどをお答えいただければと思います。

2番目として、この問題はJR吾妻線を残すのかどうか。残すとしたら何をすればいいのかという村の考え方が大事だと思います。村長のお考えをお聞かせください。先ほどの佐藤議員に答えた以外で何かありましたら聞かせていただければと思います。

2点目として、会計年度職員の処遇改善についてです。

全国の自治体で働く非正規雇用の公務員の約9割は会計年度任用職員が占めています。嬭恋村は私の計算では92%でした。

この制度は2020年4月に導入されました。それまで非常勤として長く働いていることができた方も、会計年度ごとの1年契約を原則とする仕組みです。このような中で雇用が継続されるだろうかという不安の声が多いと聞いております。予算書を見ると、会計年度任用職員に関連する予算項目が多いのに驚いているところです。そこで、会計年度任用職員について3点質問します。

会計年度任用職員の任用の年数を嬭恋村は決めているのでしょうか。

②会計年度任用職員が安心して働けるように、任用期限の上限撤廃を考えているのでしょうか。本人の希望を前提に、公募ではなく、勤務実績によって継続的任用を保障することは考えられないかどうかお答えください。

③任用職員の仕事が恒常的なものであるなら正規職員で対応すべきと考えます。今の勤務

状況の中でそういう実態がないのでしょうか。あるなら正規対応を求めるところです。

3点目として、マイナンバーカード取得を条件にする差別はしないことを求めたいと思います。

先日、孺恋村のマイナンバー取得率が80%を超えたという報告がありました。マイナンバー登録は任意ですが、国を挙げてポイントをやったりとか必死に取り組んでいます。

ところが、マイナンバー登録をしない住民に差別していることが問題になっている自治体があります。岡山県備前市は、市立の小中学校と保育園などに通う生徒、児童、園児の給食費、学用品を世帯全員のマイナンバーカードの取得を条件に無償化するというを規則に謳っています。今反対の署名が広がっているようですが、行政サービスにマイナンバーカードの取得の有無を条件にすることは差別になると考えます。孺恋村では今後このようなことはあり得ないと思いますが、確認のために村長の考えをお聞きいたします。

以上、大きくは3点の質問に当局の明快な答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして3点でございました。第1点目が吾妻線の未来をどう考えるのか、第2点目が会計年度任用職員の処遇改善について、第3点目がマイナンバーカード取得を条件にする差別をしないことの3点でございました。

まず第1点目のご質問でございますが、これにつきましてお答えをさせていただきます。先ほど吾妻線の活性化の件につきましては佐藤議員のときにもお答えをさせていただいて、ダブる部分があるかもしれませんが、端的に要点をつかんで回答させていただきます。

第1点目につきまして、JR東日本は、利用者の少ない地方路線の存廃をめぐり、昨年年明け以降、個別に自治体の皆さんと話し合いの場をつくっていきたくいと述べております。この話し合いが不調に終わった場合には、JR東日本または自治体が協議会の設置を国に要請し、存続に向けた利用者促進策やバス転換などの検討を進めることとなっております。現在のところ、話し合いの場は予定されておませんが、話し合いが開始されれば、都度結果をご報告させていただきます。いいいただきたいと考えております。

次に、第2点目の質問につきまして、吾妻線の第2点目ですが、吾妻線は通勤通学の大切な交通手段であるため、今後も存続させていかねばなりません。

新年度予算におきましては、本村独自の取組といたしまして、駅名称ステッカーの作成や高崎駅での特産品販売や職員出張時の吾妻線利用など、これまでの取組を継続していくとともに、吾妻線利用の観光客への村内で利用できるクーポン券の配布や、村民を対象とした乗車運賃補助等を実施し、吾妻線の活性化と利用促進に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、会計年度任用職員の処遇改善についてでございますが、まず1点目の会計年度任用職員の任用年数を決めているのですかというご質問でございますが、特に決めておりません。

2点目の会計年度任用職員が安心して働けるよう、任用期限の上限撤廃を考えているのかというご質問でございますが、本人の希望を前提に、公募ではなく勤務実績によって継続的任用を保障することは考えられないかというご質問でございますが、任用期限は特に決めておりません。本人の希望に基づきまして任期の更新を行い、継続して働いていただけるよう配慮しておりますが、任期期間を保障することは制度上考えておりません。

3点目の任用職員の仕事が恒常的なものであれば正規職員で対応すべきと考えるが、実態はどうかのご指摘ございましたが、理想とすればそのとおりと考えます。しかしながら、正規職員の不足が続いており、会計年度任用職員を雇用することで業務をこなしているというのが実態であります。最近の傾向としましては、職員採用試験の受験者数の減少や中途退職者もおり、業務に支障が出る場合がございます。本来であれば正職員の雇用により業務効率を高めて、安定した行政運営を行いたいと考えておるところでございますが、手薄になっている業務につきましては、引き続き会計年度任用職員をお願いをしていく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

第3点目のご質問で、マイナンバーカードの件でございますが、マイナンバーカード取得を条件にする差別についてのご質問です。お答えをいたします。

伊藤議員のご意見のとおり、マイナンバーカードの登録は任意であり、嬭恋村における行政サービスに対してマイナンバーカードの取得の有無を条件とする考えはございません。政府はカードの普及に向けた政策を進めており、各自治体においてもマイナンバーカードの交付率を上げるために様々な取組がなされているのが現状です。本村においてもデジタル化を進めるためにはマイナンバーカードの普及促進は不可欠と考え、交付率向上に取り組む必要があると認識しております。現在村で推進しているつまポケとマイナンバーカードを利用することにより、今まで役場に来なければできなかった手続の簡略化や申請の手間を省くなどの電子化を進めております。今後、国がデジタル社会の形成を進めていく中で、本村として

はカードの利便性を追求し、マイナンバー制度を活用した村民のニーズに沿った行政サービスを提供していくことでマイナンバーカードの必要性を働きかけていく意向ですので、よろしく願いをいたします。

以上でお答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 特に1番の協議会についてなんですけれども、今、村長からまだ現在予定されていないということがありましたけれども、この協議会というのは、一体国なのか、県なのか、村が要請して行うものなのか。私として不安なのが、3年間という期限が出されたのに、ずるずるといってたら、もう吾妻線は駄目ですと言われたらすごく困ると思うので、その点で協議会の位置づけは、どこが責任を持って行うことになっているのか。まだ国からというか、現在予定されていないという答弁でしたけれども、その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 私が申し述べました協議会とは、先ほど佐藤議員のときもちょっとお話しさせていただきましたが、吾妻線活性化協議会は渋川市の市長さんを会長として、吾妻6か町村、それが加入しまして、事務局は渋川市役所内にございます。永年もう既に開業してきて、JR東日本の高崎支社がメンバーに入っております。また、群馬県のほうからは、公共交通担当であります群馬県県土整備部交通政策課の方々が担当で、既にこの組織に入ってきております。これには今までも報告もしてありますとおり、年間の事業計画をつくって、そして収入を、計画がありますから事業費用もあるし、決算もし、毎年毎年みんなで力を合わせて協議会、吾妻線を活性化しようという組織でありますので、ご理解いただきたいと思います。

今、国のほうが言っておる協議会とは全く別の話でございますので、まだ協議会で動いてませんというのは国のほうについてはまだまだそういう話はございません。ただし、JR東日本高崎支店の支店長さん、あるいは部長さん等は昨年来、いろんな形のイベント等を通じて、いろんな話合いはさせていただいております。また、先ほど佐藤議員のときも述べましたように、大前駅が9名、万座・鹿沢口が130名、袋倉駅が2名と、こういう実体的な数字を教えていただいたりしながら、そういう協議は進めていただいております。

その前にもう1点だけ、令和元年台風19号のときに全く不通となってしまいました万座・鹿沢口の東側のところ及び袋倉駅の東側地区の土砂崩れでございます。もう伊藤議員さんも御存じのとおり、莫大な国の直轄のお金で治山事業をしていただきました。そのとき、10月12日に崩れたわけでございますが、いろんな筋を通して、本社にも陳情に行きました。陳情に行って、2月21日、翌年ですね、には既にあれを復旧してもらいました。当時、村長、長野原からこちらは赤字なんで、もうこれで孀恋は終わりかなという意見を、そういうふうに述べる方もたくさんといいますか、何人もいました。これで全く赤字だからということで終わるのではないかという話でございましたが、一生懸命陳情をして、孀恋高校の存続、それから孀恋村の通勤通学者もおるわけですから、何としても存続というお願いをしてまいりました結果、3月末の新たなダイヤ改正までに間に合うように復旧工事をしていただいたということがございます。そういう意味で、本当によくしていただいたなという感謝の意は、もう本当に感謝は私は現在もしておるところであります。そういう意味で、今後もJR東日本さんとはいろんな意味で情報共有しながら、現実の問題点をよく情報共有しながら、県とも協議を、県に中にも入っていただいておりますので、協議を進めてまいりたいと、こう思っております。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 私が①で質問したのは、昨年7月と8月に国が出した、これからの地域公共交通の再編をやるための再構築協議会を持つべきだという提案が出されて、先ほど言ったように1キロ区間の中で1日の利用者数が1,000人未満は何とか考えていかなくちゃいけないという国が言ったことで、国のほうではもう今年再構築元年になるんだという国交省も言っているくらいなので、その渋川協議会じゃなくて、国からの国の政策として地域公共交通をどうするか再構築協議会が行われるというのが新聞沙汰されているわけです。その再構築協議会についてはどこが責任を持ってやるのか。国が今年地方公共交通の元年としてやるというのは、国が責任持って自治体との話し合いをするのか、それとも自治体が国に要請をして、その構築協議会をやるのか。それをしてもらわないと、はっきりさせないと、せっかく村だって高崎支社に行くのは、キャベツを運んでやったりとか、上野で売ったりとか、マルシェしたりとか、一生懸命やっていることが結果がどうなるかがその再構築協議会によって決まるわけなんですよね。そこについて聞きたかったんです。もっと大きな問題で、国の方策にどう対応していくかということなんですけど。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 国土交通省のほうの斉藤大臣が昨年11月24日だと思われませんが、公共交通等のJRの関係、ローカル線については従来より国の関与を強める形で、自治体、JRと協議会を立ち上げ、路線ごとの将来像について議論を本格化させたいと、こう述べておられます。これは私も新聞記事も取っております。今新聞記事ですけれども、また上毛新聞さんのトップに出た記事も取っております。いずれにせよ、こういう国の発表もありますから、いずれそういう時期が来るのかなと思ってますが、その間、JRの関係者とももう何回か会って、話し合ったときは話はしておりますけれども、JRさんのほうからは具体的なお話はございません。したがって、いずれにせよ、県を通して何らかの話があるのかなと思われまます。

ただし、何回も言いますが、JR吾妻線の赤字路線というのは草津から大前の間と捉えておられるようですので、ご理解いただきたい。渋川からではなくて、高崎からじゃなくて、赤字路線というのは長野原草津口から大前の間と、こういうことで交渉されているということでございますので、その辺も誤解のないようにご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） そうしますと、先ほどの国交大臣の指針とか提言があつて、昨年新聞に載った3年間というのは、その再構築協議会が発足してから3年間と考えていいののかどうかはお分かりでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど村長からもご説明があつたかと思いますが、まず協議会ですね、特定線区の再構築協議会というものが先ほど伊藤さんの提言というご質問があつたと思うんですが、その中でこの協議会が設置されます。廃止ありき、存続ありきといった前提を置かずに、この協議会開始後に、最長でも3年以内に自治体と鉄道事業者が合意の上で対策を決定するものとされております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それで、その再構築協議会は国のほうからというんでしょうか、まだ

嬭恋村には開きましょうとか、そういうのが来てない。それか自治体から要請するものなのかというのでは、その点についてのちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、まず運行事業者と沿線自治体が話し合いを行うこととなっております。この話し合いが不調に終わった場合は、運行事業者または自治体が協議会の設置を国に要請するというものでございます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 運行事業者というのはここはJ R東日本になって、自治体は嬭恋村ということで、その協議会はいつから始まるか分かっているのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどご説明したとおり、これが不調に終わった場合はJ R東日本または自治体が協議会の設置を国に要請するということになってます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 私が聞いたのは、だから、J R東日本と自治体が不調に終わった場合というと、その東日本と自治体の話し合いは始まって、今協議中ということなんですか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど村長申し上げたとおり、J R東日本は年明け以降に個別の自治体と話し合いの場をつくっていききたいと述べております。これにつきましては、まだJ R側からその話し合いの場を設けるという打診はございません。今のところ予定されておりませんので、話し合いが開始されれば都度ご報告させていただきたいと考えております。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） では、①番については今のようにまだJ Rと嬭恋村との協議会も立ち



上がってないということで、そうすると、それがあって不調に終われば、今度はどちらかが国に要請して再構築協議会が開会されて、それから3年後ということに捉えるということでもいいと思って話を進めていきます。

②番目ですけれども、孀恋村としても孀恋高校を守るためと、それから通学、それから通勤に使うというので残したい気持ちでいろんな施策に取り組んでいただいているところなんですけれども、やはりその取組の成果とか実態とか分析しながら進めていかなければ、大前が9人、万座・鹿沢口が132人、それで袋倉が2人という、その数値を、それでは今度はいっと大前を10人にして、万座・鹿沢口を150、袋倉を5人とか、そういう目標とか、それから、そういうデータが、いろんな村が頑張っていることの結果が出ているのかどうか。出てなかったら、やっぱりより違うことをやるとか、そういうものがないと進展がないと思うんですけれども、その点についてお答えください。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず乗車人数につきましては、伊藤議員御存じのとおり、村内の3つの駅は無人駅となっております。JRさんの乗客数の発表も長野原草津駅から大前駅のこの1日の平均通過人数としかこちらのほうも把握できていない状態でございます。これにつきましてはJRさんとまた協議をさせていただきまして、その3つの駅の乗降者数が分かるのかどうかということも含めまして協議させていただいて、まずはどのくらい乗っているかということをこちらのほうで確認しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、私が日頃から考えているということで、やっぱり利用者数を増やす取組、今年度も新たな事業が幾つか出ましたけれども、例えばこれまでに取り組んだ大前駅で魚釣りをするような、そういうイベントもしようとしたけれども、そういうものが本当にそういうイベントをやって何人来たとか、あとはこれからまた何かイベントをやったときに、ハイキングをやったときに、これだけの人が万座・鹿沢口にに来てくれたとか、そういう実数なんかもしながら、それでは、今度はいっとイベントをしようかということで、やっぱり数値を一步でも2段階でも上げていくということをやらずに今後やっていかないと取組、キャベツを運ぶとか上野でマルシェというものもあるけれども、それは本当に見えない宣伝に

なっているかもしれないけれども、分からない部分だと思いますので、そういう利用者数を増やすというのを、1つ具体的に数値をつかみながらやっていくことを要望しておきます。

それから、私はこれまで万座・鹿沢口のことで、駅を利用しやすくしてほしい。階段が50段あるのに、本当に年を取ったり、赤ちゃんを連れた人はできないというので、移動エスカレーターをつくることなんかを言いました。それでもJR高崎支社のほうにやると、できない。案内人を置くとか、そういうこととか、やっぱり優しい駅にすることも私は利用者数を増やすことにつながると思います。

それで、先日役場に議会に来ていたときに玄関の移動の何か上るのをやっているのをずっと様子を見てたんですけども、そうしたら、そのエスカレーターというか、移動何とか言うのでしょうか、あれを使った方が秘書の方にありがとうございました、また来ますと言っていたんですよ。やっぱりそういう温かさが万座・鹿沢口に私は必要だと思うんです。高齢の方がなかなか切符を買えないときの案内をする方とか、あとは観光でどこ行こうかと迷っていたらそういうことをするとかというので、すごくこれまで言ってきたけれども、村長の答弁は、高崎支社が許可しないというふうに言うんですけども、この吾妻線で、エレベーターのないのは万座・鹿沢口だけ。駅に観光案内所があるのは川原湯温泉、中之条、渋川は観光案内所があります。

それと、なぜ万座・鹿沢口だけやってくれないのか。同じJRで、先日テレビを見てたら、新潟の燕三条のところが、包丁やナイフのいろんなのを発信するのに駅に何か展示場をつくるのが許可されてやっているんですよ。だから、私はなぜ万座・鹿沢口だけができないのかといつも不思議に思うので、やっぱりそこら辺では高崎支社にもっともっとエスカレーターでもインターホンもせつかく予算したのに駄目になったりしたんですけども、そういったのもっと高崎支社に村長が行くということが必要だと痛感しているんですけども、その点では村長、いかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 高崎駅の支社長さんとはしょっちゅう一番吾妻郡内でもコンタクトは取っていると私は思っています。台風以降ですけれども。昨年も数回、それからイベントで高崎にキャベツを持って行って、婦恋から積んでいったイベントも私も一応参加させていただきました。私自身も実際3回ほど乗車することが重要だと思ってますので、乗車して、高崎にも行ってまいりました。そういう意味で、高崎駅にはいろんなお話は既にさせてもらっ

てます。佐藤議員からさっきありましたS u i c aのほうも吾妻郡6か町村で全ての駅にS u i c aが使えるようにしてもらいたいという要望書も以前議会にも報告しましたが、要望書も高崎駅のほうには文書でも提出させていただいた経緯もございます。それは実現はしておりませんが、何もしていないんじゃないかと、そういう要請もしてきたということがございます。

今後も連絡を密にしながら当然やっていくわけですが、いかんせん、あまり公にしているものか分かりませんが、ざっくり6億円の赤字というのがやっぱりあるわけですね。民間企業で6億円赤字があったら本当にやるかと。御存じのように新幹線とか山手線みたいところで黒字化して、ローカル線はどうしても赤字ということで、JR東日本をはじめ、全国に分割したわけですが、特に北海道と四国はもう、JR北海道、JR四国は経営がめちゃくちゃ厳しい状況であります。したがって、ローカル線はどんどん廃止されて、実数見てもらえば分かると思うんですけども、現実どんどん廃止されておるのが実態です。中でもJR東日本なり、あるいはJR東海なりはまだ経営状況は中身がいいというのが実態だと思ってます。JR西日本は、すぐ向こうの糸魚川までが実はJR西日本の中なんですけれども、あそこも廃止するかという話がすぐそこなんですけれども、あるんですね。そういう意味で、本当に非常に過疎の地域、中山間の地域で赤字が出ているところについては、6億円も赤字が出たら本当に会社の経営者としてはずっと継続するか否かという問題もあるのかなとは私は思います。公共で全てが100%国鉄であれば、我々も一生懸命運輸省へお願いへ行つて、運輸大臣にお願いもできるんですけども、やっぱり民営化された範囲においては、JR四国あるいはJR北海道の実態を見てもらえば分かるとおりで、非常に厳しい路線廃止をしておるといような実態であります。

いずれにせよ、国の国土交通大臣が今後自治体との協議の場を設置する方向でということが進んでおりますので、そこでもしっかり協議をしながら、またJRさんとも話をしながら、ただし、我々が自らできることは一つ一つやりたいと、こう思っております。私も必要になったら電車になるべく乗るように心がけていきたいと思っています。そういうことで、ぜひとも情報を共有しながら、しっかりとJRさんとも協議を進めてまいりたい、こう思います。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、今質問したのは高崎支社に例えばエレベーターのことで、それから、何かいろんな設置、観光の窓口を設置するとか吾妻線の中でもやっているところ

がありますので、それを高崎市支社に言いに行きましょうというのを言ったので、それを具体的に議会も行こう、行こうというのは言っているわけですから、ぜひ要望書をつくって、過去高崎支社まで行ったように、本当に議会も一緒になってやる気持ちはあると考えておりますので、その点をやっていただくことを要望しておきます。

時間がないので、大きな2番目ですけれども、再任用は制限してないということで、年数を決めてないというのでは、その辺はちょっとほっとしたんですが、全国の自治体を見ると3年と決めているところもあるようなので、その辺は心配だったんですけれども、それで、ただ、実際に本人になった人は、来年本当に採用されるかどうかというものが心配なんで、先ほど制度上そういうふうには3年間とか4年間とかできないというふうに言われたんですけれども、会計年度任用職員にはそういうものが謳われているんですか。その点確認させてください。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えします。

名前のおり、会計年度任用職員ということで、4月1日から翌年の3月31日の年度に限って採用するというのが基本になっております。今までの臨時職員とか、そういった考え方ですと期限等は特に決まってないというような雇用だったんですけれども、一応年度で区切って、できれば継続という考え方で進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それともう1点気になったのが、正規職員が少ないので、今122人なんですけれども、少ないのでどうしても会計年度任用職員に頼るけれども、特に保育園職場とかもそうなんだと思うんですけれども、その辺のやっぱり正規が集まらないというのは条件が悪いからなのかというので、孺恋村の人事というか、採用体系というのが悪いからなのか、全国的に自治体職員が集まらないのか、その辺の現状がどうなっているんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 国家公務員のほうもなかなか人材が集まらないようです。ニュースで出ていますとおりであります。人材確保の関係は民間企業のほうでも人が足りないという話でございまして。我が村におきましても、日本一のキャベツの村ですけれども、外国人研修生等の労働力の確保は最重要課題の1つだと思っております。そういう意味で、我が村でも保育

士、介護士、保健師、これらの人材の確保については幅広く、いろんな学校にも案内状を出したり、総務課で頑張ってますが、応募者が少ないというのが実態であります。

それともう1点、昔は臨時職員で11か月で臨時職員と言ってたんですよ。12か月じゃなかった。1年は364日、365日じゃなかったんですよ。それで、臨時職員、臨時職員と言ってたんですね。ところが、政府の働き方改革によりまして、それではあまりにもまずいと。非正規雇用者がどんどん増えてたりして生活が安定しない。働き方改革の中の一環で臨時職員はやめなさいと。したがって、今総務課長が言ったように、4月1日から翌年の3月31日まで、11か月じゃなくて12か月、364日じゃなくて365日、会計年度として採用しなさいということで制度が変わって、全ての自治体、吾妻郡内も当然ですが、全部が臨時職員という言葉がなくなって会計年度任用職員になってます。

それと、期末手当でございますが、人事院勧告のほうの指導によりまして、現在会計年度任用職員については、年間2.6か月だったですかね、出ております。そういう意味で働き方改革の一環の中でそういう経緯があって、そういうふうに進んできたということもありますので、ぜひともご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） そうしますと、先ほどちょっと質問の中で触れたんですけども、臨時というか非正規職員、会計年度職員も正規職員と例えば同じ時間、そして同じ仕事内容をやっていたら、よく村長が同一労働同一賃金というので、本人の希望を聞いて正規にするということとはできない。正規職員が集まらないけれども、正規と同じ仕事をしている人が現にいたら、その人は本人の意向を聞いたりして、正規に採用をするような募集をかけて応募してもらおうということとはできないのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えします。

例えば会計年度で1年働いてもらって、その後役場の採用試験を受けて正職員になるという例はございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 私がこの質問したのは、やはり役場は住民サービスをする場所だということで、本当に職員が気持ちよく働いて、住民にいい顔で、いいサービスをし、村民が気持ちよく帰れるようにというので、働く場をよくしたいという思いで質問したところなんで

す。そういった会計年度職員から正規になる可能性も門戸を開いているということをお聞きしましたので、ほっとしたところもあるんですけども、1つやっぱりこれは何で謳われてたんでしょうかね。臨時職員も合理的な期間内に正規職員となる機会を与えなければいけないというのが国際労働機関で決められているので、やはりそれは今後とも引き続きやっていただいて、会計年度職員さんでも生活の支えとして働いている人がいるので、決してワーキングプアにならないような体系をぜひ取ってやっていただきたい。職務に安心して専念できるような体制をつくっていただきたいということを要望しておきます。

大きな3点目ですけども、先ほど村長のほうからは今現在は村がそういう差別はしないということですけども、ただ村もマイナンバーカードは任意と言いながら随分進めていて、80%を超えたんだと思うんですけども、決して岡山県備前市のようなことはしてほしくないということは強く要望しておくのと、1つ確認で、国が地方交付税交付金の一部をマイナンバーカードの普及率によって配分を変える仕組みをつくってしまうということが起こっているようですけども、その点は令和5年度予算には使われたんでしょうか。その辺分かりますか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） それは現状では使われてないと思っております。何らそういう通達も何もございませんので、よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それじゃ、国がそういうふうにとやろうとしているというのはテレビでもニュースで流れたりして、地方交付税というのは、本来なら自治体の財政調整のための交付金だから、絶対マイナンバーカードの取得率を基にやるのは、それこそ自治体の差別に値すると思うので、それはさせないように村長も自治体の長として、あるときには要望して、あるときには拒否するとか、そういうことはしっかりとやっていただかないと、村の財政全体にも響くことになりまして、それは大きな国が自治体に差別をしたことになると思いますので、絶対にさせないようにしていただきたいと思います。

そのことを要望して私の一般質問を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 以上で伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

◇ 大 野 克 美 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、大野克美君の一般質問を許可します。

大野克美君。

〔12番 大野克美登壇〕

○12番（大野克美君） 議長の許可を得まして、これから一般質問をさせていただきたいと思えます。

私は実はもうかなり長くなるんですけども、今回はちょっと非常に重要なことをこれから準備しなければいけないというふうに考えているので、あえて質問させていただきます。

コロナ感染が世界に広がって3年が既に経ちました。この3年間は全ての分野で活動がストップするか制限がかかりました。コロナ感染の影響で日本でも世界でも問題点があぶり出されました。コロナ後どのような問題が嬬恋に発生しているかを述べます。

そして、一番この中で私が心配してるのが、恐らく緊急事態が発生して嬬恋村が倒産してしまうというような危機感を私は持っているんですね。え、何で嬬恋村が倒産するのかというふうに思うかも分かりませんが、ここ1番目で、嬬恋村に農家に来ている実習生が来なくなっているということですね、コロナ後。それで、今は嬬恋村は観光と農業で成り立っているんですけども、この実習生が来ないということは実は大変な問題でありまして、農家がもし今まで来ていた実習生が、仮に東南アジアとかそういうところから来たら、この農家の人たちが、果たして嬬恋の農家が存続できるかという大変な問題を含んでいるんですね。多いときで多分私の記憶ですと300名ぐらい、もっと超えるとき、来てたかな。でも、今はほとんど来なくなっちゃったんですけども、来なくなる原因が、昔は割と集まったんですけども、今実習生の人たちが来なくなってきた理由は、コロナもありますけれども、特に賃金の問題ですね。あるいは制度の問題にも原因があるんです。非常に嬬恋村の場合は、半年ぐらいいて帰っちゃうんですけども、また農家のほうも1年中その実習生を採るとするのは非常にお金も要りますので、途中で帰っちゃうんですけども、今までの傾向ですと、それでも間に合ったのかも分からないんですけども、今は変化して、東南アジアその他の人たちも来なくなっております。

例えば嬬恋村で見ると、コロナ前、コロナ後で、例えば中国人の実習生はもう全く来なくなってます。あとはベトナムももうほとんど今来てないんです。あとインドネシアは多少来ているんですけども、今かろうじて来てくれているのはミャンマーとか、カンボジア

とか、そのくらいなんです。それで、この人たちが来なかった場合に、農家の方たちは今人手がないと、これ観光産業ともダブっているんですけども、稼働しないんですね。例えば仮に7町歩、8町歩、10町歩やっている方でも、二、三割人手がなければ、二、三割減らして、例えば10町歩の人は七、八町歩、七、八町歩の人は五、六町歩、5町歩の人は3町歩とか、そうなるとうれしが減っちゃいます。そして、今農家の方といえども、固定費がずっともう上がってますから、今盛んにやっているガソリン代とか重油代とか、あるいは運送にかかる費用とか、そういうものはもうずっとかかっちゃいますから、あるいはビニールハウスもそうでしょうけれども、ずっとこういうのを維持するには大変なお金がかかりますね。ですから、みんな赤字になってきます。ですから、続けることができないということで、大変苦労します。

それで、実は今この実習生の問題で何が一番問題になっているかということ、この今言った技能実習生、これは上毛新聞の12月15日のタイトルを見ると、今の技能実習制度、これ存続か廃止を含め検討と書いてあるんですね。そして、これを有識者会合というのがありまして、今年の3月、去年から何回かミーティングして、こういう技能実習制度というものを存続したほうがいいのか、それとも何か変えなきゃもう駄目になっているのかというのが、今政府でも学者とかそういう人たちがやっています。それで、23年の春頃からずっと月に1回ぐらいの多分ペースでしょうか、それで今年の秋ぐらいにこの実習制度をどうするかというのは一応答申を政府へ出します。ですから、嬭恋村でもこの答申の出方次第では農業ができなくなる。農家が少なくとも倒産していつちゃう可能性がないとは言えないんです。ですから、ここをかなり深刻に受け止めないといけないという段階に入ってます。

それで、タイトルだけなんですけれども、いろんな新聞なんかもよく出てますけれども、今人材を採りたいと思っても、なかなか戻ってこないんですね。その次に、私が書いてある、2番目に例えば観光業に来ている実習生も同じです、それで、ここも人手不足が、特に農業と観光が一番嬭恋村で主流になってますね、働く場所。だけど、専門の新聞なんですけれども、観光経済新聞、観光について専門な記事を出しているところなんですけれども、最近の3月6日のところのタイトルを見ると、出口の見えない人手不足、旅館、ホテル、業種別ワースト1と、こう書いてあるんですね。それで、どんなところが人手がないかということ、例がありますけれども、旅館、ホテル、情報サービス、メンテナンス、建設、人材派遣紹介、自動車、金融、こういろいろな業種がありますけれども、いずれにしろ、この観光業なんかもそうですけれども、人手が一番やっぱり獲得しにくい業種になってます。帝国データバンクで



もこの間ニュースでやってましたけれども、本当に今人が集まりづらくなって、それで、日経新聞の2月20日号でも、コロナの前のようにもう人手が戻らないんですね。戻らぬ働き手1,000万人という記事が出てました。ですから、コロナの前みたいに人手を集めようと思ってもなかなか集まらない、こういうような状態が来てます。

それで、あとは群馬県内の外国人、県内でも外国人の住民が最多というのが出てます。イリの研修生は家族対象者が増えてるということ。あとは普通の一般の企業でも、各事業所、旅館にしる、あるいはサービス産業、飲食でもどこでもそうですけれども、こういうところでもみんな外国人の方を雇ったりしないともう存続できないような状況になってます。これもいろんなところの新聞を見ると出てますね。ですから、今こんなような状況に陥っているということです。

それで、3番目に、介護とかの研修生もなかなかもう来られなくなっているような状況で、これはもう1年ぐらい前かな、私も1回一般質問でもしたんですけども、昔は介護の人材が日本に割とさえ来ってくれるんです。ですけども、最近はまだ介護の人材も日本に来てお金にならないんですね。ですから、みんなアメリカとかヨーロッパとか、そういうところへ行って、それで、30万円、40万円くれるなら、そっちへ行ったほうが良いということで、それで昔は日本にも見向いてくれましたけれども、今の時代で介護の人たちが今後不足してくるときに日本に来てくれるかという、もうほとんど私が見たところ難しいですね。それで介護の人材は……

○議長（土屋幸雄君） すみません、大野議員、一般質問では持論の展開ではなく、状況説明質問事項をしてください。

○12番（大野克美君） 重要なことを言うておいて、それで、これがやはり人材を獲得できないことが今後も孺恋村を非常にもう痛めつけちゃうんですよ。ですから、どのくらい大変になっているかということを私は言っているわけで、これがちゃんと認識できてないと皆さん本気度が出ないですから駄目です。ですから、私が持論で言ってるのは、これだけまず大変なことが起きてますよということを認識してもらうために私はこれを言っているんです。ですから、非常に重要なことです。

続けます。それで、あと、4番目のところに、コロナ後、どんなことで孺恋村が危機になっているかということ、ここに出てくる健全財政と村長はいつも言うんですけども、あくまで健全財政の下に孺恋村を立て直して行くということをいつも言ってます。でも、この健全財政も自主財源が段々ないことによって種銭が切れてくるんですね。大久保議員がずっと質問

してましたよね。基金とかいろいろ質問している中で、やっぱりある程度の種銭がないと、今後何かの事業を展開してくのでも駄目です。

それで、私がよく比較するんですけれども、種銭になる自主財源、村長も前のところで言っていましたけれども、昔は500万円ぐらいあれば、国にとかそういうので100%交付金で返ってくる、あるいは8割返ってくるということで、1億円の事業ができる。でも、そういう時代ではなくなっただけですね。ですから、何かの事業をやるときには頭金が必要なんですね。ですから、非常に婦恋村はこれからの事業をやっていくのに、その頭金をそろえるということが今できない状況にだんだん陥ってきてます。

私がよく数字で出すのは、軽井沢の比較を出しているんですね。それで、軽井沢の比較で見ると、大体軽井沢では60億円から70億円ですよ、自主財源がね。婦恋は幾らですか。固定資産税でも9億円。村長が言っているように、多いときは十六、七、八ぐらいあった時点……

○議長（土屋幸雄君） 大野議員、質問してください、本文の。

○12番（大野克美君） はい。それで、これが今少なくなっているのが、非常に困ります。それであと、仕事も働いてますんで、じゃ、まずは1回目で、また次へ質問続けますが、村長への質問です。農業、観光面で人手不足が生じているのは外国人の協力なしにホテル及び農家の存在ができると思うか。短期的な対策と中期3年から5年の対策をどう考えるか、課長の考えでなく、村長はどう考えるか答えてほしいと。これですね。

その次、介護の人材不足は団塊の世代が80歳を超えるくらいから非常に厳しくなると言われている。この準備を村ではどう考えているか。例えばですけども、のどかの施設が仮にいっぱいになってきたら、もうそこは満室ですから、なかなか入ろうと思ってもできなくなる。それ以後の人は上田とか草津とか佐久市に行ってもらい、村では今後は施設のことは考えてないのか。準備期間はあと四、五年と考えるが、村で高齢者のための施設をつくらうとすれば、お金と人材が必要になる。このときは多分ですけども、外国人の協力が必要と思うが、どうか。

3番、その次、健全財政を維持するには自主財源を増やさなければ、いずれにしろ行き詰まってしまうと思う。企業誘致なしに自主財源を増やせると思うか。ここまでが主な実は私の質問です。

それから、そこのところをさらに解決していくには、一番最初のタイトルのところに戻る

んですけれども、私の今質問しているところは、孀恋村を発展させるため、外国人の獲得500名を目指してと書いてあるんですけれども、正確には孀恋村を発展させるため、今いる人含めて、さらに外国人の獲得を500名ぐらいを目指してということなんですね。

それで、そこで提案であるんですけれども、将来の孀恋村を考えると、人口が減っていく中で人材の確保が非常に難しいと考える。将来の孀恋村が元気になり、活性化するには外国人の力を借りるのはどうだろうか。日本人に近い考え方でできる外国人に孀恋村に住んでもらうことである。人口の1割程度がよいのではないか。500人程度だと人種問題のあつれきは起きないと思う。500人の中にはアンスキルレイバー（単純労働者）とスキルレイバー、これは頭脳労働者ですね、も含まれる。この外国人がホテルなど観光関係施設、農家、農協、役場、福祉施設、教育関係など、誘致された企業などで働くことにする。外国人が孀恋村に住みやすい環境をつくることである。このための第一段階は日本語学校をつくることである。日本語学校の在り方としては、村からの大型出資、農協、ホテルの関係者、福祉、介護施設などに協力してもらうのがよいと思う。定住できる外国人のビザの資格は、実習生よりも特定技能の資格を持つ人を増やしていくことが大事だと思う。村長は関係する団体とよく相談して、外国人が安定して孀恋村に住める部局というか、課というか、を立ち上げてほしいと考えるが、村長はどう思うか。

それと、その次、外国人の日本の土地購入について、これはテレビなんかでも随分やり出しましたけれども、外国人に土地を買ってもらった場合にいろいろな問題が出やすい。特にエネルギーとか水資源、そういうようなものが非常に困ります。でも一方、外国人の企業が土地を買うことに関していい面もあるんですね。これは日本で言えばニセコあるいは外国の人が日本に土地を買うということは、日本がかなり魅力的だということが加わります。ですから、そういう人たちが買うということはかなりいいことになると思います。今孀恋村で、じゃ、外国人がどこが一番日本の土地を買っているかといったら、これはプリンスホテルさんを中心にした西武ホールディングスという会社ですね。孀恋村で言えば万座の周辺から集めて西武のプリンスホテルグループで約31ぐらいの施設ですね。約1,700億円ぐらいだったかな、これを外国の企業に売ってます。ですから、外国人の人が入ってきたことで、これから孀恋村とシンガポールは非常に私は関係してくると思ってます。シンガポール及びそういうところとこれから付き合い合っていく中で、どうしたらいい相互関係ができるか。村長、それについてどう考えるか、これについて村長のほうから答えてください。その後、また続けるものがあれば続けます。お願いします。

○議長（土屋幸雄君） 大野克美君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず最初でございますが、新型コロナウイルス禍による厳しい水際対策などにより、技能実習生をはじめとする外国人の入国は制限され、労働力の不足によるキャベツ出荷量の維持に大きな不安を覚えたことは記憶に新しいところでございます。現在、新型コロナの感染症法上の位置づけを変更、水際対策の緩和により、技能実習生等の入国者の数はコロナ禍前の状況に戻りつつあると認識しております。ちなみに村内における外国人労働者を在留資格で比較した場合、コロナ禍前は農協、商系、その他個人を合わせた村内全体でおおむね300人前後の技能実習生を受け入れておりましたが、コロナ禍以降は在留資格が技能実習生から特定活動や特定技能によるものへと変わってきている状況でございます。

大野議員のご指摘のとおり、本村の農業において技能実習生を含む外国人労働力はなくてはならない存在であり、今や彼らの助けを借りなければキャベツ生産が立ち行かない状況がコロナ禍により明らかとなったと思います。また、このことは共通の認識として生産者の皆様にも共有されていることと確信するところでございます。

報道によれば、新型コロナウイルス禍に伴う厳しい水際対策、入国規制や国内における雇用の停滞、賃金や待遇面において日本よりも好条件な国が増えてきている点、条件的に技術実習希望者側の選択肢が増えたことに加え、円安に伴いまして賃金が目減りしたために、本国への送金額が減少していることなどが原因となり、来日数が最も多いベトナム人労働者の日本離れの兆候が強くなっており、技能実習生確保へ向けた待遇改善が課題となっておりますとの報告もございますので、生産量の維持及び生産性の向上といった短期的な課題だけにとらわれず、実習生を含む外国人労働者を選ぶ村から選ばれる村へ受入れ側の意識の変革が必要となっていると感じているところでございます。

国において技能実習生制度の見直しに関わる有識者会議が開催され、制度の在り方などについて議論が交わされているようでありますので、引き続き国や県の動向を注視し、キャベツ産地、孺恋村の維持発展に努めてまいり所存でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、観光面での人手不足についてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、観光事業は大きく落ち込んだものの、感染対策の広がりや旅行支援策、水際対策の

緩和などから持ち直しつつある中、本村においても人手不足が生じていると認識しております。全国的に外国人雇用につきましても、今後インバウンド業界も復活の兆しを見せており、その対策としての外国人雇用のほか、人手不足対策としての雇用も増えてきておるようです。若い働き手を獲得しやすいことや、日本語を話しかけて働きたいという人材が集まりやすく、雇用の大きなメリットと言えるのではと考えております。今後におきましても、観光業人材確保に向け関係者と連携し、取り組んでいきたいと考えております。

3点目でございますが、介護人材不足に関するご質問ですが、大野議員ご指摘のとおり、介護人材不足の解消は孺恋村でも重要な課題だと認識しております。現在、村では孺恋村高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画において計画をしております。認知症対応型共同生活介護、グループホームの事業実施者を3月31日まで公募しております。現在、残念ながら応募者はおりませんが、公募中でございます。

施設入所によるサービス提供も必要なこととは十分承知しておりますが、現在国では在宅で受けられるサービスの充実を推進しております。住み慣れた場所で自分らしく住み続けるを目標に、地域包括ケアの深化を進めていきたいと考えております。

また、村内の介護事業所では2名の外国人の方が介護関係の業務に携わっていると聞いております。村では外国人の方に限らず、介護に携わってくださる方を増やすため、令和4年度より介護職員初任者研修を社会福祉協議会に委託して実施しております。4名の方が受講され、修了しております。令和5年度も引き続きこの事業を実施するとともに、幾つになっても生き生きと生活ができるよう、介護予防にも力を入れていくため、新規事業として地域主体の予防事業実施のための人材育成を考えております。

外国人の介護従事者においても、言語の違いによるコミュニケーションや文化の違いなどから難しい一面もあるように聞いております。今後も日本人、外国人にとらわれず、介護人材の確保に向け努力していくことが喫緊の重要課題だと認識しておるところでございます。

4点目、次に、外国人が安心して孺恋村に住めるための部局を立ち上げたらどうかというご提言をいただきました。昨年、多分化共生社会基本法が成立いたしまして、地方公共団体の責務としても多文化共生に向け、施策の推進に努めていくこととしております。孺恋村でもこれまで在住外国人の交流会や、沼田市、高崎市へ視察研修を行ってまいりました。4月より国際交流協会の設立、日本語教室の開催を予定しております。村内在住の外国人の支援を行うことにより、今後村内の産業の発展、また外国人の移住促進に寄与できるよう支援を行ってまいります。

続きまして、外国人の日本の土地購入についてのご質問にお答えさせていただきます。

大野議員が言われるとおり、近年外国人による日本の土地購入が増加しております。現状では外国人が自由に土地を購入できる状況にありますが、現在、国会で森林法改正案と地下水の利用の規制に関する緊急措置法案の2法案が審議されております。森林法改正案では、森林所有者の市町村長への届出義務を規定するとともに、無届けで伐採を行った者に対する伐採中止等の命令や罰金刑の上限を引き上げる内容を主としたもので、外国資本による森林の買収等を的確に把握できるようにする内容とのことでございます。

また、地下水の利用の規制に関する緊急措置法案では、地下水の利用規制が必要な地域を指定し、地下水の採取に対して届出義務を課すとともに、地下水採取の禁止、制限などを規制する内容とのことであります。大野議員が心配されているとおり、本村は湧水や地下水に恵まれていますが、大変貴重な資源であります。この法案が成立すれば、水資源は守られ、心配はなくなるものと期待をしております。

農林水産省が交渉しておる外国資本による森林取得に関する調査結果によりますと、平成18年から令和3年における外国人と思われるものによる森林取得の件数が303件、面積が2,414ヘクタールとのことであります。この中に嬭恋村も1件、44ヘクタールが載っております。この場所は現在、太陽光発電のパネルが設置されておまして、水資源には影響がないものと考えております。

今後も外国資本か否かにかかわらず、無秩序な地下水採取を規制するとともに、村民の皆様がいつでもおいしい水の恵みを楽しむよう水資源を守っていききたいと考えております。

次に、外国人や外国企業とどのようにしたら相互利益の関係になると思うかのご質問でございますが、大野議員が言われるとおり、一定程度の外国人の方が何らかの仕事をしながら住んでいただければ人口減少の抑制にもつながり、各種産業の継続、外国人観光客の増加、雇用の創出など、地域経済にとってよい影響があると考えております。

以上、大野議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

大野克美君。

○12番（大野克美君） 村長も特に観光あるいは農業に対する外国人の方による助けが必要でない。これがなければなかなか存続は難しいということで認識が一致してるし、これはもう緊急事態ですので、1年ずっと待ってるとかやってるんじゃなくて、すぐもうここ1年以

内にとにかくどういうふうに対処していくのかというのを決めないと、来年のまた入ってくる実習生、こういうものに影響してしまいます。そうすると、先ほど私が言った農家のことが駄目になっちゃうので、各部局と関係者と定期的な会合を持って、それで早急に対策を進めて、ちょっと気になるのが、今の法律ですと、例えば実習生という言葉が技能実習生と言いますから、普通はちょっと、じゃ、何か学ぶのかと思うと、技能実習生というのは割と単純労働に近いです。ですから、こういうのは先ほど言ったように、いろんな政府だとかそういうところも検討してますけれども、いずれにしろ、この制度がなくなったり、緊急にストップしちゃうと困るようになるんで、できたら村長、月に1回ぐらいは関係者と会って、どうなって進めていくか、そういう会を持ってほしいと思うんですけれども、どうですか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 私、就任して以来、最初は中国人の方が多かったんですね。そして、その後ベトナムの方が多くなってきたんですね。その後カンボジア、インドネシア、ミャンマーあるいは今現在モンゴル等も多くなってきております。ただし、先ほどもお答えさせていただきましたが、中国のほうは労働賃金が相当上がったということで、ベトナムの方は日本に来ておったんですが、中国のほうがいいと言うと、中国のほうへ行っちゃうと、こういう現象がありました。賃金も中国やベトナムが相当上がってきている現実がございます。あわせて、円安です。日本に来てベトナムの方が働くんですけども、同じ賃金を送っても円安なので、その分だけ実質的に、自国にお金を送ると実質賃金が2割、3割減って送る現実があるということで、この為替の円安問題があるので、それに輪をかけたということがあります。そういう現状を踏まえまして、しっかりとした産業界における外国人の労働力の確保について今政府のほうでも協議をしておるといことであります。御存じのように技能実習生ではなくて、ちゃんと資格を持った特定の技能の資格を持っていただいて、5年なら5年間住んでいただくというような制度に今制度改正がされております。引き続き国・県の情報をしっかり把握しながら、第1次産業をしっかり守るといのが我々に課せられた重要な課題だと思っておりますので、引き続き労働力確保については国の動向等もしっかり確認しながら、また農協さん、あるいは商系の皆さん、生産者の皆さんの意見も十二分に聞きながら、また実態を把握しながら、お願いすべきことはしっかり国にお願いしてまいりたい、こう思っておりますということでよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 大野克美君。

○12番（大野克美君） 再度ですけれども、質問するよりも、要望ですけれども、これから今の技能実習制度だと、例えば農業をやって、農業だといいいんですよね。ほかのところへ行ってもいいんですけれども、農業をやって、観光なんか来ると、原則的にはそれは駄目なわけですが、そこを今後1つの陳情の方向として、ぜひ例えば同じ県内であったら、観光に移ってもいいという、そういう陳情が一旦出ないと、婦恋村みたいな技能実習をやっている人たちが駄目になっちゃうとえらいことになりますから、そういう人たちが、村長が今言ったように、3年、5年住めるように、それで、そのためには本来は農業は農業をやってなきゃいけないんですけれども、観光のほうに行ってもオーケーというようなそういう陳情をとにかく開始しないと駄目だと思うので、ぜひその点をやっていただけるか、その辺ちょっと村長に最後の決意だけでいいです。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員のご指摘する意味はよく分かります。婦恋に農業で来たら、冬は万座温泉で働いて、さらに春になったらまた農家をやってもらえばいいという制度ですね。これは既に陳情もしてきておりますので、今後もしっかりと特に農業関係、また農協関係の議員あるいは土地改良関係の国会議員の方にもしっかりとお願いをして基幹産業を守りたい、こう思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、現実には、例えばでございますが、ミャンマーから62名だったですかね、日本にお越しいただきました。その後コロナが発生しました。そうしたら、彼らはミャンマーに帰れなくなっちゃったんですよ、人の移動が禁止されて。そのときすぐその村営住宅に全員お泊めさせていただいて、県のほうにもお願いして、国交省にも関東地方整備局にもお願いして、60名をそこにお泊まりいただいて、コロナで帰れなくなったわけですから、その方々が今度は故国にクーデターが起きてさらに帰れなくなったという今現実があります。彼らはまだ残ってる方がおまして、婦恋村内で信頼される方は、キャベツの時期にはキャベツを婦恋でやっていただいて、時には九州のイチゴ農家に行って、向こうで働いて、またキャベツがあるとキャベツに戻るといような方々もいらっしゃいます。その他県内の違うところに行って働く方もいらっしゃいます。これはあくまでも農業、農業なんですね。ただし、大野さんの言うように、農業から観光に行って、観光から農業ということが認められれば、もう少し規制緩和になりますから、婦恋から多く移動しなくもここでできるというシステムが構築できればよりいいわけであります。私もそう思っております。引き続きしっかりと産業維



持のため、その辺はしっかりお願いをし、また関係する皆様方のご意見もよく確認しながら、お願いすべきところはお願いしてまいりたい、こう思っていますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大野克美君。

○12番（大野克美君） それと、真ん中のページで私が言っているところですけども、婦恋村にさらに外国の人たちにぜひ来ていただいて、それで、ある程度単純労働者だけでなく、いわゆる頭脳労働者を含めた意味で、そういう人たちが定着するような方法はないかということで、日本語学校を例えば開いたりしていく場合に、そういう日本語を単純に教える部門と、多少頭脳労働も伴った人たちの講習ができたり、教えることができる、そういうようなものができるといいんですね。それで、1つの例としてですけども、今特殊詐欺とか、ああいういろいろながありますね。それで、どこの自治体もそうですけれども、パソコンを使ったりする意味で、そういう安全、セキュリティーが非常に今必要な時代になってきました。これが一番進んでいるのはイスラエルなんですね。ですから、そういう日本語学校が仮にできた後なんかに、そういう単純に働く分野と、多少頭脳を使った人たちも婦恋村にぜひ来ていただきたいと。ですから、そういう人たちをリクルートというか、そういう人たちが婦恋村に来て、日本語学校においては単純労働者と頭脳労働者がある程度一定の数ぐらいいたほうが将来の婦恋村にとってはいいような気がするんですけども、村長はその辺の構成について、もし仮に日本語を教えたりする場合に、どういうふうな人員構成があればいい、そういうふうには何か考えてますか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 優秀なスキルを持った企業集団を婦恋村に誘致できればすばらしいなと思います。そんな大手をちょっと知ってて、すぐおい、来てくれや。婦恋に工場をつくってくれや。働く場所やってくれというようなことをすぐにできるという可能性は非常に私自身は現状では少ないなと思ってます。ただ、企業誘致は考えます。先ほど言いましたように、PFI、プライベート・フィナンシャル・イニシアチブ、これは前からずっと議会でも言ってますし、既に小水力発電でも1社やってもらってますから、これはやります。ただし、そのスキルレイバー、頭脳のレイバーだから、頭脳で働く集団とアンスキルレイバーと言うから、これはどうかと。これは産業、すぐに村長は誘致を考えられるかと言っても、それだけの簡単なおい、ちょっと来てくれという企業は私自身にはございません。

ただ、考え方としては、テレビジョンは遠くから見る。テレフォン、遠くから聞く。テレワーク、離れて仕事をしなさいというシステムが今嬭恋村内にできつつありますから、やはりみんなでせっかくできた国のお金も使ってる第一観光の施設もありますので、そういうものについては一步一步群馬県の地域創生部とも協力しながら、テレワーク、遠くで働くという人口もある程度も増えてきている現実もあるので、それはそれでしっかり対応してまいりたい、こう思ってます。そういうところにスキルレイバー、そういう人材が入ってくることは私も期待もしておりますので、お互いよく勉強しながら、切磋琢磨しながら、そういう企業誘致を考えていけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 大野克美君。

○12番（大野克美君） それでもう一つ質問ですけれども、今日本語学校をつくっていったりするということが非常に参考になるんで、北海道の東川町という町があって、ここは日本語学校をやるんですけれども、外国の人たちが来て、みんな勉強してたりして、それで、人口が6,000人ぐらいだったんですけれども、今大体2,000人ぐらい増えて、それで移住するのも非常に有名な町ですけれども、村長はそのことは何か聞いたりして、自分で読んだりとか知ってますか。もし知ってたら、それについてどういうふうなふうを感じるか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 詳しく存じ上げておりません。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 大野克美君。

○12番（大野克美君） これはすぐというわけにはいかないのですが、もし1回時間があつたら、私も行ってみたいと思ってますけれども、できたら日本語の持つ力、学校をつくったり、そういうものに参考になると思うんで、ちょっと頭の中へ入れといていただきたい。要望です。

あとは、それと外国の人たちの誘致ということですね。これは参考になるかどうか分からないんですけれども、私、前にも言ったかも分からないんですけれども、シンガポールというのは非常に進んだ国で、私は大学時代行ったから、50年前だったかな。50年前の頃は本当に今の嬭恋の馬踏道とかとほとんど同じでした。それで50年たつたら、あつという間に全部新宿の北口みたいに発展して、1人当たりのGDPは日本の今もう倍ぐらいあるのかも分からないですね。そういうふう非常に発展しました。

それで、今なぜこんな問題を出してるかというのと、私がさっき言った自主財源、いろんな事業をしていく間に頭金をためなきゃいけないという問題を出しましたけれども、これを上

げるためには、やっぱり海外の人たちが来たりしてくれるというのが一番有効です。それで、1例ですけれども、今の香港が中国に属するようになって、結構香港のお金持ちが今みんな海外へ逃げたんですけれども、どこへ逃げたかというところ、ちょうどバンクーバー、カナダとアメリカの間のところのバンクーバー、それで、ここは専門家の間ではバンクーバーと言わないで、今ホンクーバーと言われるぐらいな形で言われています。それで土地が全部上がってきましたし、ニセコなんかもそうですね、先ほど言った。だから、いい面で言えば、こういうものができるので、これからシンガポールとの付き合いの中で、そういう人たちが婦恋村に引っ越してくれるような、そういうことについて、村長、どう考えますか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 世界の人口が80億人を超えて、いわゆるシンガポールを中心とする東南アジアに約6億人いるという状況でございます。経済指標を見ますと、東南アジアの経済発展力、発展率は、ヨーロッパもアメリカも抜いて、東南アジアの経済成長率は非常に高速度で発展を今遂げておるといふことであります。日本も人口が減少しておりますので、観光面でも、あるいは労働力面でもやっぱり東南アジアとしっかりパイプをつくりながら、信頼関係をつくって、醸成して、インバウンドもお越しいただく。また労働力の確保もしっかり対応していくということが地方自治体としても重要な政策課題の1つだと思っております。シンガポールについては、地方自治体国際化協会、独立行政法人がございましてけれども、そこネットワークを張って、何とか婦恋村のオフィスを、資金も頂いて、人材を育てて、なるべく早い時期にシンガポールにオフィスをつくっていただけると、こんなふうに思っています。

真水で全部婦恋のお金ではなく、国の政策あるいは公益財団法人とのご指導もいただきながら、今ネットワーク構築に向けて努力しておるところであります。そういう意味で、インバウンドもそう、労働者の確保もそう、そしてアンテナ的に情報発信したり、情報収集するのはやっぱり私もシンガポールだと思っておりますので、ぜひとも大野議員のご理解もいただきながら、また村民の皆様方のご理解もいただきながら進めてまいりたい、こう思っています。よろしくお祈りいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大野克美君。

○12番（大野克美君） 最後になりますけれども、ぜひ最初に言ったように、これから外国の人たちの力を借りていかなければ、なかなかもう難しい時代に來ましたので、ぜひ外国の

人が今度孀恋村に来たときに、本当に住みやすいような条件、そういうようなものをぜひつくり出していただきたい。そのために日本語学校というのは第1段階だとすると、非常に重要だと思うので、村長がそういう外国の人をできるだけ孀恋村に引き寄せる、その決意と本気度がどのくらいあるかちょっと言ってくれる。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 高い席からで恐縮でございます。私の信条は進化グローバル、アクトボーカルだと思ってます。もういつも言ってますので、自分も70数か国、外国を歩いてきた経緯があります。それで、去年はイタリアのポンペイとの交流も成立いたしました。全く10年越しでした。何でイタリアのポンペイ市の市長が急にシェイクハンドしましょうと言ってくれたかという、ウクライナです。去年の2月24日、あれ以降に向こうの市長さん、応募として、ポンペイまで、土曜日、日曜日を入れて行って交渉してまいりました。平日を使わないで、平日は仕事するというので、最短時間で行ってまいりましたけれども、開口一番私にそっと述べた言葉は、今はジャパンとシェイクハンドが必要だという言葉でありました。そういうことで、ナポリ県600万人、ポンペイ市2万2,000人。世界のポンペイと孀恋村の鎌原がシェイクハンドするということは本当に中途半端なことではないと私は思っておりますので、こういうものを拠点にしながら、また、先ほど申しましたシンガポールの話、それから東南アジアの6億人の皆さんと本当においしいキャベツも輸送も少しはするし、また逆に労働力の皆さんもお越しいただくし、孀恋高校の教室を借りて、あそこに5か国から3人ずつ3年間おれば、15人ずつ3年間なら45人、孀恋高校を借りて、外務省と外務省でシェイクハンドすることもいいと思うし、そういう時代が来ると私は思っております。

また、交流推進課のほうが日本語の方々に20数名、4月から日本語を教えるという、こういう時代であります。議会の予算審査でも話しましたけれども、孀恋村でももう日本語を教えるということで、ジオのガイドの皆さんも日本語を教えましょうという、こういう時代に来つつありますので、情報を共有しながら、世界の平和を望み、そして東南アジアの皆さんとしっかり仲よくして、そして産業にも結びつける、こういう時代が来ていると思っておりますので、ぜひともみんなで議会の皆さんとも協力しながら前に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大野克美君。

○12番（大野克美君） 今は本気度を聞きましたんで、ぜひ言っているだけじゃなくて、本当に実行に移していただきたい。要望で、これで終わります。

○議長（土屋幸雄君） 以上で大野克美君の一般質問を終わります。

---

#### ◎閉会中の継続審査申出について

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件について、会議規則第74条の規定によってお手元に配付しました申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） ご異議ありませんので、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋幸雄君） これにて、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和5年第1回嬭恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議 長 土屋 幸雄

署 名 議 員 佐藤 鈴江

署 名 議 員 松本 幸

令和五年 第一回〔三月〕定例会

婦恋村議会議録

令和五年 第一回〔三月〕定例会

婦恋村議会議録